昭27.2.23.

473　昭和27年2月23日　土曜日　官　報　第7537号　（32頁）

官報

主要目次

府　令
○特別調達庁設置法附則第八項の規定に基く特別調達局の連絡事務所の名称等を定める総理府令の一部改正　四七三頁
告　示
○町村の廃置分合（京都府）　四七三
○村の廃置分合（同）　四七三
○町村の廃置分合（同）　四七三
○ドイツ財産管理令に基き、ドイツ財産でなる財産指定　四七三
○電気事業関係公益事業令施行規則の廃止　四七四
○無線局承認　四七四
○無線局免許　四七四
○鉱区禁止地域指定（山口県）　四七四
○日本国籍離脱者　四七八
○駿河銀行第十三回大福定期預金の細目等　四七九
○昭和二十七年海技専門学院学生の募集要領　四八〇
○運輸審議会の決定（神戸電気鉄道株式会社ほか九社の旅客、手小荷物及び貨物運賃改訂並びに制定について）　四八〇
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項　四八二
○蟹江町入郵便局移転　四八六
○八幡中本町郵便局移転、改称　四八六
○保安林解除（岐阜県）　四八六
国会事項
○参議院公聴会告示（昭和二十七年度総予算について）　四八七
公共企業体事項
○加治木線帖佐・米山間に高架停車場設置　四八八
○加治木線高架・簡原間等に自動車による運輸営業開始　四八八

府　令

◉総理府令第二号

特別調達庁設置法附則第八項の規定に基く特別調達局の連絡事務所の名称等を定める総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

特別調達庁設置法附則第八項の規定に基く特別調達局の連絡事務所の名称等を定める総理府令

特別調達庁設置法附則第八項の規定に基く特別調達局の連絡事務所の名称等を定める総理府令（昭和二十四年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「東京都立川市」を「立川市」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、昭和二十七年二月十五日から適用する。

告　示

◉総理府告示第三十六号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府綴喜郡大住村、草内村、三山木村及び普賢寺村を廃し、その区域を田辺町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三十七号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府加佐郡河守上村、河西村、河東村、有路上村及び有路下村を廃し、その区域を河守町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三十八号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府與謝郡上宮津村を廃し、その区域を宮津町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第三十九号

村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府船井郡檜山村、梅田村、三ノ宮村及び賀美村を廃し、その区域をもつて瑞穂村を置く旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府船井郡竹野村を廃し、その区域を須知町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十一号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府船井郡富本村、吉富村及び新庄村を廃し、その区域を八木町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十二号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府加佐郡河守上村、河西村、河東村、有路上村及び有路下村を廃し、その区域を河守町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十三号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府久世郡久津川村、寺田村、富野荘村及び綴喜郡青谷村を廃し、その区域をもつて城陽町を置く旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十四号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府中郡口大野村、奥大野村、常吉村、三重村、周枳村及び河辺村を廃し、その区域をもつて大宮町を置く旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十五号

町村の廃置分合

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、京都府與謝郡上宮津村を廃し、その区域を宮津町に編入する旨、京都府知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉総理府告示第四十六号

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三條第一項の規定に基き、昭和二十七年二月四日左に掲げる財産を指定した。

よつて前項の財産は、指定の日からドイツ財産でなくなつた。

昭和二十七年二月二十三日

内閣総理大臣　吉田　茂

一、ドイツ人ツル・バビツクに属していた次の財産

種類	数量	所在
(一)建物（家屋番号二百十五番）	一棟総坪五十五坪一合九勺	東京都品川区大井庚塚町四千九百三十八番地
(二)動産（家具、調度）	五十三点	同所同番地

二、ドイツ人ツル・バビツク名義の次の銀行預金

種類	金額	銀行
普通預金	十二円九十一銭（二月四日現在）	東京都千代田区丸の内二丁目五番地　千代田銀行本店

◉公益事業委員会告示第四号

電気事業関係公益事業令施行規則（昭和二十六年公益事業委員会規則第十八号）第五條第一項の規定により、許可を要しない軽微な変更等について次のように定め、昭和二十七年二月十五日から実施する。

昭和二十七年二月二十三日

公益事業委員会委員長　松本　烝治

1　電気事業関係公益事業令施行規則第五條第一項の規定による許可を要しない軽微な変更は、左に掲げるものとする。

一　隣接する発電所と変電所を統合して一の発電所とし、又は二以上の変電所を統合して一の変電所とする変更。但し、実質的な変更を伴う場合を除く。

二　二以上の送電線路を統合して一の送電線路とし、又は一送電線路を分割して二以上の送電線路とする変更。但し、実質的な変更を伴う場合を除く。

三　当該電気事業者の供給区域内の施設について公称電圧四万ボルト未満又は亘長一キロメートル以下

毎日文庫
明治二十五年三月三日　第三種郵便物認可

昭27.2.23. 第7537号

の送電線路の新設、変更及び廃止。但し、他の電気事業者の供給施設と連絡する送電線路を廃止する場合又は変更の結果公称電圧四万ボルト以上となる場合を除く。

四　発電所の出力の二割以上又は千キロワット以上の変更を伴わない渓流取入等による使用河川名の変更

五　主要電気工作物の容量についての左に掲げる変更

(1)　発電所における変圧器の容量の二割未満又は三千キロボルトアンペア以下の増加

(2)　予備変圧器の新設又は又は取替による変圧器の容量の変更

(3)　土砂堆積等自然現象に基く貯水池又は調整池の容量の減少

(4)　事故等の場合に臨時に他から電線路の経過地の変更又は発電所、変電所若しくは他の送電線路の名称変更による送電線路の区間の変更。但し、実質的な位置、経過地又は区間の変更のないものに限る。

七　その他個別に公益事業委員会の認定を受けた変更

2　電気事業者は、前項に掲げる変更したときは、遅滞なく、変更事項を公益事業委員会に報告しなければならないものとする。

六　行政区劃の変更等による市郡区町村名地番等の変更による発電所若しくは変電所の位置若しくは送

◉電波監理委員会告示第七百七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年二月十七日　第五〇六七号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八　設置場所　徳島県勝浦郡小松島町大字小松島字源根井五〇番地　東経一三四度三六分　北緯三四度〇一分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNG—5　A三　(一、六二〇kc　一、九四〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段陽極変調　二五W

十　空中線の型式及び構成　傾斜型

十一　運用許容時間　常時

十二　運用義務時間　不定

◉電波監理委員会告示第七百八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年二月十三日　第五〇六八号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　固定局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属の神戸、高知及び高松の各固定局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　徳島県勝浦郡小松島町大字小松島字源根井五〇番地　東経一三四度三六分　北緯三四度〇一分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JNG—35　A一、三、七八五kc　水晶発振　五〇W

五　通信の相手方　香住漁業用海岸局、但馬漁業協同組合連合会所属船舶局、漁船の船舶局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十月四日

八　設置場所　潤徳丸(主たる停泊港　香住)

九　呼出名称　にしがみじゅんとくまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　(一、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　T型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十一日　第八二二九号

二　免許人の氏名　平野三税

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　釧路、稚内、小樽の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十日

八　設置場所　非陵丸(主たる停泊港　小樽)

九　呼出名称　せいりようまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　(一、六一〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十二日　第八二二〇号

二　免許人の名称　日魯漁業株式会社

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　函館漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十一日

八　設置場所　第三海幸丸(主たる停泊港　函館)

九　呼出名称　だいさんかいこうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　(一、六一〇kc　二、六二〇kc　二、六五〇kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十七日　第八二一七号

二　免許人の名称　合資会社佐藤漁業部

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　稚内、留萌、小樽の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十六日

八　設置場所　第二平久丸(主たる停泊港　小樽)

九　呼出名称　だいにへいきゆうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段陽極変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月十七日　第八二一七号

二　免許人の名称　合資会社佐藤漁業部

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　稚内、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年十月十八日

八　設置場所　第十五　八幡丸(主たる停泊港　釧路)

九　呼出名称　だいじゅうごやはたまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段陽極変調　三〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十四日　第八一九五号

二　免許人の氏名　買手栄太郎

三　無線局の種別　船舶局

◉電波監理委員会告示第七百九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月十七日　第五〇六七号

二　免許人の名称　海上保安庁

三　無線局の種別　海岸局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　燒津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七　免許の有効期限　昭和三十一年十一月五日　但し、無線電信については無期限

八　設置場所　福盛丸(主たる停泊港　燒津)

九　呼出符号及び呼出名称　JKYI　ふくせいまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二　(一、五七〇kc　一、九〇〇kc　二、五八〇kc)　第一装置　主発振　A二　リップル変調　A三　(三、七〇〇kc　五、二〇〇kc　八、三二五kc)　第二装置　水晶発振　A一、A二　一〇〇WW　A三　但し、A一　一、五八〇kc、一、九五五kc、三、七〇〇kcは三〇W　第一装置　A二、A三　低電力変調　一、五八〇kc、一、九五五kcは二〇W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月五日　第三四四六号

二　免許人の氏名　西上重弐

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　函館漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十三日
八　設置場所　第八さかえ丸(主たる停泊港　函館)
九　呼出名称　だいはちさかえまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十日　第八二〇一号
二　免許人の氏名　飯田健一郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、釧路、小樽の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十九日
八　設置場所　第五開運丸(主たる停泊港　小樽)
九　呼出名称　だいごかいうんまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月七日　第八一七四号
二　免許人の氏名　島栄次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月六日
八　設置場所　第五　八幡丸(主たる停泊港　釧路)
九　呼出名称　だいごやはたまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、六一〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十六日　第八二〇三号
二　免許人の氏名　坂本武治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　室蘭漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十五日
八　設置場所　大興丸(主たる停泊港　室蘭)
九　呼出名称　たいこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、六五〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十一日　第八一九八号
二　免許人の名称　日東水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月二十日
八　設置場所　西比利亜丸(主たる停泊港　稚内)
九　呼出符号及び呼出名称　JGGU　しべりあまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二、A三　(一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、六二〇kc　二、六五〇kc　二、六八五kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　A一　五〇WW　A二　四〇〇WW　A三　三〇〇WW
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十三日　第八一九七号
二　免許人の氏名　酒井宗一
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　函館漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項

七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十二日
八　設置場所　第七日の丸(主たる停泊港　函館)
九　呼出名称　だいしちひのまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月二十八日　第一〇一七号
二　免許人の氏名　松本卯之助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十年六月二十七日
八　設置場所　第三まつ丸(主たる停泊港　千倉)
九　呼出名称　まつもとさんごうまつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、九五五kc　二、四四〇kc　二、七八五kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十七年二月二十三日　第八一〇九号
二　免許人の氏名　三田村勝雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　稚内、釧路の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二日
八　設置場所　第八福井丸(主たる停泊港　厚岸)
九　呼出名称　だいはちふくいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六二〇kc　二、六五〇kc)　水晶発振　終段逓蔽格子変調　一五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十一日　第八一七五号
二　免許人の氏名　川端元治
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年八月十日
八　設置場所　たてやま丸(主たる停泊港　根室)
九　呼出名称　たてやまはまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月十三日　第八一八〇号
二　免許人の名称　栗山水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年九月十二日
八　設置場所　第十二金勢丸(主たる停泊港　釧路)
九　呼出名称　だいじゅうにきんせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　(一、六一〇kc　二、六五〇kc)　水晶発振　終段抑制格子変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第七百二十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十三日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十六日　第三四五一号
二　免許人の名称　川崎汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、川崎汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年十月二十五日
但し、無線電信については無期限

昭27.2.23. 第7537号

八 設置場所 神川丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符号 JCIN

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置

A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六〇kc 四六八kc 五〇〇kc

A一 五、四二〇kc 五、五七〇kc 六、六五〇kc 八、二八〇kc 八、四三五kc 八、五〇〇kc 一二、四二〇kc 一六、五六〇kc

水晶発振 終段抑制格子変調 A一 五〇〇W A二 二二〇W

A一 一KW 但し、六、六五〇kcは三〇〇W

補助装置 A一、A二 三七五kc 四〇〇kc 四二五kc 四六〇kc 四六八kc 五〇〇kc 水晶発振 終段抑制格子変調 五〇W

特殊設備 レーダー P〇 九、三八五Mc マグネトロン発振 特殊 五〇KW

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型、逆L型、回転反射鏡付電機ホーン

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 常時

十四 その他 レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◉電波監理委員会告示第七百二十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年二月二十三日 電波監理委員会委員長 網島 毅

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月七日 第八一七〇号

二 免許人の氏名 前川壽一

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船局

六 通信事項 漁業通信、船舶の航行に関する事項

七 免許の有効期限 昭和三十一年八月六日

八 設置場所 第六盛徳丸(主たる停泊港 釧路)

九 呼出名称 だいろくせいとくまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三 一、六一〇kc 一、六二〇kc 二、六五〇kc 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◉土地調整委員会告示第八号

鉱区禁止地域指定

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)第二十三條第一項の規定により、鉱区禁止地域の指定をしたから、同條第四項及び土地調整委員会設置法施行規則(昭和二十六年土地調整委員会規則第二号)第九條第一号の規定により、次のように公示する。

昭和二十七年二月二十三日 土地調整委員会委員長 我妻 栄

一 指定番号 指定第二号

二 指定請求公示の年月日 昭和二十六年十二月二十八日(土地調整委員会告示第四号参照)

三 請求者名 山口県知事 田中龍夫

四 区域の所在地 山口県宇部市大字沖宇部字石切場、水神松、東切貫、上尾山、椨原、受堤上、荒上、切貫、野中の各地内

五 鉱物の名称 石炭

六 区域の面積 五五・一九三ヘクタール

七 区域図 昭和二十六年十二月二十八日土地調整委員会告示第四号の請求区域図の通りである。但し、同図中「請求区域図」とあるのは、「指定区域図」と読み替えるものとする。

八 指定の理由 請求区域には石炭の埋蔵が予想されるが、これを掘採するときは常盤池貯水の漏水をきたし、農業用水並びに工業用水の補給に支障を生ずるおそれがあるから、請求区域の全域を鉱区禁止地域として指定することが現状においては適当であると認められる。

◉法務府告示第三十七号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 広島県広島市比治山本町千百二十二番地

住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州アーリントン市ヴアンヴアーレン区千八百二十五

小川 春子 大正八年二月十八日生

小川 秀子(ヒデ) 大正十年九月一日生

小川 親治(チカハル) 大正十二年五月十二日生

小川 悦夫 大正十四年二月十一日生

◉法務府告示第三十八号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 埼玉県北足立郡朝霞町大字膝折千四百四番地

住所 東京都武蔵野市吉祥寺二千四百五十八番地

沢田美奈子 昭和五年三月二十五日生

◉法務府告示第三十九号

左記の者は、パナマ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 静岡県沼津市獅子浜二百二十五番地の一

住所 神奈川県横浜市中区池袋五十八番地

小松 愛子 大正十二年二月九日生

小松 艶子 大正十五年十一月二十二日生

◉法務府告示第四十号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 東京都千代田区二番町一番地三

住所 東京都文京区本郷四丁目十七番地

鶴見 順子(ジュンコ) 昭和四年六月五日生

本籍 東京都文京区駒込西片町十番地

住所 東京都文京区本郷四丁目十七番地

谷崎 睦子 昭和四年一月二十八日生

◉法務府告示第四十一号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 兵庫県神戸市生田区栄町通五丁目二十二番地

住所 兵庫県神戸市生田区神戸港地方二十四番地

海辺 照子 昭和三年一月三日生

◉法務府告示第四十二号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月二十三日 法務総裁 木村篤太郎

本籍 広島県沼隈郡横島村五百四十一番地

住所 アメリカ合衆国オレゴン州マルトノマ郡グレンアム町

中尾エミ子 大正八年十月三日生

本籍 広島県沼隈郡横島村五百四十一番地

住所 アメリカ合衆国ワシントン州パシフイク郡ペイセンター町

中尾 良子 大正十二年五月三十日生

◉大蔵省告示第三百四十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、駿河銀行第十三回大福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 駿河銀行第十三回大福定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもって一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一九
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	二〇〇
四等	一〇〇	二、〇〇〇
五等	三〇	二〇、〇〇〇
六等	二〇	一七七、七六〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十一日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月十九日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、西日本相互銀行第三回ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 西日本相互銀行第三回ニコニコ定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年三月一日から同月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもって一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞Aは、特賞Bのうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	五〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇〇、〇〇〇	三
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	八〇
三等	三〇〇	四〇〇
四等	一〇〇	四、〇〇〇
五等	三〇	四〇、〇〇〇
六等	二〇	三五五、五一二
計		四〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年四月七日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年四月十二日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百四十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、滋賀相互銀行第四回割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 滋賀相互第四回割増金附定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年三月一日から同月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三万個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	一〇
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	一〇〇	三〇〇
四等	四〇	六〇〇
五等	二〇	二九、〇六九
計		三〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年四月十日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年四月十九日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百四十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、岐阜相互銀行第二回壽定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 岐阜相互銀行第二回壽定期預金

二 條件

(一)契約期間 六月

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもって一組とし、各二十組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	三〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	五〇、〇〇〇	二
一等	五、〇〇〇	一七
二等	一、〇〇〇	四〇
三等	三〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	四〇	一二、〇〇〇
六等	二〇	一八六、八四〇
計		二〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十一日

六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年五月十九日

七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百四十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、豊岡信用金庫第八回割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 豊岡信用金庫第八回割増金附平和定期預金

二 條件

(一)契約期間 甲種 六月 乙種 一年

(二)預入金額 一口千円

(三)利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四 割増金 甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二千個をもって一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)甲種

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	一

二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	二〇
四等	三五	一〇〇
五等	二〇	一、八七七
計		二、〇〇〇

(ロ)乙種

等級	割増金	当せんの数
	円	本
特等	一〇、〇〇〇	一
一等	五、〇〇〇	一
二等	二、〇〇〇	一
三等	一、〇〇〇	三
四等	五〇〇	一
五等	一〇〇	一、八九三
六等	四五	二、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百四十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、小倉市信用金庫第六回ほがらか定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　小倉市信用金庫第六回ほがらか定期預金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
	円	本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	三、〇〇〇	一
三等	一、〇〇〇	二
四等	一〇〇	五〇
五等	三〇	四、四〇六
六等	二〇	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、青森県信用組合第六回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十三日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　青森県信用組合第六回割増金附定期貯金

二　條件

(イ)契約期間　六月

(ロ)預入金額　一口千円

(ハ)利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権六万個をもつて一組とし、各組につき次の

等級	割増金	当せんの数
	円	本
幸運賞	一〇〇、〇〇〇	一
一等	一〇、〇〇〇	五
二等	一、〇〇〇	一八
三等	五〇〇	四三
四等	一〇〇	二四〇
五等	四〇	三、〇〇〇
六等	二〇	五六、四四〇
計		六〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎運輸省告示第四十九号

海技専門学院規則（昭和二十四年運輸省令第五十六号）第十五條及び第二十九條の規定により、昭和二十七年海技専門学院学生を次の要領によつて募集する。

昭和二十七年二月二十三日

運輸大臣　村上　義一

一　募集人員

本科

航海科　約三十人（修業年限二年）

機関科　約三十人（修業年限二年）

特修科

甲種船長科　約二十人（修業年限一年）

甲種機関長科　約二十人（修業年限一年）

甲種一等航海士科　約八人（修業年限六月）

甲種一等機関士科　約八人（修業年限六月）

甲種二等航海士科　約百人

甲種二等機関士科　約百人

乙種船長科　約二十人

乙種機関長科　約二十人

乙種一等航海士科　約四十人（修業年限六月）

乙種一等機関士科　約四十人（修業年限六月）

二　受験資格

1　本科

元高等商船学校専科（元短期高等海員養成所を含む。）又は元商船学校の卒業者であつて船舶職員としての乗船履歴を二年以上有する者

2　特修科

卒業時において、船舶職員法施行規則に定める試験の受験履歴を有する者

三　出願期限　昭和二十七年三月三十一日まで

四　試験期日　昭和二十七年四月八日及び九日

五　試験科目

身体検査　船舶職員法施行規則別表第三の身体検査標準表による。

本科、甲長科、甲一科、甲二科

英語、数学、作文、専門学

乙長科、乙一科

数学、作文、専門学

六　試験地

東京、神戸、門司

七　その他

1　受験志望者は、願書提出の際検定料として四百円を納付すること。

2　志願用紙、受験心得等は、あて名記載の封筒に返信切手を添付したものを同封して、神戸市東灘区本庄町深江海技専門学院教務課に請求すること。

◎運輸省告示第五十号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年二月二十三日

運輸大臣　村上　義一

神戸電気鉄道株式会社ほか九社の旅客、手小荷物及び貨物運賃改訂並びに附帯設備について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百九十九号

昭和二十六年十一月三十日

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

神戸電気鉄道株式会社旅客運賃改訂並びに新設線旅客、手、小荷物及び貨物運賃制定について

昭和二十六年十一月二十一日付鉄監第一五一号をもつて諮問の神戸電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂並びに新設線の旅客、手、小荷物及び貨物運賃制定については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

神戸電気鉄道株式会社現行区間制旅客運賃の区間を調整して全区数十八区を十七区（最長利用区数十四区を十三区）に変更し、現行運賃一区七円の外加倍を、一区から六円までは新設線を含めて一区につき十区、七区以上は一区につき五円を加算することとし、新設線の貨物、手小荷物運賃は既設線の認可運賃を適用することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

神戸電気鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しなかつた各種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、そのうえ最近三木鋼有橋、粟生間（九粁八分）の新設線延長計画が実現する運びとなつたので、これが所要建設費の一部を営業費でまかなうとすれば、新設線の営業収入を考慮しても、なお年間九千五百六十余万円の欠損となり、現在の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができなくなつたので、新設線を含めた旅客、貨物、手、小荷物運賃を主文のとおり改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第二百号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

定山渓鉄道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十六年十一月二十一日付鉄監第五一一号をもつて諮問の定山渓鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

主　文

定山渓鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円五十銭を三円二十銭に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

定山渓鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その当時予想しえなかつた各種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、諸費用の節減にもかかわらず年間二千二百十余万円の欠損をまぬかれない実状に立ち至つたため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂して企業の健全化をはかろうとするもので、本件は認可することを適当と認める。

第二百二十九号

昭和二十六年十二月十五日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

大井川鉄道株式会社旅客及び貨物運賃改訂について

昭和二十六年十二月八日付鉄監第一六〇九号をもつて諮問の大井川鉄道株式会社申請旅客及び貨物運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

大井川鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円を二円五十銭に改め、貨物運賃計算上の貨物営業キロ程割増率現行四十割増を三十割増に引き下げ、等級及び賃率は従来どおりとすることは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

大井川鉄道株式会社の現行旅客運賃は、昭和二十三年七月以来据置きとなつているため、その後における営業費の膨脹により、平年度において約九百万円の損金を生じており、さらに一方貨物運賃は去る十一月一日から日本国有鉄道の貨物運賃改訂と同時に同率の引上げとなつたが、本鉄道の主要貨物である原木は、材源の枯渇につれて漸次深山にこれを求めなければならなくなり、したがつて駅頭までの搬出費がかさむ結果、輸送数量の減少を防ぐためには、鉄道運賃の負担軽減をはかるほか途はなくこれによる減収を加算すると年間約千六百万円の欠損をまぬがれない実情にあるので、鉄道企業の健全化をはかるため、現行旅客及び貨物運賃を主文のとおり改訂することを適当と認める。

第二百三十二号

昭和二十六年十二月十五日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

藤田興業株式会社旅客及び貨物運賃改訂について

昭和二十六年十二月八日付鉄監第一六〇九号をもつて諮問の藤田興業株式会社申請旅客及び貨物運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

藤田興業株式会社（片上鉄道線）の現行旅客運賃一キロメートル当り二円二十銭を二円五十銭に、貨物運賃計算上の貨物営業キロ程割増率現行六十割増を五十割増に改め、等級及び賃率は日本国有鉄道所定のものを適用することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

藤田興業株式会社（片上鉄道線）の現行旅客運賃は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに改訂を認められて今日に至つており、また貨物運賃は本年一月、日本国有鉄道の貨物運賃改訂に伴い、同率の値上げとなつたが、そのため荷主の負担を加重することとなつたので、この際運賃負担の軽減をはかるため、現行貨物営業キロ程割増率を引下げることとした。これによる減収額と最近における営業費の膨脹とを見込めば平年度において二千八百五十余万円の欠損となるので、貨物運賃負担の軽減と企業の健全化をはかるため、現行旅客及び貨物運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

第二百四十五号

昭和二十六年十二月二十一日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

鍋山軌道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十六年十二月十三日付鉄監第一六二三号をもつて諮問の鍋山軌道株式会社申請貨物運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

鍋山軌道株式会社の現行貨物運賃一キロメートル当り二円二十銭を二円五十銭に、貨物運賃計算上の貨物営業キロ程割増率現行六十割増を五十割増に改め、等級及び賃率は日本国有鉄道所定のものを適用することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

鍋山軌道株式会社の現行貨物運賃は、昭和二十三年九月以来据置きとなつているが、その後における営業費の膨脹により諸経費の節減にもかかわらず、平年度において七十七万余円の欠損を生じ、現在の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができない状態に立ち至つたので、企業の健全化をはかるため現行旅客及び貨物運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

第二百五十六号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

小坂鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円五十五銭を三円三十銭に、貨物運賃については等級及び賃率は、日本国有鉄道所定のものを適用し、花岡線の貨物営業キロ程実キロを六十割増に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

主　文

小坂鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円五十五銭を三円三十銭に、貨物運賃については等級及び賃率は、日本国有鉄道所定のものを適用し、花岡線の硫化鉄鉱増送の目的をもつて従来の軌間（〇・六七メートル）を標準軌間（一・〇六七メートル）に拡張した結果、車扱貨物の最低運賃収入はかえつて減収することとなり、他面営業費は最近著しく膨脹をきたし、かつ花岡線の軌間拡張に伴う減価償却費、利子等の増加を加算すると、平年度において二千四百五十余万円の欠損を余儀なくされ、現在の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができない状態に立ち至つたので、企業の健全化をはかるため現行旅客及び貨物運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

第二百六十一号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

草軽電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十六年十二月二十日付鉄監第一六八二号をもつて諮問の草軽電気鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

草軽電気鉄道株式会社の現行旅客運賃一キロメートル当り二円四十銭を三円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

草軽電気鉄道株式会社の現行旅客運賃は、昭和二十三年七月以来据置きとなつているが、その後期鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、電気料金の改訂等幾多の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、一方営業収入は日本国有鉄道経営自動車の進出により著しく輸送数量の減少をきたし、これによる減収を加算すれば平年度において一千二百九十余万円の欠損を生じて経営の窮状を打開する一途として、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

第二百六十二号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

京福電気鉄道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十六年十二月二十日付鉄監第一六八二号をもつて諮問の京福電気鉄道株式会社旅客運賃改訂については、審議の結果次のとおり答申する。

昭27.2.23. 第7537号

主　文

京福電気鉄道株式会社越前線の現行旅客運賃一キロメートル当り一円六十五銭を二円三十銭に、京都線現行区間調整運賃一区五円最長利用区数叡山線六区、嵐山線四区(いずれも累加制)を、叡山線は運賃区間を変更せず一区運賃十円、二区以上は一区につき五円を加算することとし、嵐山線は運賃区間を調整して最長利用区数を三区に縮少し、一区運賃十円(全線三十円)に、鋼索線均一制運賃三十円を四十円に改訂することは、妥当と認められるから本件は認可することが適当である。

理　由

京福電気鉄道株式会社は、昨年五月他の鉄、軌道とともに旅客運賃を改訂し、その後京都線の運賃区間調整に際し、若干の修正を認められたが、最近における営業費の膨脹と、嵐山線旅客の他交通機関への転嫁に基く運輸収入の減少とにより諸経費の節減にもかかわらず平年度において八千百五十余万円の欠損を生ずることとなり、現在の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができない状態に立ち至ったので、企業の健全化をはかるため現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認められる。

第二百六十三号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

福井鉄道株式会社旅客運賃改訂について

昭和二十六年十二月二十日付鉄監第一六八二号をもって諮問の福井鉄道株式会社申請旅客運賃改訂については、審議の結果、次のとおり答申する。

主　文

福井鉄道株式会社の現行鉄道線旅客運賃一キロメートル当り一円六十五銭を二円二十銭に、市内線運賃六円均一を八円均一に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理　由

福井鉄道株式会社は、昨年五月、他の鉄、軌道とともに旅客運賃の改訂を認められたが、その後若干の修正を認められたが、当時予想しなかった各種の理由により著しく営業費の膨脹をきたし、諸経費の節減にもかかわらず年間三千六百余万円の欠損を余儀なくされ、現行の運賃収入では到底その経営を維持してゆくことができない状態に立ち至ったので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認める。

第二百六十四号

昭和二十六年十二月二十八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　村上　義一殿

答　申　書

函館市営電気軌道旅客運賃改訂について

昭和二十六年十二月二十日付鉄監第一六八二号をもって諮問の函館市申請市営電気軌道旅客運賃改訂については、審議の結果、次のとおり答申する。

主　文

函館市営電気軌道の現行旅客運賃八円均一を十円均一に改訂することは、妥当と認められるから、本件は認可することが適当である。

理　由

函館市営電気軌道の現行旅客運賃は、昭和二十四年六月、他の都市電とともに改訂を認められたが、その当時予想しえなかった朝鮮事変の勃発に伴う鉄道用諸資材の急騰、電気料金、給与ベースの改訂等幾多の理由により、著しく営業費の膨脹をきたし、現在の運賃収入では到底交通企業としての使命を果すことができない状態に立ち至ったので、企業の健全化をはかるため、現行旅客運賃を主文のとおり改訂することは適当と認められる。

◉海上保安庁告示(航)第八号

航路標識の新設、改廃、その他変更の航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年二月二十三日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

(171項……192項)

◉27年171項

北海道南岸——函館港東方　無線標識局位置について

函館無線標識局(無線電信局)は図載位置の北北東方約950mにある。

位置　潮水山頂・(321)から254.3°　4,580m　41° 46.2′ N., 140° 50.3′ E.　(概位)　R. RC

略記　注意　海図上、上記位置に送信所記号を記載、略記を附記し、上記位置の南南西方約950mに図載の送信所記号を附記の略記と共に削除する。

海図　1159—10—72

誌類　十誌 104. 44 ページ

出所　第1管区海上保安本部

◉27年172項

削除

本州北西岸——浜田港　燈台存在

記事　「外ノ浦」西側の下記2燈(白燈)は存在しない。

位置　(イ)鰐山頭の記念碑○から351.5°　460m　34° 54.5′ N., 132° 04.7′ E.　(概位)

(ロ)上記白燈の東方約10m

注意　海図上、上記2位置に図載の○符を附記の「白燈」と共に各削除する。

◉27年176項

本州北岸——大浜港　浮標存在について

(1)記事　岸壁南西方の下記位置に係船浮標(1個)が存在する。

位置　岸壁信号竿○から247.5°　1,175m　41° 14.9′ N., 141° 09.0′ E.　(概位)

様式　紅塗円台形

(2)記事　岸壁信号竿○から240.5°　1,420m　41° 14.8′ N., 141° 08.9′ E.　(概位)

(ロ)上記信号竿○から238.5°　1,620m

(ハ)紅塗円錐形

様式　(イ)紅塗円台形

位置　(イ)岸壁信号竿○から240.5°　1,420m　41° 14.8′ N., 141° 08.9′ E.　(概位)

(ロ)上記信号竿○から238.5°　1,620m

(ハ)紅塗円錐形

様式　1157(分図)大浜港(ノ)

誌類　十誌 102. 209 ページ

出所　水路部

◉27年177項

本州南岸——三崎港　現状について

記事　三崎港魚市場南西側および「城ヶ島」北岸の小浜前面の下記2区域は埋立された。

区域　下記(イ—ヘ)の4地点を各結んだ線および陸岸により囲まれる区域

(イ)魚市場南西側　三崎港北防波堤燈台(不動白光)から72°　310m　35° 08.2′ N., 139° 37.2′ E.　(概位)

(ロ)から224°　55m

(ハ)から304°　120m

(ニ)から22°　60m(日本冷蔵会社工場南西角)

(2)小浜前面

(ホ)「城ヶ島」燈台から64°　246m(陸岸上)　35° 08.0′ N., 139° 37.0′ E.　(概位)

(ヘ)27年176項

本州北岸——大浜港　浮標存在について

(1)記事　岸壁南西方の下記位置に係船浮標(1個)が存在する。

位置　岸壁信号竿○から247.5°　1,175m　41° 14.9′ N., 141° 09.0′ E.　(概位)

様式　紅塗円台形

(2)記事　岸壁信号竿○から240.5°　1,420m　41° 14.8′ N., 141° 08.9′ E.　(概位)

(ロ)上記信号竿○から238.5°　1,620m

(ハ)紅塗円錐形

様式　(イ)魚市場南西側　三崎港北防波堤燈台(不動白光)から72°　310m　35° 08.2′ N., 139° 37.2′ E.　(概位)

(ロ)から224°　55m

(ハ)から304°　120m

(ニ)から22°　60m(日本冷蔵会社工場南西角)

(2)小浜前面

(ホ)「城ヶ島」燈台から64°　246m(陸岸上)　35° 08.0′ N., 139° 37.0′ E.　(概位)

海図　82(内浦湾)—30

誌類　十誌 101. 80 ページ(昭和27年1月刊行)誌 411. 2328番、2328.1番(各挿入)

出所　燈台部

○27年179項(一時関係)*

本州南岸——伊良湖水道南東方　燈浮標設置

記事　26年1003項で誤失の旨告示した伊勢湾湾口海水路第2号燈浮標は昭和27年2月9日図設位置に再置した。

位置　神島の東南東方　約4.1M　34° 30.9′ N., 137° 03.9′ E.　(概位)

略記　Fl. ev. 3 sec. 7½ M.

海図　1058—1052

前告示　(昭和27年1月刊行)誌 411. 2347番関係の26年1003項(削除)

出所　燈台部

◉27年180項

本州南岸　伊勢湾西側——宇治山田港西北西方　燈柱改設

記事　土路町燈柱は燈質を閃紅光に、光達等を下記の通り変更の上改設した。

位置　宇治山田港の西北西方　約2M　34° 32.9′ N., 136° 43.2′ E.　(概位)

略記　Fl. R. ev. 3 sec. 12 m. 11M.

(U)

燈質　閃紅光、毎3秒に1閃●燈高　平均水面上12.4m●光達　11M●燭光数　560●明弧　114—252°●構造　白塗三角やぐら形鉄造、礎上高7.4m●無看守

海図　1053—1051—70—61—1072

誌類　十誌 101. 110 ページ(昭和27年1月刊行)誌 411. 2445番

出所　燈台部

海図　1175(浜田港)

出所　水路部

◉27年174項

本州北西岸　美保湾東方——御崎　燈柱存在

記事　赤瀬港西北西方約3.1Mの御崎上に「御崎燈柱」が設置してある。

位置　御崎上　35° 31′ 37″ N., 133° 35′ 30″ E.

略記　F. 34 m. 8½ M. (U)

燈質　不動白光●燈高　平均水面上64.0m●光達　8.5M●塒光数　80●明弧　全周●構造　鉄筋コンクリート造●無看守●島根県下中山村立

海図　1172

誌類　十誌 102. 66 ページ(昭和27年1月刊行)誌 411. 1051番(挿入)

出所　燈台部

○27年175項(一時関係)*

本州北西岸　伏木富山港——伏木区漁標撤去

記事　26年901項(2)で告示した伏木新路内の漁標は撤去してある。

区域　下記4地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面

(イ)　伏木港導燈(低燈)から21½°　2,345m　36° 48.7′ N., 137° 04.9′ E.　(概位)

(ロ)から116°　136m

(ハ)(ロ)から315½°　295m

(ニ)(ハ)から296°　145m

海図　1162

前告示　誌 102. 142 ページおよび誌 451. 53 ページ関係の26年901項(2)(削除)

出所　航路啓開本部

○27年186項(一時関係)*

内海——今治　燈台復旧、仮燈撤去

記事　今治港防波堤燈台は仮燈点燈中のところ本燈に復旧し、仮燈は撤去してある。

位置　東防波堤外端　34° 04.2′ N., 133° 00.5′ E.　(概位)

略記　Occ. ev. 6 sec. 12 m. 11M. (U)

海図　107(今治港)—132—104—141

前告示　25年173項(削除)

出所　燈台部

◉27年187項

内海　徳山下松港——徳山　浮標設置

記事　蛇島の西方および西南西方の下記2位置に昭和27年2月6日「徳山沿地A浮標」および「同H浮標」を設置した。

位置　(イ)徳山沖地A浮標　蛇島△(76)から275½°　920m　34° 01.1′ N., 131° 47.3′ E.　(概位)

(ロ)同H浮標　上記△(76)から245°　2,905m

様式　(イ)黒塗円錐形鉄造、高さ水面上3m

(ロ)紅塗円錐形鉄造、高さ水面上3m

海図　1106—126—1101

誌類　十誌 103. 293 ページ(昭和27年1月刊行)誌 411. 8357番、8358番(各挿入)

出所　燈台部

○27年188項(一時関係)

内海　周防灘——本山岬西南西方やぐら設置

記事　本山岬の西南西方約1.5Mに下記期間中試験用やぐらが設置してある。

位置　本山岬北北西方の龍王山△(136)から197½°　4,270m

海図　154(多度津港)

出所　第6管区海上保安本部

◉27年184項*

内海　伯方瀬戸西口——多々羅鼓立標改設

記事　多々羅鼓立標は改修中のところ昭和27年2月9日下記の通り改設の上復旧し、名称を「多々羅鼓燈標」に変更した。

位置　多々羅鼓上　34° 15.3′ N., 133° 03.8′ E.　(概位)

略記　Fl. ev. 5 sec. 8, m. 6 M. (U)

燈質　閃白光、毎5秒に1閃●燈高　平均水面上8.7m●光達　6.0 M●塒光数　80●明弧　全周●構造　紅黒横縞塗円形コンクリート造●無看守

注意　海図上、上記位置に図載の○符を燈記号に附記の"Bn."を上記略記に各改記する。

海図　103—153

誌類　十誌 103. 195 ページ(昭和27年1月刊行)誌 411. 3445.5番(挿入)—(昭和27年1月刊行)誌 411. 7308番(削除)—25年146項(削除)

出所　燈台部

◉27年185項

内海　燧灘—西條港　目標不存在

記事　港内の河口西側の煙突(2基)は存在しない。

位置　33° 55.4′ N., 133° 10.6′ E.　(概位)

注意　(1)海図上、上記位置に図載の○符(2個)を附記の"2 Chys."と共に各削除する。

(2)誌 103 号. 169 ページ 15 行目「本郷川の……2煙突」を削除する。

◉27年188項(一時関係)

内海　周防灘——本山岬西南西方やぐら設置

記事　本山岬の西南西方約1.5Mに下記期間中試験用やぐらが設置してある。

位置　本山岬北北西方の龍王山△(136)から197½°　4,270m

海図　153

(注意2)誌 103　169 ページ

出所　水路部

33° 55.0′ N., 131° 09.4′ E.（概位）
期間　昭和26年12月15日—同27年7月31日
備考　上記やぐら標示のため夜間は紅燈(閃紅光)を点ずる。
海図　127—1101
誌類　誌103. 301ページ
出所　燈台部
●27年189項
豊後水道東側——八幡浜港　燈存在
記事　向灘対岸の浮さんばし外端に紅青燈が設置してある。
位置　八幡浜港北方の讃岐峰△(386)から132½° 1,180m
33° 27.5′ N., 132° 25.4′ E.（概位）
注意　海図上、上記位置に○符を記載し、「紅青燈」を附記する。
海図　156
誌類　†誌103. 342ページ
出所　水路部
●27年190項
豊後水道東側——宇和島港　燈存在および浮さんばし不存在
(1)記事　港内東側の埋立地の2突堤外端に紅緑燈および緑燈が各設置してある。
位置　(イ)港内南側の戎山△(126)から80½° 890m
33° 13.2′ N., 132° 33.3′ E.（概位）
(ロ)上記△(126)から64° 770m
注意　海図上、上記2位置に○符を記載し、(イ)に「紅緑燈」を、(ロ)に「緑燈」を各附記する、なお(イ)位置から108½° 90mの突堤を二重実線にて記載する。
(2)記事　樺崎中央部附近から北西方に延びる浮さんばしおよびその外端の紅燈は各存在しない。
位置　33° 13.5′ N., 132° 33.4′ E.（概位）
注意　海図上、上記位置に図載の浮さんばしおよびその外端に記載の○符を附記の「紅燈」と共に、またその至近に図載の「上陸所」を各削除する。
海図　138
誌類　†誌103. 349ページ
出所　水路部
●27年191項
図誌訂正
(1)海図107号(今治港)
内海燧灘今治港内西側の下記陸上物標を各削除する。
今治港防波堤燈台（34° 04.2′ N., 133° 00.5′ E. 概位）

からの	方位(度)	距離(m)
(イ)煙突	247½	500
(ロ)電燈	240	370
(ハ)電燈	220½	380
(ニ)煙突	219½	430
(ホ)紅燈	214	445
(ヘ)電燈	205	410
(ト)煙突	209½	600

（水路部）
(2)海図138号
豊後水道東側宇和島港内の樺崎南部（33° 13.4′ N., 132° 33.5′ E. 概位）の「測候所」に附記の"(S.Sig.)"を削除する。（水路部）
(3)海図1120号
(イ)内海燧灘新居浜港第1区東側の日新化学工業株式会社菊本工場北部（33° 58.4′ N., 133° 16.6′ E. 概位）に図載の○符に附記の「円筒(白大)」を「Tank(水)(白大)」に改記する。
(ロ)第1区南側の非華鉱業株式会社北西角附近（33° 58.0′ N., 133° 16.0′ E. 概位）に図載の独立家屋を削除する。
(ハ)第1区南側の惣開町前面の船だまりに図載の浮さんばし(4個連結)の最外端の1個を削除する。（水路部）
(4)書誌102号
192ページ19行中「西風が強吹して……2—3回起る、」を削除する。（水路部）
(5)書誌103号
327ページ4—10行ちよう附の27年137項別紙8行中「若松C」を「戸畑C」に改記する。（水路部）
(6)書誌451号（海事一般法規集）
港湾法施行令の一部改正に伴い下記の通り改記する。
(イ)134ノ6ページ8—10行を別紙(1枚)により改記する。
(ロ)134ノ7ページ別表第1の重要港湾欄初行中「釧路」の次に「留萌」を、27行中「徳山下松」の次に「岩国」および134ノ8ページ3行中「細島」の次に「油津」を各追記する。
(ハ)134ノ8ページ別表第3を別紙(1枚)により改記する。（昭和27年2月1日付官報政令第10号）
(7)27年155項
誌類欄中「(近刊)誌411. 2438番」を「(近刊)誌411. 2437.5番」および同項別紙中の鈴鹿燈柱番号欄"2438"を"2437.5"に各改記する。（水路部）
(8)27年167項
位置欄中の緯度"26° 16′ 20″ N."を"26° 10′ 20″ N."に改記する。（水路部）

●27年192項
(1)書誌改版

番号	書名	刊行年月	定価(円)	摘要	目録記入ページ
書誌第411号	燈台表第1巻	昭27—1	400	本巻は昭和24年2月刊行の燈台表第1巻にその後の資料を加え、内容を改訂したものである。	9ページ左欄

注意—上記改版書誌411号の昭和27年6号までの関係告示（一時関係一覧、訂正一覧および訂正用附票）を本冊に添附する。
(2)書誌廃版

番号	書名	刊行年月	記事
書誌第411号	燈台表第1巻	昭24—2	昭和27年1月改版されたので廃する。

(9)本州北西岸浜田港、境港および附近　掃海完了区域について
浜田港、境港および附近における掃海完了区域は下記の通りであり、すべての船舶の航行に対して安全である、但し日本海沿岸には浮流機雷が出現することがあるから注意を要する。
(I)浜田港
下記区域は昭和24年8月20日までに掃海を完了した。
区域　下記(イ)(ロ)の2地点を結んだ線の両側各300m（但し(イ)地点を通る30°線以西、(ロ)地点を通る20°線以東の海面を除く）および(ハ)(ニ)の2地点を結んだ線の両側各250mの区域内海面
(イ)34° 53′ 26″ N., 132° 01′ 38″ E.
(ロ)34° 53′ 21″ N., 132° 03′ 47″ E.
(ハ)34° 53′ 23″ N., 132° 02′ 46″ E.
(ニ)34° 52′ 22″ N., 132° 03′ 15″ E.
（海図1175号(浜田港)参照）
(II)境港および附近
下記区域は昭和26年2月28日までに掃海を完了した。
区域(A)境航路、泊地および港内
(1)航路
下記4地点を順次連結する線の両側各500mの区域内海面
(イ)35° 37′ 30″ N., 133° 20′ 24″ E.
(ロ)35° 33′ 44″ N., 133° 20′ 34″ E.
(ハ)35° 32′ 54″ N., 133° 19′ 43″ E.
(ニ)35° 32′ 54″ N., 133° 17′ 48″ E.
(2)泊地および港内
下記10地点を順次連結する線および陸岸により囲まれる区域内海面、但し(ワ)(ヨ)間および(ヲ)(ク)間は5m等深線により連結する。
(ヤ)35° 30′ 45″ N., 133° 15′ 10″ E.
(マ)35° 32′ 06″ N., 133° 16′ 28″ E.
(ケ)35° 32′ 06″ N., 133° 17′ 48″ E.
(フ)35° 33′ 10″ N., 133° 17′ 48″ E.
(ワ)35° 33′ 10″ N., 133° 16′ 56″ E.
(ヨ)35° 32′ 44″ N., 133° 13′ 24″ E.
(タ)35° 32′ 32″ N., 133° 13′ 24″ E.
(レ)35° 32′ 41″ N., 133° 14′ 42″ E.
(ソ)35° 32′ 56″ N., 133° 16′ 29″ E.
(ツ)35° 32′ 17″ N., 133° 14′ 45″ E.
(B)中海航路および泊地
下記(ヨ)—(ソ)の5地点を順次連結する線の両側各75m、(ネ)—(ム)の4地点を順次連結する線の両側各100mおよび(ム)—(マ)の8地点を順次連結する線および陸岸により囲まれる区域内海面
(ヨ)35° 32′ 35″ N., 133° 13′ 24″ E.
(タ)35° 32′ 08″ N., 133° 12′ 42″ E.
(レ)35° 31′ 51″ N., 133° 12′ 09″ E.
(ソ)35° 31′ 15″ N., 133° 11′ 39″ E.
(ツ)35° 31′ 05″ N., 133° 09′ 42″ E.
(ネ)35° 29′ 54″ N., 133° 08′ 47″ E.
(ナ)35° 28′ 18″ N., 133° 09′ 22″ E.
(ラ)35° 28′ 00″ N., 133° 10′ 39″ E.
(ム)35° 29′ 16″ N., 133° 13′ 52″ E.
(ウ)35° 29′ 29″ N., 133° 13′ 43″ E.
(キ)35° 29′ 18″ N., 133° 13′ 19″ E.
(ノ)35° 28′ 52″ N., 133° 13′ 36″ E.
(オ)35° 29′ 03″ N., 133° 14′ 01″ E.
(ク)35° 29′ 05″ N., 133° 14′ 00″ E.
(ヤ)35° 29′ 09″ N., 133° 14′ 08″ E.
(マ)35° 29′ 20″ N., 133° 14′ 02″ E.
上記区域は北部において境港内掃海完了区域に接続する。
（海図116号および133号各参照）（航路啓開本部）

(10)本州北西岸——直江津港　燈浮標流失
直江津航路燈浮標（37° 13.0′ N., 138° 13.5′ E. 概位）は昭和27年2月6日流失した。
（海図146号および（昭和27年1月刊行）書誌411号. 1249番各参照）（燈台部）
(11)本州東岸——銚子港　燈浮標消燈
「沖ノ明神礁」燈浮標(35° 44.3′ N., 140° 51.4′ E. 概位）は昭和27年2月11日消燈した。
（海図57号(犬吠埼)および（昭和27年1月刊行）書誌411号. 2093番各参照）（燈台部）
(12)東京海湾——浦賀水道　浮標存在
浦賀水道の下記2地点を結んだ線上に数個の大型黄塗球形浮標が設置してある、なお各浮標の間隔は914m (1,000yds.) である、上記浮標の附近を通過する船舶は注意を要する。
位置(イ)35° 15′ 00″ N., 139° 45′ 00″ E.
(ロ)35° 11′ 40″ N., 139° 49′ 30″ E.
（海図90号参照）(Hydropac2246c)
(13)内海　掃海完了区域について
(I)備讃瀬戸——高松中航路
下記区域は昭和23年4月14日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域　下記(イ)(ロ)の2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面、但し(ハ)—(ホ)の3地点を結んだ線以南の海面を除く。
(イ)34° 26′ 04″ N., 134° 06′ 36″ E.
(ロ)高松港西防波堤燈台（不紅光）
34° 21.1′ N., 134° 03.1′ E.（概位）
(ハ)34° 21′ 12″ N., 134° 03′ 34″ E.
(ニ)34° 21′ 10″ N., 134° 03′ 16″ E.
(ホ)高松港北防波堤西燈台（閃白光）
34° 21.1′ N., 134° 03.3′ E.（概位）
上記区域は北部で備讃瀬戸航路に、南部で高松西航路に各接続する。
（海図137号A参照）
(II)燧灘——新居浜東航路
下記区域は昭和24年12月12日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面
(イ)34° 15′ 56″ N., 133° 29′ 08″ E.
(ロ)34° 00′ 24″ N., 133° 17′ 17″ E.
上記区域は北東部で備後灘航路に、南西部で新居浜泊地に各接続する。
（海図153号参照）
(III)備後灘——「因ノ島」東航路
下記区域は昭和23年6月23日までに掃海を完了した、すべての船舶航行に対して安全である。
区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面
(イ)34。15′ 00″ N., 133° 25′ 30″ E.
(ロ)34° 17′ 24″ N., 133° 16′ 24″ E.
上記区域は東部で備後灘航路に、西部で「因ノ島」航路に各接続する。
（海図153号参照）
(IV)来島海峡東口——今治港
下記区域は昭和26年5月29日までに掃海を完了した、すべての船舶航泊に対して安全である。
区域　下記8地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面、但し(ニ)(ホ)間は岸壁および防波堤により連結する。
(イ)34° 04′ 10″ N., 133° 01′ 43″ E.
(ロ)34° 03′ 49″ N., 133° 01′ 05″ E.
(ハ)34° 04′ 15.0″ N., 133° 00′ 35.5″ E.
(ニ)今治港防波堤燈台（明暗白光）
34° 04.2′ N., 133° 00.5′ E.（概位）
(ホ)34° 04′ 13″ N., 133° 00′ 13″ E.
(ヘ)34° 04′ 22″ N., 133° 00′ 28″ E.
(ト)34° 04′ 55″ N., 132° 59′ 49″ E.
(チ)34° 05′ 20″ N., 133° 00′ 18″ E.
上記区域は北東部で備後灘航路に接続する。
（海図104号参照）
(V)伊予灘南西側——佐賀関航路
下記区域は昭和26年11月18日までに掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域　下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面
(イ)33° 20′ 46″ N., 131° 52′ 52″ E.
(ロ)35° 15′ 18″ N., 131° 51′ 44″ E.
上記区域は北部で別府航路に接続する。
（海図1218号参照）
(VI)周防灘——宇部航路および小野田航路
下記A区域は昭和22年10月15日までに、B区域は同23年7月25日までに各掃海を完了した、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域(A)宇部航路
下記2地点を結んだ線の両側各400mの区域内海面
(イ)宇部港南防波堤西燈台
明暗紅光）
33° 56.0′ N., 131° 14.1′ E.（概位）
(ロ)33° 50′ 55″ N., 131° 14′ 04″ E.
上記区域は南部で周防灘航路に接続する。
(B)小野田航路
下記2地点を結んだ線の両側各500mの区域内海面、但し、(ニ)地点を通る85½°線以北の海面を除く。
(ハ)33° 57′ 25″ N., 131° 09′ 22″ E.
(ニ)33° 54′ 19″ N., 131° 06′ 45″ E.
上記区域は南部で下関掃海水路南東水道に接続する。
（海図127号参照）（航路啓開本部）
(14)内海　周防灘——苅田港南東方対空射撃訓練期間延長
苅田港南東方の築城附近における連合国軍の対空射撃訓練は昭和27年3月11日まで延期した、附近航行の船舶は注意を要する。
区域　33° 41′ N., 131° 03′ E. の地点を中心とする半径約10.9M(22,000 yds.)の圏内海面
期間　昭和27年2月25日—同年3月11日
訓練時間　毎週月曜日—金曜日、毎日0800—1700
（海図1101号、書誌461号. 35ページおよび27年6号項外(60)各参照）（外務省）
(15)関門港　下関区——小瀬戸　燈台復旧、仮燈撤去
「太郎ヶ瀬鼻」燈台（33° 56.9′ N., 130° 54.4′ E. 概位）は仮燈点燈中のところ昭和27年2月14日本燈に復旧し、仮燈は撤去した。
（海図1226号、(昭和27年1月刊行）書誌411号. 3954番および27年5号項外(4)各参照）（燈台部）

第7537号 昭27.2.23.

昭27. 2. 23. 第7537号

航路標識――若松区　地所について
最近の報告によれば若松港（朗南紅光）から69°　約960m（38°　55.6′　N.、130°　50.0′　E.　概位）の航路上で喫水7.48mの船が、また上記港から76°　約1.9Mの航路上で喫水7.04mの船がそれぞれ座礁したという。
（海図171号参照）（東部海運株式会社）

（訂）九州北岸――唐津湾　掘海完了区域について
唐津航路および泊地は昭和21年5月1日までに掘海を完了したが、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域（A）航路
下記(ロ)―(ヘ)の5地点を順次連結する線の西側500m、(ハ)―(ホ)の3地点を結んだ線の西側600mおよび(ロ)の2地点を結んだ線の両側各400mの区域内海面
(ロ)33°　29′　20″　N.、129°　58′　04″　E.
(ハ)33°　29′　58″　N.、129°　58′　58″　E.
(ニ)33°　31′　45″　N.、129°　59′　46″　E.
(ホ)33°　32′　53″　N.、129°　59′　39″　E.
(ヘ)33°　35′　07″　N.、129°　57′　15″　E.
(ト)上記(ロ)地点
(ト)33°　32′　41″　N.、130°　04′　12″　E.
(チ)33°　36′　30″　N.、130°　05′　30″　E.
(リ)33°　40′　18″　N.、130°　12′　42″　E.
(ヌ)33°　35′　54″　N.、130°　05′　18″　E.
上記区域は南部で唐津泊地に、北部で福岡漁港水道に各接続する。

（訂）航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点
(イ)漂流物	
2月8日0900	本州東岸鮭塚盛合の東北東方約27M
2月10日1050	本州南岸伊東港の東方約8M
2月10日2115	九州西岸佐世保港向後瀬の西北西方約3.2M
2月13日0500	本州北西岸直江津港口附近
2月15日0055	東京湾観音埼盛合の南東方約0.9M
(ロ)機雷らしいもの	
2月11日1430	本州北西岸滝山神盛合の南西方約21.5M
2月14日1000	本州北西岸三国港の西方約36M
2月15日1000	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約8.2M
(ハ)浮流機雷	
2月9日1108（処分済）	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約5.5M
2月19日1525	本州北西岸三国港の北北西方4.7M
2月14日1700	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の西北西方約9.2M

（航路啓開本部）

（訂）九州北岸――唐津湾　掘海完了区域について
唐津航路および泊地は昭和21年5月1日までに掘海を完了したが、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域（A）航路
下記(ロ)―(ヘ)の5地点を順次連結する線の西側500m、(ト)―(ヌ)の3地点を結んだ線の西側600mおよび(ロ)の2地点を結んだ線の両側各400mの区域内海面
(ロ)33°　29′　20″　N.、129°　58′　04″　E.
(ハ)33°　29′　58″　N.、129°　58′　58″　E.
(ニ)33°　31′　45″　N.、129°　59′　46″　E.
(ホ)33°　32′　53″　N.、129°　59′　39″　E.
(ヘ)33°　35′　07″　N.、129°　57′　15″　E.
(ト)上記(ロ)地点
(ト)33°　32′　41″　N.、130°　04′　12″　E.
(チ)33°　36′　30″　N.、130°　05′　30″　E.
(リ)33°　40′　18″　N.、130°　12′　42″　E.
(ヌ)33°　35′　54″　N.、130°　05′　18″　E.
上記区域は南部で唐津泊地に、北部で福岡漁港水道に各接続する。

（B）泊地
下記8地点を順次連結する線により囲まれる区域内海面
(イ)33°　29′　19″　N.、129°　58′　05″　E.
(ロ)33°　29′　37″　N.、129°　57′　38″　E.
(ハ)33°　29′　04″　N.、129°　57′　02″　E.
(ニ)33°　29′　00″　N.、129°　57′　08″　E.

（訂）航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点
(イ)漂流物	
2月8日0900	本州東岸鮭塚盛合の東北東方約27M
2月10日1050	本州南岸伊東港の東方約8M
2月10日2115	九州西岸佐世保港向後瀬の西北西方約3.2M
2月13日0500	本州北西岸直江津港口附近
2月15日0055	東京湾観音埼盛合の南東方約0.9M
(ロ)機雷らしいもの	
2月11日1430	本州北西岸滝山神盛合の南西方約21.5M
2月14日1000	本州北西岸三国港の西方約36M
2月15日1000	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約8.2M
(ハ)浮流機雷	
2月9日1108（処分済）	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約5.5M
2月19日1525	本州北西岸三国港の北北西方4.7M
2月14日1700	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の西北西方約9.2M

（航路啓開本部）

（訂）九州北岸――唐津湾　掘海完了区域について
唐津航路および泊地は昭和21年5月1日までに掘海を完了したが、すべての船舶の航行に対して安全である。
区域（A）航路
下記(ロ)―(ヘ)の5地点を順次連結する線の西側500m、(ト)―(ヌ)の3地点を結んだ線の西側600mおよび(ロ)の2地点を結んだ線の両側各400mの区域内海面
(ロ)33°　29′　20″　N.、129°　58′　04″　E.
(ハ)33°　29′　58″　N.、129°　58′　58″　E.
(ニ)33°　31′　45″　N.、129°　59′　46″　E.
(ホ)33°　32′　53″　N.、129°　59′　39″　E.
(ヘ)33°　35′　07″　N.、129°　57′　15″　E.
(ト)上記(ロ)地点
(ト)33°　32′　41″　N.、130°　04′　12″　E.
(チ)33°　36′　30″　N.、130°　05′　30″　E.
(リ)33°　40′　18″　N.、130°　12′　42″　E.
(ヌ)33°　35′　54″　N.、130°　05′　18″　E.
上記区域は南部で唐津泊地に、北部で福岡漁港水道に各接続する。

（訂）航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点
(イ)漂流物	
2月8日0900	本州東岸鮭塚盛合の東北東方約27M
2月10日1050	本州南岸伊東港の東方約8M
2月10日2115	九州西岸佐世保港向後瀬の西北西方約3.2M
2月13日0500	本州北西岸直江津港口附近
2月15日0055	東京湾観音埼盛合の南東方約0.9M
(ロ)機雷らしいもの	
2月11日1430	本州北西岸滝山神盛合の南西方約21.5M
2月14日1000	本州北西岸三国港の西方約36M
2月15日1000	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約8.2M
(ハ)浮流機雷	
2月9日1108（処分済）	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の北西方約5.5M
2月19日1525	本州北西岸三国港の北北西方4.7M
2月14日1700	本州北西岸経ヶ岬（燈台）の西北西方約9.2M

（航路啓開本部）

(ヲ)33°	28′	28″	N.、129° 56′ 38″ E.
(ワ)33°	28′	08″	N.、129° 57′ 08″ E.
(カ)33°	28′	39″	N.、129° 57′ 34″ E.
(ヨ)33°	28′	46″	N.、129° 57′ 32″ E.

（海図188号および1228号各参照）（航路啓開本部）

地点	参照海図	出所
72.	第2管区海上保安本部	
51	あそ丸報	
1232	佐世保海上保安部	
159	第9管区海上保安本部	
1155（直江津港）		
1084	ささき丸報	
159	福岡検数簿	浦
139	MS 16号報	
139	おじか丸報	
139	第8管区海上保安本部	
139	第13おき丸報	
139	第8管区海上保安本部	

◉郵政省告示第五十号
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月二十三日から次の郵便局を移転する。
昭和二十七年二月二十三日
郵政大臣　佐藤　栄作

名称	現在位置	移転位置
蟹江舟入郵便局	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町	愛知県海部郡蟹江町大字西福田

◉郵政省告示第五十一号
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年三月十八日から次の郵便局を移転、改称する。
昭和二十七年二月二十三日
郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称	現在位置	移転位置
八幡一郵便局	八幡大阪町郵便局	福岡県八幡市大阪町一丁目	福岡県八幡市中本町三丁目

◉岐阜県告示（保解）第一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項及び第四十條に基く森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十七年二月二十三日
岐阜県知事　武藤　嘉門
岐阜県恵那郡中津川町大字中津川字島田二八一ノ二三、二八一三ノ二、二八一四ノ一
以上水害防備の必要が消滅したと認めるもの。

正誤
昭和二十七年一月十九日農林省告示第二十四号（保安林指定）中二六四頁一段三行「第二十六條」は「第二十五條」の、同二十四日農林省告示第二十八号（保安林解除）中三四〇頁三段二行「六〇一七」は「六〇ノ一七」の、三四一頁二段一〇行「（但し、」の次に「台帳」を加えるはずの、同三段一一行「四〇町」は「三〇町」の、同一七行「二三歩」は「三歩」のいずれも誤り。
農林省官報報告主任

一、昭和二十六年十二月二十九日公布通商産業省令第八十五号非鉄金属等需給調査規則第五條第一項三行「毎年末日」は「毎月末日」の、別表第二中六二九頁上段内容の部六欄「亜鉛、メッキ業」は「亜鉛メッキ業」の、同十一欄「鉄道用車両附部分品の製造業」は「機関車、電車、客車等の鉄道車両およびこれらの部分品の製造業」の、同二十一欄「輸入業者経由」は「輸出業者経由」の、六三一頁様式第二の月間入荷数量の項中「生醤業から」は「生醤業者から」の、同「販売業から」は「販売業者から」の、六三一頁様式第二の備考4中「生醤者」は「生醤業者」のいずれも誤り。
一、昭和二十七年一月三十一日公布通商産業省令第四号非鉄金属等需給調査規則の一部を改正する省令中四六一頁下段六行「フェロモリブデン JIS G 2307」は「フェロモリブデン JIS G 2307 フェロモリブデン」のいずれも誤り。
通商産業省官報報告主任

昭和二十七年二月二十二日公布政令第二十八号モノフルオール酢酸ナトリウム取扱基準令の公布文初行「モノフルオルール」は「モノフルオール」の誤植

国会事項

○衆議院

◉法律公布奏上及通知　二月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律

◉議案提出　二月二十一日議員から提出した議案は次の通りである。
恩赦に関する決議案（大野伴睦外四十二名提出）

◉要求書受領　二月二十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
恩赦に関する決議案（大野伴睦外四十二名）

◉議案送付　二月二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案

◉議案通知　二月二十一日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

◉決議送付　二月二十一日大池事務総長から木村法務総裁及び保利内閣官房長官宛、次の決議を参考のため送付した。
恩赦に関する決議

○参議院

◉議事日程　二月二十二日の議事日程は左の通り。
議事日程　第十五号
昭和二十七年二月二十二日（金曜日）
午前十時開議
第一　皇室経済法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（委員長報告）

◉議案受領　二月二十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案

◉議案付託　二月二十一日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第一三号）　農林委員会に付託
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（閣法第二七号）　大蔵委員会に付託
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案（閣法第九号）
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案（閣法第二六号）　建設委員会に付託

◉通知書受領　二月二十一日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案（第十二回国会提出本院継続審査）
又同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律

◉報告書提出　二月二十日委員長から左の報告書を提出した。
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書

◉公聴会告示
昭和二十七年二月二十一日
参議院予算委員長　和田　博雄
参議院予算委員会は、昭和二十七年度一般会計予算、昭和二十七年度特別会計予算及び昭和二十七年度政府関係機関予算について左の要領で公聴会を開き、特に関心ある方の御意見を伺いたいと思いますから進んで御申し出下さい。
一、問題　昭和二十七年度総予算について
一、日時　昭和二十七年三月四日及び五日午前十時
一、場所　参議院内
一、申出の方法　東京都千代田区永田町参議院委員部内予算委員長宛に、意見を述べようとする理由及び本予算に対する賛否を附して文書で申し出ること。（氏名、住所、職業明記）
一、申出の期限　昭和二十七年二月二十九日
一、出席者の選定　申し出た方の中から委員会で選定の上速達又は電報で通知する。
一、出席者には、旅費及び日当を支給する。
なお、お問合せは参議院委員部まで（電話㊀ヶ関㈣〇一一一―九）

叙任及び辞令

○法務府

伊豆大島区検察庁副検事兼新島区検察庁検事副検事　大輪　克己
下館区検察庁副検事兼下妻区検察庁副検事に補する　五日市区検察庁副検事兼八王子区検察庁副検事　川崎　宗武
伊豆大島区検察庁副検事に補する　三角区検察庁副検事　阿部　利渭
熊本区検察庁副検事に補する（以上二月二十日）

○厚生省

◉昭和二十七年二月一日
電気通信技官　田中恒三郎
厚生技官に任命する

◉昭和二十七年二月十日
厚生事務官　藤田　静夫
厚生技官に任命する
厚生事務官　大崎　康
引揚援護庁へ出向を命ずる（一月二十三日）
厚生技官　田中恒三郎
十一級四号俸を給する
国立療養所松丘保養園勤務を命ずる（二月一日）　同　仲山　良二
国立十勝療養所医務課長事務取扱を命ずる（二月九日）　同　藤田　静夫
十二級三号俸を給する
東北医務出張所長を命ずる
厚生事務官　亀谷　敏治
東北医務出張所勤務を命ずる（以上二月十日）　同　井上　為一
国立大阪病院勤務を命ずる（二月十五日）　同　榎本　義雄
十級一号俸を給する
国立療養所富士病院庶務課長を命ずる　同　沼田　繁徳
国立津病院庶務課長を命ずる　厚生技官　宮崎　達
国立津病院庶務課長事務取扱を免ずる（以上二月十六日）

○最高裁判所

函館地方裁判所判事　井上　正弘
部の事務を総括するものに指名する（一月一日）
名古屋地方裁判所判事　浜田　徙六
（各通）　同　上田　孝造
部の事務を総括するものに指名する（一月十四日）
高松高等裁判所判事　坂本　徹章
部の事務を総括するものに指名する（一月三十一日）
東京家庭裁判所判事　近藤　綸二
一号報酬を給する
東京家庭裁判所判事　近藤　綸二
東京家庭裁判所所長を命ずる（以上二月十三日）
甲府地方裁判所判事に補する　判事　駒田陵太郎
五号報酬を給する
松山家庭裁判所判事に補する　同　勝本　朝男
五号報酬を給する
松山家庭裁判所宇和島支部勤務を命ずる
千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補　杉田　洋一
東京家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所判事補　杉田　洋一
判事補に補する
東京家庭裁判所判事補に補する
東京地方裁判所判事に補する　寺尾　正二
最高裁判所裁判所調査官に充てる（以上二月二十日）

官庁事項

○最高裁判所

◉刑事補償法による補償決定の公示

刑事補償決定要旨

住居 栃木県栃木市箱森町四百三十四番地

申立人 森戸 四郎

大正二年十一月二日生

右代理人弁護士 土淵 益平

右の者に対する横領被告事件につい、当裁判所が昭和二十六年十二月十七日言い渡した無罪の判決は当時確定した。よつて申立により合計十四日の抑留又は勾禁に対し、金四千二百円の補償をする。

昭和二十七年二月十三日

宇都宮地方裁判所栃木支部

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第50号

国鉄自動車路線名称(昭和24年6月日本国有鉄道公示第31号)の一部を次のように改正し、昭和27年2月25日から施行する。

昭和27年2月23日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

加治木線の部を次のように改める。

加治木線 {加治木一蒲牟田一入来間、高隈箇原、楠田真黒口間及蒲牟田口洗出間}

◉日本国有鉄道公示第51号

昭和27年2月25日から加治木線帖佐・米山間に次の停車場を設置し、旅客の取扱をする。

昭和27年2月23日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

停車場	所在地	キロ程
帖佐	(加治木線既設停車場)	
高隈	鹿児島県姶良郡帖佐町大字西餅田	帖佐・高隈間 1キロメートル
米山	(加治木線既設停車場)	高隈・米山間 1〃

◉日本国有鉄道公示第52号

昭和27年2月25日から加治木線高隈・箇原間及び楠田・真黒口間において、次の各号によつて自動車による運輸営業を開始する。

昭和27年2月23日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

1 停車場名及びキロ程

停車場名	所在地	キロ程
高隈	(加治木線既設停車場)	
帖佐中学校前	鹿児島県姶良郡帖佐町大字西餅田	高隈・帖佐中学校前間 1キロメートル
船津校前	同県同郡重富村大字船津	帖佐中学校前・船津校前間 2〃
箇原	(加治木線既設停車場)	船津校前・箇原間 2〃
楠田	(加治木線既設停車場)	
白男下	鹿児島県姶良郡蒲生町大字白男	楠田・白男下間 1〃
白男	同県同郡同町同大字	白男下・白男間 1〃
白男上	同県同郡同町同大字	白男・白男上間 1〃
真黒口	(北薩東線既設停車場)	白男上・真黒口間 4〃

2 取扱範囲

前号の各停車場においては、旅客に限り取扱をする。

◉日本国有鉄道公示第53号

旅客及び荷物運送規則(昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号)の一部を次のように改正し、昭和27年2月25日から施行する。

昭和27年2月23日

日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

(内容省略。但し、昭和27年2月23日鉄道公報参照)

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

福島地方検察庁

○昭和二十五年保第一五六号(安田みさ子食糧管理法違反事件)
一、換価金 二百十七円二十八銭

○昭和二十六年保第五四号(不詳同)
一、同 一万九百七十三円

○同押第五八号(同)
一、同 一万九千二百四十五円

○昭和二十五年保第四二一号(山本一郎こと朴尚起同)
一、同 一千二百四十八円四十銭

○昭和二十六年保第五六号(不詳同)
一、同 一千四百十六円

○同保第四号(村上ハル同)
一、同 五百七十四円

○同保第五七号(同)
一、同 一千六百八十三円

○同保第五二号(不詳同)
一、同 一千二百三十円

○同保第五三号(同)
一、同 七百十円

○昭和二十五年保第六七三号(近野きみ同)
一、同 五百七十四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

鳥羽区検察庁

○昭和二十六年押第一一号(被疑者不明食糧管理法違反事件)
一、黒色袋 一個
二、手提かご 一個
三、白色袋 一個
四、黒色風呂敷 一枚
五、手拭 一本

○同押第一六号(同)
一、ドンゴロス袋 一個

○同押第二七号(西野しげ窃盗事件)
一、男物ズボン(薄茶色) 一着

○同押第二九号(被疑者不明食糧管理法違反事件)
一、花模様風呂敷 一枚
二、紙袋 一枚
三、草色地模様風呂敷 一枚
四、紙袋 一枚
五、亜鉛板製罐 一個

○同押第三〇号(中西春雄窃盗事件)
一、国防色冬物上衣 一着
二、飯茶腕 一個
三、草刈鎌 一個
四、白木綿パンツ 一枚
五、洗濯石けん 三個
六、女子供人絹三尺帯 一本
七、中古縞人絹ワイシャツ 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

松江区検察庁

○昭和二十年領置第一五六号(福島好幸戦時窃盗被疑事件)
一、金 十円
一、同 二千七百円
一、同 三百円
一、同 八十円
一、同 一百十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

上市区検察庁

○昭和二十六年押第一八九号(松田外八郎窃盗被疑事件)
一、首巻 一枚
二、毛糸チョッキ 一枚

○同押第一九五号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 二千九十六円
二、布袋 一枚
三、風呂敷 一枚
四、同 一枚
五、同 一枚
六、同 一枚
七、同 一枚

○同押第二一二号(同)
一、換価金 五百六十八円
二、風呂敷 一枚
三、布袋 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

鳥羽区検察庁

○昭和二十六年押第一〇号(被疑者不明食糧管理法違反事件)
一、換価金 五百四十二円

○同押第二一号(同)
一、同 八百三円

○同押第二二号(良元癸玉こと李癸玉同)
一、同 一千七百四十円

○同押第三五号(野村はな同)
一、同 六百七十五円

○同押第三六号(鈴木かね同)
一、同 六百七十五円

○同押第四二号(被疑者不明同)
一、同 三千三百五十一円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

釧路地方検察庁網走支部

○昭和二十五年押第五二号(坂本鉄夫詐欺事件)
一、防寒帽 一個

○昭和二十六年押第八四号(石黒一喜同)
一、買原簿 一冊
二、商品出入簿 一冊
三、商品特出台帳 一冊
四、商品せり場特出台帳 一冊
五、仕切書 二四枚
六、小荷物切符 八枚
七、送付書 六枚
八、領収書 六枚
九、手紙 一通
一〇、金銭出納帳 一冊
一一、右同控簿 一冊

○昭和二十五年押第五八号(金沢義一臨時物資需給調整法違反事件)
一、換価金 六、〇〇〇円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

大洲区検察庁

○昭和二十六年押第一二三号(水本坂市窃盗事件)
一、自転車鑑札(伊予郡下灘村第一四六号) 一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

吉井区検察庁

○昭和二十四年保第五八三号(尹正癸物価統制令違反事件)
一、換価金 五百六十七円十七銭

○昭和二十五年保第四五号(古賀某食糧管理法違反事件)
一、同 七百九十円七十二銭

○同第四四号(氏名不詳同)
一、同 一千七十円八十五銭

○同領第三〇号(同)
一、唐米袋(古物) 一枚

○同保第五〇号(氏名不詳酒税法違反事件)
一、換価金 二百七十四円五十六銭

○同領第三四号(同)
一、水枕 二個
二、風呂敷 二枚
三、買物かご 一個

○同保第五二号(同)
一、換価金 三百五十八円八十銭

○同領第四一号(同)
一、五升びん 一個

○同保第五三号(同)
一、換価金 百四十三円五十二銭

○同領第四二号(同)
一、水枕 一個

○同保第六九号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 二百八十七円

○同保第七〇号(同酒税法違反事件)
一、同 四百五十三円

○昭和二十六年領第一号(同)
一、ごむ水枕 三個
二、風呂敷 二枚
三、手かご 一個

○昭和二十五年保第七九号(同)
一、換価金 百七十四円九十六銭

○昭和二十六年領第四号(同)
一、一升瓶 二本

○同保第四三号(丸山源太郎食糧管理法違反事件)
一、換価金 五千円

○昭和二十六年領第一八号(氏名不詳酒税法違反事件)
一、密造酒 五升位
二、水枕 二個

○同保第二四号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金 五千三百八十二円

○同第二五号(同)
一、同 三千四百二十七円

○同第二六号(同)
一、同 三千八百四円

○同第一九号(同)
一、同 四千七百三十九円

○同第三〇号(同)
一、同 三千七百二十二円

○同第四〇号(同)
一、同 八百九十九円

○同領第三五号(同)
一、雑のう 一個
二、米袋 一個
三、風呂敷 一枚

○同保第五三号(同)
一、換価金 三千八百三十一円

○同領第五〇号(同)
一、風呂敷 六枚
二、布米袋 六枚

○同保第五八号(同)
一、換価金 二千五百五十五円

○同領第五三号(同)
一、石油箱 二個
二、唐米袋 二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

石動区検察庁

○昭和二十六年領第三五号(被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件)
一、換価金 二百八十七円

○同領第三六号(同)
一、同 千百六十一円

○同領第七六号(同)
一、同 三百六十八円

○同領第九三号(石政政次郎同)
一、同 六百十五円

○同領第一〇六号(被疑者不詳同)
一、同 六百七十円
二、風呂敷 二枚
三、木綿布袋 一枚

○同領第一二〇号(森昌次窃盗被疑事件)
一、裁縫鋏 一挺
二、糸巻 一個

○同領第一五五号(被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件)
一、換価金 七百八十三円

○同領第一五六号(同)
一、同 三百六十五円
二、手提籠(藤製品) 一個
三、木綿袋 一枚

○同領第一六三号(同)
一、換価金 二百三十二円

○同領第一七二号(同)
一、同 四百八十七円
二、白、茶、人絹風呂敷 各一枚
三、白袋 二枚
四、買物籠 一個

○同領第一七三号(同)
一、換価金 千五十五円
二、黒、白、人絹風呂敷 各一枚
三、包紙 一枚
四、ボール紙 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

山口区検察庁

○昭和二十六年押第三四号(荒瀬元外一名窃盗事件)
一、トランク 一箇

○同保第五九号(田中富茂外二名遺失物横領事件)
一、同 五千五百九十一円

○同押第一三七号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、同 千五百七円
二、木綿袋 二枚
三、木綿風呂敷 二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

徳島富岡区検察庁

○昭和二十二年非領第八二号(佐々木道男食糧管理法違反事件)
一、換価金 二千百九十八円二十三銭

○同領第二二号(平山徳雄物価統制令違反事件)
一、同 五百円五十一銭

○昭和二十三年非領第五四号(松田キヨ子同)
一、同 四百二十三円九十二銭

○同非領第五五号(金川ヨシエ同)
一、同 三百四十九円二十八銭

○同非領第五六号(松本常夫食糧管理法違反事件)
一、同 四百三十七円

○同非領第四〇号(金山隆一同)
一、同 百十九円七十銭

○同非領第一五八号(見谷茂外一名同)
一、同 一万五千八百五十五円七十二銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

徳島地方検察庁富岡支部

○昭和二十四年領第二二号(茂木松三郎外一名詐欺事件)
一、パレス女物長襦袢 一枚
二、同預り票 一枚

○同領第三七号(古賀春太郎同)
一、現金 四百八十二円五十銭

○同領第五九号(青木正幸外一名恐喝事件)
一、現金 五十円

○昭和二十五年領第五号(柏木鍵平賍物故買事件)
一、杉三分板幅一尺 九枚
二、現金 四千九百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

東京地方検察庁

○昭和二十五年押第二四〇一七号(金谷光寛窃盗事件)
一、ボストンバック 一箇
二、弁当箱 一箇
三、ボストンバック 一箇
四、英和小辞典 一冊
五、夫婦生活全集 一冊
六、風呂敷 一枚
七、煙草バット 一〇本
八、扇子 一箇
九、ナイフ 一箇
一〇、角木印 一箇
一一、鉄道案内図 一枚
一二、バッチ 一箇
一三、鉛筆 一本

○同押第二四八二五号(松山弘同)
一、ボストンバック 一箇

○同押第二五四九二号(崔且出同)
一、靴下 一足
二、メス 一本
三、ワイシャツ 一枚
四、ネジ廻 一本
五、カジヤ 一丁
六、眼鏡 一箇
七、靴ベラ 一箇
八、小刀 一丁
九、ドライバー 一丁
一〇、バール 一丁
一一、ズック靴 一足
一二、洋傘 一本
一三、南京錠 一箇
一四、チャンバー 一着
一五、草履 一足
一六、番傘 一本
一七、洋傘 一本
一八、下駄 二足
一九、パナマ帽子 一箇
二〇、手拭 一枚

○同押第二五六〇三号(永井尹同)
一、雑誌 一冊
二、画用紙 二枚

○同押第二六〇四三号(佐藤健蔵食糧管理法違反事件)
一、換価金 四八円

○同押第二六一三四号(佐野共可外二名窃盗事件)
一、銅線 五百匁

○同押第二六九二四号(黒田直男臨時物資需給調整法違反事件)
一、換価金 二四〇円

○同押第二七〇〇〇号(行田信男窃盗事件)
一、木綿ズボン 一着
二、ナイロンバンド 一本
三、桐下駄 一足
四、写真機 一台
五、シャツ 一枚
六、アンダーシャツ 一枚
七、弁当箱 一箇
八、風呂敷 一枚
九、手提籠 一個
一〇、布袋 一個
一一、布切 若干
一二、下駄 片方

○同押第二七六一八号(網豊強盗事件)
一、白靴下 一足
二、布切 一枚

○同押第二七七七六号(浜田健一賍物牙保事件)
一、赤革製二つ折財布 一箇

○同押第二八八七九号(畑山正義飲食営業臨時規整法違反事件)
一、現金 三二〇円

○同押第二九一七三号(鈴木信一外一名労働基準法違反事件)
一、失業保険関係書類 一冊
一、職員給料明細書 一冊
二、所得税源泉徴収簿二三年度 一冊
三、同二四年度 一冊
四、給料差引明細表綴 一冊
五、健保関係書類綴 一冊
六、賃金表六月分 一冊
七、同五月分 一冊
八、同一月分 一冊
九、現金出納帳 一冊
一〇、労務者給料 一冊
一一、顛末書 七葉

○同押第三一七七八号(高野幸男外一名窃盗事件)

○同押第三二一八六号(渡辺一同)
一、現金 三三〇円
二、コカイン 一瓶
三、モルヒネ 一瓶
四、カルモチン 一瓶
五、パルビタール 一瓶
六、含糖ペプシン 一瓶
七、バルビタール 一箱
八、ザルソー 一瓶
九、パントカイン 一瓶
一〇、カフエイン 二瓶
一一、プロカイン 一袋

○同押第三三三五四号(梅橋勇臨時物資需給調整法違反事件)
一、換価金 九六二円八四銭

○同押第三四七五二号（鈴木たか子売春等取締令違反事件）
一、現金三〇〇円
○同押第三五一四六号（井田ミヨ物価統制令違反事件）
一、換価金二四〇円
○同押第三五四〇四号（福田和夫窃盗事件）
一、現金五〇円
○同押第三五四八八号（管野郁光傷害事件）
一、金鎖一箇
○同押第三五六四三号（小林正夫窃盗事件）
一、腕時計一箇
二、スイス製男物腕時計一箇
三、同女物同一箇
四、銀指環一箇
○同押第三七〇四二号（大塚義美外二名詐欺事件）
一、換価金四、五四五円七一銭
二、家庭用主要食糧購入通帳一通
○同押第三七七一九号（張仁守外二名窃盗未遂事件）
一、現金一円
二、安全剃刀の刃一〇枚
三、紙箱一箇
○同押第三七七二一号（孫東康窃盗事件）
一、風呂敷一枚
二、週刊朝日一冊
三、週刊評論一冊
四、日本週報一冊
○同押第三八一三四号（宋吉龍外国人登録令違反事件）
一、外国人登録証明書二八〇号一枚
○同押第三八三一八号（石井松吉窃盗事件）
一、綿マフラー一枚
二、書面一枚
○同押第三八五〇一号（三浦義和外一名同）
一、懐中電燈一箇
二、下駄一足
三、綿タオル一枚
四、毛皮一枚
○同押第三八六一四号（木寺晴夫同）
一、現金五六〇円
二、ハガキ三枚
三、ライター二箇
四、空気銃一丁
○同押第三八六六一号（宮崎徳二同）
一、現金四二〇〇円
○同押第三八六八二号（岡見周一詐欺事件）
一、書籍送品書二枚
○昭和二十六年押第三一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、女物靴一足
○同押第七〇号（同）
一、ネジ廻し用ハンドル一箇
○同押第一三四号（同）
一、ゴム裏草履一足
○同押第一八三号（同）
一、ジャンバー一着
二、ズボン一本
三、皮バンド一本
四、綿シャツ一着
五、毛シャツ一着
六、ズボン下一着
七、アンダーシャツ一枚
八、サル又一枚
○同押第二五二号（同）
一、オーバー一着
二、冬ズボン一着
三、メリヤスズボン一着
四、毛手袋一足
五、黒短靴一足
六、靴下一足
七、現金四三〇円
○同押第四九二号（同）
一、上衣一枚
二、白シャツ一枚
三、バンツ一枚
四、シャツ一枚
五、半ズボン一枚
六、乗馬ズボン一枚
七、毛シャツ一枚
八、バンド一本
九、丸首シャツ一枚
○同押第四九四号（同）
一、作業服一枚
二、長袖シャツ一枚
三、猿又一枚
四、ワイシャツ一枚
五、腹巻一枚
六、ズボン下一枚
七、ランニングシャツ一枚
八、半ズボン一枚
九、現金二円
一〇、靴下一足
一一、皮バンド一本
○同押第四九五号（同）
一、ヤスリ一本
○同押第六九一号（同）
一、ツルハシ一丁
二、戦斗帽一箇
三、登山帽一箇
四、短靴一足
五、下駄一足
六、懐中電燈一箇
七、自転車一台
八、空箱一箇
九、南京袋二枚
○同押第八〇二号（同）
一、靴ベラ一箇
○同押第八〇三号（同）
一、作業上衣一枚
二、ノミ一丁
三、ドライバー一丁
○同押第八八七号（帯金伊佐雄賭博事件）
一、ピース三箇
二、現金一五〇〇円
○同押第九〇一号（介川かつ子外一名売春等取締令違反事件）
一、現金一〇〇〇円
○同押第九三三一号（被疑者不詳窃盗事件）
一、カジヤ一丁
二、ボルト一丁
三、懐中電燈大一箇
四、同小一箇
○同押第九七五号（金沢比呂志商標法違反事件）
一、偽造マツダ真空管一五箇
○同押第一〇四九号（被疑者不詳窃盗事件）
一、鉄棒一本
○同押第一〇八〇号（同）
一、足袋三足
二、カッポ着一枚
三、糸三箇
四、前掛一枚
五、メリヤスシャツ二枚
六、子供縞絆一枚
七、子供前掛一枚
八、手袋一足
九、靴下一足
一〇、手拭一枚
一一、布切一包
○同押第一〇八一号（宮部二郎外一名薬事法違反事件）
一、ヒロポン四〇箇
○同押第一二三八号（被疑者不詳窃盗事件）
一、女物洋傘一本
○昭和二十五年証第二二五五号（佐藤武雄賭場開張図利被告事件）
二、場銭二十円
九、止鋲三十本
十、灰皿一枚
十一、鉛筆一本
○同証第六九九号（李達元傷害致死被告事件）
一、木綿地白タオル一枚
二、朝鮮婦人用白足袋一足
三、朝鮮婦人用長靴下一足
四、紫紺色男用靴下一足
五、国防色男物靴下一足
六、靴下トメ（男物）一足
七、木製ソロバン一個
八、国防色作業衣（下）一枚
九、婦人用毛髪ピン二本
十、猫イラズ入れチューブ罐フタ一個
十三、四合焼酎空壜一本
十六、縞模様ハンカチ一枚
○同証第七四四号（勝俣弼外一名詐欺被告事件）
一、金メッキ指輪二個
○同証第八八九号（瀬田井茂業務上横領被告事件）
一、納品複写簿一冊
二、複写式伝票（出庫票）一冊
三、納品複写簿一冊
○同証第一二八一号（玉川章一郎窃盗被告事件）
一、同業組合之証（一〇三七）一枚
二、中央区（四九六）一枚
三、公定料金表一枚
四、リンタク機具一個
五、右同一個
六、布切一枚
○同証第一三二四号（土屋正富詐欺並贓物寄蔵被告事件）
一、都電定期券（佐藤安治名義）一枚
○同証第一三七六号（近藤正平詐欺被告事件）
一、約束手形（金三百四十一万八千円）一枚
二、名刺（近藤正平、村松益司名義）二枚
三、約束手形（額面五百二十二万一千円）一枚
○同証第一四四四号（田中徳一業務上横領被告事件）
一、受取帳写一枚
○同証第一五八八号（一弘こと渡辺寛一業務上横領被告事件）
一、名刺（渡辺一弘のもの）十二枚
○同証第一六〇七号（馬場光雄詐欺被告事件）
一、大蔵事務官菊地直志名義の辞令一枚
二、三和の菊地に対する領収証十一枚
○同証第一七一〇号（中本健二外四名強盗並に住居侵入被告事件）
一、下駄一足
三、青色木綿切地二枚
四、青色木綿生地一枚
五、帯紐一本
六、紐一本
七、青色木綿切地一枚
八、兵児帯一枚
九、前掛一枚
○同証第一八一〇号（秋田実詐欺被告事件）
一、領収証一枚
二、領収書一枚
三、内外タイムス購読申込控一枚
○同証第一八三九号（山崎照男私文書偽造行使並に横領被告事件）
四、スタンプペッド一個
○同証第一八二四号（松永忠夫業務上横領並に詐欺被告事件）
一、領収書六枚
二、仮領収書十五枚
三、預り証一枚
四、受領書一枚
○同証第一八四七号（浜田明業務上横領並贓物牙保被告事件）
一、黒革製ボストンバック一個
二、紫色風呂敷一枚
三、布製紺青色チャック付防水洗面具入れ一個
四、ニューム製石鹸入及び歯ブラシ入れ（歯ブラシ付）二個
五、セルロイド製櫛一個
六、布製霜降柄防水洗面具入れ一個
七、布製茶色財布一個
八、セルロイド製青緑色歯ブラシ入れ（歯ブラシ付）一個
九、布製赤格子縞洗面具入れ（チャック付）一個
十、セルロイド製茶色歯ブラシ入れ（歯ブラシ付）一個
十一、布製空気枕（袋付）一個
十二、革製焦茶色四枚ハギ財布一個
十三、革製チョコレート色二つ折財布一個
十四、革製チョコレート色旅行用洗面具入れ一個
十五、革製茶色旅行用洗面具入れ一個
十六、薄茶色防水手拭入れ一枚
十七、赤革手提鞄（中古品）一個
○昭和二十六年証第七八号（山科芳包傷害被告事件）
一、出刃包丁一丁
○同証第一八六号（折本善一詐欺恐喝被告事件）
一、契約書一枚
二、受取書一枚
○同証第二九〇号（猪飼九代一郎有価証券偽造同行使詐欺被告事件）
一、日本橋大阪町常陽銀行東京支店（額面一八五〇〇円）小切手一枚
二、名刺一枚

○同証第三〇四号（邱輝明麻薬取締法違反被告事件）
一、注射器（一本破損せる）（針四本含む）二本
二、自動秤一個
○同証第四七四号（小比木虎雄詐欺被告事件）
一、売渡伝票四枚
○同証第四九三号（中田博康外二名強盗被告事件）
一、帽子一個
二、マフラー一枚
○同証第五二三号（山屋利仁詐欺被告事件）
一、貯金通帳六冊
○同証第五二七号（長田勤横領被告事件）
一、第一回保険料充当金預証七枚
○同証第五五五号（浅尾広太郎詐欺被告事件）
三、島崎高松宛大森税務署名義の領収証書一枚
五、大宮喜一提出の渋谷税務署名義納税告知領収用紙一枚
六、斎藤幸太郎宛中野税務署名義の領収証書一枚
七、右同人の右同税務署名義の通知書一枚
八、近藤保次宛品川税務署名義の領収証書一枚
九、右同人宛右同税務署名義の通知書一枚
一〇、小泉治郎宛渋谷税務署名義の領収証書一枚
一一、佐貫利之宛四谷税務署名義の通知書一枚
一二、島田末吉宛王子税務署名義の領収証書一枚
一三、湯浅豊次宛渋谷税務署名義の領収証書一枚
一五、中田政男宛中野税務署名義の領収証書一枚
一六、右同人提出の税務署督促状一枚
一九、佐藤正男宛板橋税務署名義の通知書一枚
二七、中村末司宛麹町税務署名義の通知書一枚
三七、戸辺成一宛品川税務署名義の通知書一枚
四九、桜井朝吉宛神田税務署名義の通知書一枚
五〇、山崎太郎吉宛右同一枚
五二、渋谷信一宛墨田税務署名義の通知書一枚
五三、八木税雄宛墨田税務署名義の通知書一枚
七六、駒田新吉宛芝税務署名義の通知書一枚
七七、右同人宛資料箋送付書一枚
七八、山田寅夫宛麹町税務署名義の領収証書一枚
八〇、赤スタンプ用インキ一枚
一〇六、富田清次郎宛渋谷税務署名義の領収証書一枚
一一三、仁平秀雄宛下谷税務署名義の領収証書一枚
一一六、渡辺彌三次宛淀橋税務署名義の領収証書一枚
一三八、柿沼利吉宛京橋税務署名義資料箋送付書一枚
一三九、右同人宛右同税務署名義の通知書一枚
一五四、清水稲吉宛渋谷税務署名義の領収証書一枚
一九三、横井民一郎宛下谷税務署名義の通知書一通
一九四、右同人宛右同税務署名義の資料箋送付書一枚
一九七、石田義人宛四谷税務署名義の領収証書一枚
○同証第六六六号（平井友男窃盗被告事件）
一、赤地にブドウ葉と実模様チャック付女物財布一個
二、国電環状線回数券（残六回分）六枚
三、国電代々木駅より五円区間乗車券一枚
四、現金七十四円六十銭
○同証第六八一号（浅井勝己詐欺被告事件）
一二、富国生命保険相互会社生命保険証券（第八五一〇二号）一枚
一三、富国生命保険相互会社生命保険証券（第五九一八九号）一枚
一九、新日本生命保険株式会社東京北部支社第一回保険料預り証（契約申込者前田嘉委雄）一枚
二二、新日本生命保険株式会社実費保険証券（第二〇二六一八号）一枚
二三、右同社第一回保険料預り証（契約申込者久野政太郎）一枚
二四、富国生命保険相互会社東京北部支社証券借用証（第二〇二三九三一八号）一枚
二六、預り証（取扱者浅井勝己）一枚
二七、小為替金受領証書一枚
二九、新日本生命保険株式会社東京北部支社第一回保険料預り証（契約申込者牛山吉蔵）一枚
三〇、浅井勝己の名刺一枚
三一、新日本生命保険株式会社東京北部支社一時払保険料預り金（契約申込者小沢真吉）一枚
六九、富国生命保険相互会社領収証（第七〇号）一枚
七〇、名刺（小出明）一枚
九〇、名刺（小出明）一枚
九一、富国生命保険相互会社領収証（兼平徳蔵）一枚
一〇一、新日本生命保険株式会社東京北部支社預り証（芝本三郎）一枚
一〇二、右同社預り証（芝本与市）一枚
一〇五、新日本生命保険株式会社実費保険証券（第一一二九三五号）一枚
一一四、富国生命保険相互会社領収証（冠岡之助）一枚
一一五、名刺（川島高）一枚
一三一、富国生命保険相互会社（証券四八六五九、四八六六六号）一枚
一四九、富国生命保険相互会社領収証（浅川儀蔵）一枚
一五〇、名刺（小出明）一枚
一六二、同（同）一枚
一六三、富国生命保険相互会社領収証（関根吉二）一枚
○同証第六九六号（甲東植窃盗被告事件）
一、軽便剃刀一挺
○同証第七二六号（直井厳衆議院選挙法違反被告事件）
一、桐製小箱二箱
二、ポスター五枚
○同証第七二七号（天野実窃盗被告事件）
一、仮借用証二枚
○同証第七六〇号（小口清外一名同）
一、手拭一本
二、電柱附属足掛一個
○同証第七六七号（吉永忠雄詐欺被告事件）
二、葉書一枚
一〇、転管申込書一枚
○同証第七七九号（門馬延治強盗傷人被告事件）
二、タオル一枚
○同証第七八七号（長尾和美こと由良雄次窃盗被告事件）
一、ドライバー一本
二、小型懐中電燈一個
○同証第八一六号（荻原巳之吉贓物故買被告事件）
一、封筒一枚
○同証第八六二号（塩野谷三郎外一名公文書偽造行使並に詐欺被告事件）
一、手帖一冊
二、一覧表一枚
三、領収書（河原秀夫作成歌川謙吉宛）一枚
四、御預り証（三上隆彦作成遠藤行夫宛）一枚
五、証（遠藤行夫作成歌川宛）一枚
六、河原秀夫関係渡し金一金七十一万円、塩野谷三郎渡し等と題する赤線野紙一枚
七、別紙預り証に対する内訳左の如しと題する赤線野紙一枚
八、青インキ書便箋紙、太田豊蔵名義記と題する書面二枚
○同証第八六五号（二宮仁こと石井市之助外一名窃盗並に邸宅侵入被告事件）
一、ヤットコ一個
二、鉄棒一本
○同証第八九八号（依田福太郎恐喝並傷害被告事件）
一、丸太棒一本
○同証第九一八号（上田幸作外一名窃盗被告事件）
一、風呂敷二枚
○同証第九三四号（長谷川房美こと細田房美同）
一、電柱用釘一本
○同証第一〇二五号（玉橋勇窃盗並詐欺被告事件）
一、安森宝名義の名刺一枚
○同証第一〇五九号（近藤正平詐欺被告事件）
一、念書二枚
○同証第一〇六〇号（山県孝行麻薬取締法違反被告事件）
一、注射器一本
○同証第一〇七七号（野口朝男外一名強盗被告事件）
一、木片一個
二、出刃庖丁一丁
○同証第一〇七九号（里見卓行、里見実こと鎌田実外二十一名強盗被告事件）
三、白木綿布（縦三十五糎、横三十糎）一枚
○同証第一一四二号（安部常次郎こと潘庚桂詐欺被告事件）
二、借用書一枚
四、示談書一枚
○同証第一一五五号（根岸勇司同）
一、小野悌三の手紙一枚
二、紙片四枚
三、宿泊伝票一枚
○昭和二十四年証第八八二号（佐藤寿造外三名同）
一、世帯主塚本政義の転出証明書三枚
二、名取利夫名義の消費者台帳四枚
三、世帯主稲葉輝男の転出証明書二枚
四、世帯主清水清太郎の転出証明書九枚
五、福田郡治名義の消費者台帳三枚
六、世帯主田中良一の転出証明書六枚
七、平野喜作名義の消費者台帳三枚
八、世帯主塚本正義の転出証明書五枚
九、鈴木誠名義の消費者台帳二枚
一〇、世帯主金井清の転出証明書二枚
一一、塚本政義名義の消費者台帳四枚
一二、田中良一名義の消費者台帳四枚
○同証第九一〇号（町田辰次同）
一、郵便往復はがき（返信用）一枚
二、約束手形二枚
○昭和二十五年証第一七三号（平山こと由相均贓物牙保並昭和二十二年政令百六十五号違反被告事件）
一、ワイシャツ一枚
○同証第四七一号（川島庄二郎外一名詐欺被告事件）
一、昭和二十四年十一月一日附読売新聞紙一枚
二、昭和二十四年十一月二十四日右同社掲載証明書一通
○同証第六七三号（伊藤一窃盗被告事件）
一、風呂敷一枚
二、弁当箱一個
三、コークス（弁当箱入）一杯
○同証第七一七号（古沢満吉詐欺、横領並弁護士法違反被告事件）
一、借用書一枚
二、念書一枚
三、電報一枚
四、メモ一枚
五、証一枚
六、印鑑証明願一枚
七、委任状一枚
八、不動産売渡証一枚
九、田中家新築設計図二枚
一〇、建築中新築見積書一七枚
一一、田中宛封書一枚
一五、伝票一枚
二六、領収書一枚
二七、覚え書一枚
二八、借用書一枚

昭27.2.23. 第7537号

二、九、伝票一枚
三、〇、支払伝票一枚
三、一、領収書写、受領書写二枚
三、二、詫証書用慨算金明細書写一枚
三、三、念書一枚
三、四、通告書一枚
三、五、領収書一枚
三、六、預り書一枚
三、七、借用書一枚
三、八、不動産売渡証一枚
三九、郵便はがき六枚
四、〇、古沢忠行名義の名刺一枚
四、一、普通預金通帳一枚
四、二、古沢忠行名義の名刺一枚
四、三、秋山青蔵宛封書及び通知書一枚
四四、土地使用承認書一枚
四五、秋山名義の地代領収書一枚
四六、古沢忠行名義の名刺一枚
四八、小切手額面五万円二枚
四九、領収書一枚
五〇、和解調書正本一枚
五一、通告書石井浜太郎宛封筒一枚
五二、詫証文任状一枚
五三、名刺古沢忠行一枚
五四、同一枚
五五、領収書一枚
五六、郵便はがき秋山音蔵、秋山正三二枚
六〇、名刺古沢忠行、徳永義景二枚
六一、郵便はがき田代長宛一枚
六二、領収書額面二万円一枚
六三、委任状一枚
○同証第九九七号（平野繁三郎強盗被告事件）
一、名刺（倶亀井名）六枚
二、同（倶脇谷名）七枚
三、同（李寿鳳盗品並外国人登録令違反被告事件）
四、印鑑一個
五、外国人登録証明書二枚
○同証第一〇六〇号（高田文男詐欺被告事件）
一、領収書謄本（五十三万五千円也の分）一枚
二、同（十七万円の分）一枚
○同証第一二四九号（富田理一郎麻薬取締法違反被告事件）
二、紙箱入塩酸ヂアセルモルヒネ一箱
○同証第一三四六号（宮谷一郎臨時物資需給調整法違反被告事件）
一、注文伝票一枚
二、納品複写簿一冊

○同証第一三七一号（上野幸夫外二名窃盗被告事件）
一、洋傘一本
二、ワイシャツ一枚
○同証第一四一七号（山田義哉恐喝未遂詐欺、窃盗被告事件）
五、千葉ゴム産業株式会社の就業規則原稿（二十九枚）一綴
○同証第一八〇八号（増田正次窃盗、強盗被告事件）
三、スポーツアンドスクリーン昭和二十三年十月三十日附一枚
四、読売スポーツ昭和二十三年十一月号一枚
五、スポーツ毎日昭和二十三年十一月十三日附一枚
六、東京新聞昭和二十三年十一月十日附一枚
七、読売ウイークリー昭和二十三年十一月十三日附一枚
八、青色男物靴下一足
十、領収証（玉木登代子）一枚
○同証第一八五三号（金子鉦太郎詐欺同未遂被告事件）
一、紙片（石山幸恵）一枚
二、同（大久保志津子）一枚
三、同（小駒忠男）一枚
四〇、同（高島松江）一枚
四一、同（大沢貫一）二枚
四二、同（柏谷正雄）一枚
○同証第一八五六号（飯島堅外一名詐欺被告事件）
一、名刺内山幸三、村岸修名義二枚
二、建物賃借契約書一枚
三、家敷金領収証一枚
四、家賃領収証一枚
五、受取証（賃間保証金）一枚
六、日本農業協会名義の農地委員長宛の入会申込勧誘書一枚
七、「日本農地改革史」功労名鑑に記載する為の農地委員に関する報告書一枚
八、日本農業協会趣旨規約一枚
九、「日本農地改革史」刊行について一枚
十、「日本農地改革史」功労者名鑑一冊
○昭和二十六年証第四九一号（川口重忠恐喝、同未遂被告事件）三枚

○同証第四五四五一二号（玉川初太郎銃砲等所持禁止令違反事件）
一、日本刀一振
○同押第四六二五号（遠藤四郎食糧管理法違反被告事件）
一、領収書謄本（五十三万五千円也の分）一枚
二、同（十七万円の分）一枚
○同証第一二四九号（富田理一郎麻薬取締法違反被告事件）
二、紙箱入塩酸ヂアセルモルヒネ一箱
○同証第一三四六号（宮谷一郎臨時物資需給調整法違反被告事件）
一、注文伝票一枚
二、納品複写簿一冊

○同押第四五四五一二号（玉川初太郎銃砲等所持禁止令違反事件）
一、日本刀一振
○同押第四六二五号（遠藤四郎食糧管理法違反事件）
一、領収書謄本（五十三万五千円也の分）一枚
二、同（十七万円の分）一枚
○同証第一二四九号（富田理一郎麻薬取締法違反被告事件）
二、紙箱入塩酸ヂアセルモルヒネ一箱
○同証第一三四六号（宮谷一郎臨時物資需給調整法違反被告事件）
一、注文伝票一枚
二、納品複写簿一冊

○同押第一九四八七号（佐藤正雄食糧管理法違反事件）
一、換価金九〇二円
○同押第一九四八号（鈴木実同）
一、同九〇二円
○同押第一九六四六号（西川美子売春等取締令違反事件）
一、現金七〇〇円
○同押第一九八六九号（佐藤実強盗事件）
一、下駄一足
二、同一足
三、男物ズボン一着
四、皮バンド一本
五、木綿手拭一枚
六、同一枚
七、エプロン一枚
八、ネクタイ一本
九、細帯一本
一〇、赤短靴一足
一一、風呂敷一枚
○同押第二一〇一四二号（島原恭之標領事件）
一、下駄一足
二、同一足
三、金挽鋸一丁
四、野球用グローブ三個
五、同ミット一個
六、同靴一足
七、同靴下二足
八、風呂敷一枚
九、外国人登録証趙慶資名義一枚
一〇、管理法違反事件）二円八八銭
一一、換価金二円八八銭
○同押第二三四二五号（宇田川弘窃盗事件）
一、質札一枚
○同押第二三九五号（望月大有取引高税法違反事件）
一、製造高日報綴一冊
二、伝票綴一冊
三、賃係書類綴一冊
四、賃控綴一冊
○昭和二十四年証第一一五号（光来治こと金在中窃盗被告事件）
一、安全カミソリの刃（半分のもの）二個
○同証第五五八号（船岡寿信詐欺被告事件）
一、契約書一枚
二、同証第六二一号（井川三代松詐欺並に業務上横領被告事件）
一、名刺金庫一枚
二、営業案内一枚
三、約束手形（額面六万円）一枚
四、約束手形（額面三万六千円）一枚
五、名刺集金カード営業案内各一枚
六、集金カード五枚綴一冊
七、集金カード二枚と名刺一枚を付したもの
八、小切手一枚
九、名刺二枚
○同証第六七七号（松木政男外二名強盗被告事件）
一、ハンカチーフ一枚
二、泡タオル一丁

○同押第二一七〇九号（山野井銘詐欺事件）
一、井の認印一個
○同押第二二八二三号（大東家具製作所物品税法違反事件）
一、念書一通
○同押第二三〇一号（赭慶済外国人登録令違反事件）
一、黒漆足踏二輪自転車一台
二、風呂敷一枚
三、ノミ一丁
四、金挽鋸一丁
五、野球用グローブ三個
六、同ミット一個
七、同靴下二足
八、同靴一足
九、風呂敷一枚
一〇、外国人登録証趙慶資名義一枚
一一、管理法違反事件）二円八八銭
○同押第二三四二五号（宇田川弘窃盗事件）
一、質札一枚
○同押第二三九五号（望月大有取引高税法違反事件）
一、製造高日報綴一冊
二、伝票綴一冊
三、賃係書類綴一冊
四、賃控綴一冊
○昭和二十四年証第一一五号（光来治こと金在中窃盗被告事件）
一、安全カミソリの刃（半分のもの）二個
○同証第五五八号（船岡寿信詐欺被告事件）
一、契約書一枚
二、同証第六二一号（井川三代松詐欺並に業務上横領被告事件）
一、名刺金庫一枚
二、営業案内一枚
三、約束手形（額面六万円）一枚
四、約束手形（額面三万六千円）一枚
五、名刺集金カード営業案内各一枚
六、集金カード五枚綴一冊
七、集金カード二枚と名刺一枚を付したもの
八、小切手一枚
九、名刺二枚
○同証第六七七号（松木政男外二名強盗被告事件）
一、ハンカチーフ一枚
二、泡タオル一丁

三、紐一本
四、手拭一本
○同証第六一七号（田村勝之助外一名賭博開帳図利同幇助被告事件）
一、毛布一枚
○同証第七五〇号（比嘉章永詐欺被告事件）
一、小切手一枚
○同証第七六一号（河戸孝三郎窃盗被告事件）
一、手拭一枚
○同証第九一九号（金顕錫食糧緊急措置令被告事件）
一、家庭用砂糖購入通帳九百九十七枚
○昭和二十五年証第一八五号（藤田輝夫詐欺被告事件）
一、受領書一枚
○同証第九九一号（伊藤勝一強盗被告事件）
一、サンダル一足
二、紙片（借用書）一枚
○昭和二十六年証第七二二号（唐沢茂恐喝同未遂被告事件）
一、大蔵事務官宮沢幸助の名刺一枚
○昭和二十五年証第一〇一三号（佐藤善夫外二名住居侵入強盗未遂被告事件）
二、鉄管一本
三、中折帽子（黒）一個
四、風呂敷（緑色）一枚
○同証第一〇九六号（李富潤窃盗並に詐欺被告事件）
一、印鑑一個
二、主要食糧購入通帳（大田区役所浦田支所被害品）三十冊
三、副食券（十枚券）右同三十七枚
四、主要食糧購入通帳（豊島区役所被害品）三十冊
五、同（板橋区役所被害品）三十冊
六、砂糖購入通帳三枚
七、主要食糧購入通帳八冊
八、印鑑二十二個
○同証第一二二六号（雍用かつ子詐欺被告事件）
一、消費者台帳（同）一冊
二、家庭用購入通帳（松木次郎名義）一冊
三、家庭用購入通帳（同）一冊

四、家庭燃料購入通帳（同）一冊
五、転出証明書（同）一枚
六、転出証明交付通知書（同）一枚
七、転出証明書（松木）一枚
八、印鑑一個
○同証第一二九四号（松木金弘同）
一、斎藤と刻印せる木製認印一個
二、領収書十七枚
○同証第一三一二号（菅沼慶吉同）
一、注文書十五枚
二、領収書十一枚
三、撮映一覧表一枚
四、写真フイルム一本
五、写真器一台
六、同証第一五二九号（村井富一殺人予備被告事件）
一、手提一個
二、西洋カミソリ一丁
○同証第一七四七号（土谷清次賭場開帳図利被告事件）
一、花札（黒四十八枚、赤四十八枚）一組
二、鋲十個
三、灰皿二枚
四、寺袋一枚
五、盆白布一枚
○同証第一五七六号（山田春男こと伏見政明強盗傷人被告事件）
一、ゴム裏草履一足
二、ゴム、タオル一本
三、進駐軍作業帽子一個
四、安全カミソリ一個
○同証第二四六号（事泳完窃盗被告事件）
一、（鈴木）と表示した木製小形印一個
二、三和銀行の普通預金通帳一冊
三、印鑑一個
四、角陳一本
○昭和二十六年証第九二号（宮坂隆夫詐欺被告事件）
一、約束手形（額面六万円）一枚
二、約束手形（額面三万六千円）一枚
三、約束手形（額面七万六百円）一枚
○同証第一三八号（栗原昇傷害被告事件）
一、ワイシャツ一枚
二、灰皿破片若干
三、ハンカチーフ一枚
○同証第一七四号（鄭敬淳窃盗被告事件）
一、腹中電燈一個
二、鉄クギ一個

○同押第二一〇四号（曹用緑銃砲等所持禁止令違反被告事件）
一、紙製菓子箱（人絹）一箱
二、風呂敷（人絹）一枚
○同証第二三八号（高坂光利有価証券偽造行使被告事件）
一、約束手形帳一冊
二、同一枚
○同証第二四三号（要相烈窃盗被告事件）
一、風呂敷一枚
二、大ウトウ二枚
三、同証第二六六号（森正義同）
四、革製定期入れ一個
○同証第二七九号（岡村愛吉詐欺被告事件）
一、連絡事項紙片一枚
二、葉書（岡村より水野宛）一枚
○同証第三二八号（飯島一夫外一名詐欺同未遂被告事件）
一、田口名義の印鑑一個
二、辰己名義の印鑑一個
三、浅見名義の印鑑一個
四、上野昭夫名義の名刺三枚
五、上野勇名義の名刺一枚
六、小川光三窃盗被告事件）
一、鍵十六個
○同証第四〇四号（梁文昌同）
○同証第四二三号（山田浩詐欺被告事件）
一、出荷伝票写一枚
○同証第五四〇号（二関定夫食糧管理法違反被告事件）
一、換価代金預入証明書（白米二十二kg九〇二円）一枚
○同証第五九五号（羽田政吉詐欺被告事件）
一、納品書一枚
二、預り証一枚
○同証第六二三号（西村操医師法違反並に公文書偽造被告事件）
四、カルテ一枚（医師西村操）
五の二、名刺（宿舎西村操）一枚
五の三、木製丸印（医師）一枚
六、ゴム版丸印（同）一個
七の二、木製丸印（呉健）一枚
七の三、ゴム版丸印（同）一個
○同証第六三一号（柿沼勝人こと川元民男窃盗並に私文書偽造同行使等被告事件）
一、いいや一九七八六一番郵便貯金通帳一冊
二、印章（星野）一個

○同押第七九八三号（二階堂正同）
一、不渡小切手一枚
○同押第八六二〇号（木村正男窃盗事件）
一、差込鍵一個
○同押第八七四四号（中村まつ信書開披）一枚
一、信書の封筒一通
○同押第九一〇二号（前田利雄窃盗事件）
一、鉄線鋏一丁
二、革手袋一対
三、軍手片方
○同押第九五二五号（坂本信子食糧管理法違反事件）
四、換価金二八七円六三銭
○同押第一二六二三号（桑原育男窃盗事件）
一、風呂敷一枚
二、米国製煙草三箱
三、現金八五一〇円
○同押第一二六六七号（武田充夫詐欺事件）
一、領収書二枚
○同押第一三〇〇六号（棒信太郎猥褻事件）
一、配給伝票一通
二、同一通
三、夫婦生活五八部
四、雑誌二七三部
○同押第一四〇五四号（新井三郎詐欺事件）
一、自動車運転免許証一通
二、同押第一四九九五号（金博窃盗事件）
三、ベンチ一丁
○同押第一六二六七号（打越都一食糧管理法違反事件）
一、換価金五七五円
○同押第一六三〇二号（鈴木英男外一名窃盗事件）
一、南京袋一枚
二、同一〇枚
○同押第一九二一〇号（大川清同）
一、小為替証書一枚
二、清水の印鑑一個
三、革製二つ折パス入一個
四、茶色革手提鞄一個
五、英語辞典一冊
六、サック入眼鏡一個
七、手帳二冊
八、風呂敷一枚
九、同一本
一〇、ノート四冊
一一、楽譜の原稿一冊
一二、文章の原稿一式
一三、洗面用具一通

〇同証第四三一号（金城こと甕璐寛外一名麻薬違反被告事件）
一、量秤（二十瓩）桐函入り　一個
二、薬包紙　四十七枚
三、緊縛器（ゴムが断れたもの）　一本
四、注射器（含針二本）　一本
五、銀紙　一枚
〇同証第三三八号（成生節郎外一名常習賭博被告事件）
三、紙片二十四枚
五、紙幣四千円　千円一枚　百円三十枚
〇同証第六四七号（羽田大典こと崔大興傷害並に外国人登録令違反被告事件）
一、肉切庖丁　一丁
〇同証第六五五号（坂巻靖弘詐欺未遂被告事件）
二、名刺（鈴木薫名義）　二枚
三、同（森義昌名義）　一枚
四、領収証　一枚
〇同証第六八九号（川端弘窃盗並に強盗予備被告事件）
一、野球バット　一本
二、角鉄棒　一本
〇同証第七二一号（竹谷要業務上横領被告事件）
一、領収証　三枚
二、預り書　一枚
三、同　一枚
五、領収書（富田秀夫）　四枚
〇同証第七三二号（斎藤裕詐欺被告事件）
四、印鑑（新井）　一個
五、ゴム印（極秘）　一個
六、朱肉ケース　一個
〇同証第七七七号（福島邦治麻薬違反被告事件）
一、注射器　一個
二、同針　一本
〇同証第七六三号（李三来窃盗被告事件）
一、赤革製手提鞄　一個
二、アルミニューム弁当箱　二個
〇同証第八六五号（石井市之助邸宅侵入被告事件）
一、ヤットコ　一個
二、鉄棒　一本
〇同証第八八〇号（珙璣熹窃盗並に傷害被告事件）
一、財布　一個
〇同証第八八八号（小野秀雄強盗傷人被告事件）
一、ゴム草履　一足
二、カジヤ　一本
三、鑿　一本

〇同証第九六七号（阿部重行窃盗被告事件）
一、地下足袋　一足
〇同昭和二十五年証第五九二号（坂本秋広強盗傷人被告事件）
一、樽まき長さ一尺五寸　一本
〇同昭和二十二年押第二一七一号（永井信義外三十三名物価統制令違反事件）
二、換価金三五、二七円二十銭
四、同　五円六十銭
〇同押第四〇〇六号（松原幸積食糧管理法違反事件）
一、同　五二円四八銭
〇同押第六九六三号（佐々木喜一郎同）
一、同　五四円八四銭
〇同押第九六二七号（木村福一窃盗事件）
二、白ズボン　一着
〇同押第一一一二号（馬場太助食糧管理法違反事件）
一、換価金一二四円二七銭
〇同押第一七二四号（新井和吉外一名金融緊急措置令違反事件）
一、封鎖支払票　一通
三、同小切手　一通
四、同支払票　一通
六、同小切手　一通
八、同　四通
九、同　一通
二二、同　一通
二四、封鎖支払票　一通
二五、同　一通
二七、同小切手　二通
二九、同　一通
三〇、同支払票　一通
三〇の二、請求書　二通
三一、封鎖小切手　一通
〇同押第一五六四九号（山本君子食糧管理法違反事件）
一、換価金一六三円四十銭
〇同押第一七〇七号（太田修贓物運搬事件）
一、リュックサック　一箇
二、白いんげん　一八四瓩
三、小麦粉　八五〇瓩
四、小豆　一三三瓩
五、モンペ上衣　一着
六、半袖シャツ　一枚
七、開襟シャツ　一枚
八、ランニングシャツ　一枚
九、タオル手拭　一枚
一〇、腰巻用布　一枚
一一、地下足袋　一枚
一二、銅線　一巻
一三、敷布　一枚

〇同押第一七〇九七号（北川信栄強盗事件）
一、鳥打帽子　一箇
二、国勢調査申告票　一枚
三、人口調査表　二枚
四、駒下駄　一足
〇同押第一七二八九号（竹田俊夫贓物運搬事件）
一、着物裏地約二着分　一枚
二、チャンチャンコ　一枚
〇同押第一七三四一号（藤原三郎食糧管理法違反事件）
一、換価金二二三円九五銭
〇同押第一七三六一号（西島キミ同）
一、同　一二三円八四銭
〇同押第一八六一七号（村田牧之介同）
一、同　一〇二円九六銭
〇同押第一八〇七六号（飯田房次郎窃盗事件）
一、銘仙丹前　一枚
〇同押第一九四七三号（高橋ソノ子同）
一、練補　一箇
〇同押第二〇一四七号（小久保与男外一名物価統制令違反事件）
一、入荷記　一枚
〇昭和二十三年押第三九九五号（増田相之助同）
一、換価金　三十円四十銭
〇同押第一七〇三一号（金子行雄外一名窃盗事件）
一、サシミ庖丁　一丁
二、庖丁　一丁
〇同押第一九五七六号（茂木保外一名詐欺事件）
一、リスト　一通
〇同押第一九七二六号（金英坤外二名窃盗事件）
一、現金七十六銭
三、寛永通宝（穴銭）　三枚
〇同押第二一六二六号（加曽利藤平外一名同）
一、ホータイ布　二本
二、風呂敷　一枚
〇同押第二三三二九号（石原秀之同）
一、煙草入　一箇
〇同押第二四五八七号（福井次郎同）
一、飯盒　一箇
二、ネクタイ　一枚
三、同　一枚
四、調理器　一枚
五、化粧セット　一箇
六、煙草みのり　一箇
七、眼鏡ケース　一箇
八、風呂敷　一枚
九、同　一枚
一〇、化粧袋　一箇
一一、幼児服　二着

一二、シャツ　一枚
一三、木綿袋　一枚
一四、小型鏡　一箇
一五、安全カミソリ器　一組
一六、子供手袋　一足
一七、煙草入丸型纏　一箇
一八、風呂敷　一枚
一九、弁当箱　一箇
二〇、赤革製煙草入　一箇
二一、キセル　一本
〇同押第二五九三二号（山瀬誠一私文書偽造行使事件）
一、小切手控　一枚
二、同　一枚
〇同押第二六五四〇号（佐々木鉄男外一名窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
二、懐中電燈　一箇
〇同押第二八二五九号（矢野正雄同）
一、国防色ズボン　二着
二、同上衣　三着
〇同押第二八八八号（鈴木正夫同）
一、懐中電燈　一箇
三、シャツ　一枚
四、風呂敷　一枚
〇同押第二九七九七号（勝田よし男外一名同）
一、ドライバー　一箇
二、乾電池　一箇
三、風呂敷　一枚
四、同　一枚
五、同　一枚
六、赤色短靴　一足
〇同押第二九九四四号（斎藤英夫外一名同）
一、手帳　一冊
二、懐中電燈　一箇
〇同押第三一八四〇号（宗像揚城同）
一、二ツ折財布　一箇
二、現金一四六円二八銭
三、大浦の木印　一箇
四、省線回数乗車券　九枚
五、名刺若干
〇同押第三五八三九号（岡田芳男同）
一、現金二〇〇円
一、名刺　三枚
二、名刺入　一箇
三、身分証明書　一枚
四、鉄道荷物受取書　二枚
五、チブス注射済証明書　一枚
六、西洋剃刀　一丁
七、ケース入眼鏡　一箇
八、赤皮製二ツ折財布　一箇
〇同押第三六三二八号（野呂富運物調整法違反事件）
一、換価金二八三円二〇銭

〇同押第三七二六〇号（大坪正義窃盗事件）
一、古物商買取伝票　一枚
〇同押第四一二七二号（宇野一丈物価統制令違反事件）
一、需要者割当証明書　六枚
〇同押第四一九三九号（宮内三郎物調法並に贈賄事件）
一、枇杷容器　一箇
二、包紙　一枚
三、ピース　一四箇
四、ピースの包紙　一枚
五、ピースのし紙　一枚
〇同押第四五九二八号（吉田義三郎外十三名物調法違反事件）
一、註文請書　一枚
二、手紙　一通
三、案内状　一通
四、納品書　一通
五、同控　三通
六、納品書　一冊
七、同控　一通
八、出金伝票　二枚
九、入金伝票　三枚
一〇、売上伝票　一枚
一一、請求書　一枚
一二、納品書　一通

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
静岡地方検察庁
〇昭和二十五年保第五号（山本庄吉外八名賭博事件）
一、換価金　一千百六十四円
〇同保第四一号（山本清一食糧管理法違反事件）
一、同　一百一円七十三銭
〇昭和二十六年保第一二八号（李徳泰酒税法違反事件）
一、同　四百二十円
〇同保第二一二号（杉山錠次同）
一、同　二百円
〇同押第八号（太田貞治窃盗事件）
一、大型リヤカー　一台
〇同押第三一七号（佐藤虎夫同）
一、茶色皮短靴　一足
二、ナイロン赤色財布　一個
三、鼠色ジャンパー　一枚
四、白ワイシャツ　一枚
五、チョコレート色短靴　一足
〇同押第五二八号（斎藤勝太郎同）
一、砂糖入硝子瓶　一個
二、牛皮短靴　一足
三、木綿手拭　二本
〇同押第八三八号（永川清広覚せい剤取締法違反事件）
一、空アンプル　四万八千本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大阪地方検察庁
〇昭和二十一年押第二八八号（藤田敏夫窃盗事件）
一、二輪自転車　一
〇同押第三〇号（中山市太郎同）
一、黒革製並紫色糸編製財布　各一
二、現金十五円三十六銭
〇同押第三七四号（正田政次郎同）
一、布製財布　一
二、現金　四十一円十一銭
〇同押第五三四号（吉川順一他三名同）
一、赤茶色蛇革製財布　一
〇同押第五六一号（松原初子同）
一、財布　一
二、現金　十一円八十三銭
〇同押第六五〇号（温井修同）
一、古モーター　一
〇同押第六七六号（森岡博同）
一、黒色風呂敷　一
二、換価金（約等）　一円七十銭
〇同押第八二一号（船野日出子同）
一、茶色革製並布製財布　各一
〇同押第九一六号（岡田甚均同）
一、黒革短靴　一足
〇同押第九九七号（美根正夫同）
一、米櫃　二
二、鼠色ズボン並同チョッキ　各一
〇同押第一〇三九号（矢野久雄同）
一、黒革製並鼠色財布　各一
二、現金　二百十五円八十八銭
〇同押第一一一五号（中村泰男物価統制令違反事件）
一、換価金（鶏卵）　五十一円五十三銭
〇同押第一一六七号（大倉藤次郎窃盗事件）
一、中古二輪自転車　一
〇同押第一三七〇号（中島厳他一名同）
一、懐中時計　一
〇同押第一四一六号（井上光雄同）
一、現金　三十三円五十銭
〇同押第二四〇号（新井大供窃盗未遂事件等）
〇同押第四五〇号（松久勇他八名贓物故買事件等）
一、同　九千百円
二、黒革製短靴　一足
三、乾電池　四
〇同押第七三二号（藤田伝吉窃盗事件）
一、ドンゴロス製リュックサック　一
一、茶色リュックサック　一　其他雑品若干
〇同押第七二九号（中谷義家同）
一、女持二ツ折財布並布製財布　各一

〇同押第九一七号（甘佐喜一郎同）
一、現金　七千三百円
〇同押第一〇三四号（織田利博贓物運搬事件等）
一、電話機　二
二、真空管　一
〇同押第一一五五号（浅野金一郎詐欺事件）
一、腕巻時計　二
〇同押第一一五九号（畑田文市他三名窃盗事件）
一、現金　六千五百六十円
〇同押第一二一九号（中村浅次他三名恐喝事件）
一、腕巻時計　一
〇同押第一四三九号（東郷脩窃盗事件）
一、黒革製手提鞄　一
〇同押第一四六九号（李栄浩同）
一、茶色革製二ツ折財布　一
二、現金　八百四十八円十五銭
〇同押第一四七〇号（末森勝同）
一、同　五百十四円
〇同押第一四八三号（船越良夫同）
一、腕巻時計　一
〇同押第一五二八号（永美敬二同）
一、赤色短靴並白色ズック靴　各一足
〇同押第一八五二号（中村政男同）
一、黒革製並茶革製財布　各一
〇同押第二一〇七号（金田弘尚同）
一、現金　百四十円
〇同押第二一四一号（張昌田同）
一、レインコート　一
〇同押第二四三五号（山下照雄同）
一、二ツ折財布　五
〇同押第二六二九号（西恒夫同）
一、懐中時計　七
〇同押第二六四〇号（竹浪順次同）
一、ファイバー製中型トランク　一
二、洗面具一式　其他雑品若干
〇昭和二十二年押第九四号（五十嵐利恭同）
一、男子供服上下　三
二、男子供ズボン　三
三、男子シャツ　三
〇同押第二七六号（山田磐蔵傷害事件等）
一、背広服（三ッ揃）　一
二、冬オーバー　一
三、黒錦紗首巻　一
四、黒長靴　一足
〇同押第六三二号（高岡和雄他一名窃盗事件）
一、赤革製二ツ折財布　一
二、現金　四十円
〇同押第六七七号（喜多繁同）
一、同　二千二百三十円

〇同押第七五五号（深川和雄同）
一、リュックサック　一
二、足袋　二足　其他雑品若干
〇同押第八七二号（森聖同）
一、黒革製二ツ折財布　一
二、煙草ケース　二
〇同押第一〇二一号（西原正行恐喝事件）
一、国防色作業衣　一
二、黒鼠色ズボン　一
〇同押第一〇三〇号（地井格之詐欺事件等）
一、作業上衣並同ズボン　各一
〇同押第一一六三号（木沢重子窃盗事件）
一、手錠　一
二、手提袋　一　其他雑品若干
〇同押第一一七七号（毛利禹比古他一名同）
一、懐中時計　一
〇同押第一一九三号（杉山留五郎同）
一、白足袋　一足
二、現金　九千百円
〇同押第一九四六号（本庄実同）
一、ワイシャツ　一
二、ジャンパー並子供用襦袢　各一
三、子供用三輪車　一
〇同押第二二六五号（松山一義同）
一、手提鞄　一
二、女物赤革製靴　一足
三、白風呂敷　一
〇同押第二五一〇号（崔娯仁同）
一、男物袷羽織並同絹羽織　各一
二、女物単衣羽織並同袷綿紗羽織　各一
三、名古屋帯　一　其他衣類若干
〇同押第二六八五号（吉村俊雄同）
一、懐中時計　一
〇同押第三〇〇五号（不老進同）
一、自転車　一
〇同押第三一四七号（坂原尋和遺失物横領事件等）
一、黒革製二ツ折財布　一
二、現金　七十五銭
〇同押第三三三三号（横田源治贓物故買事件）
一、黒サージ背広上衣　一
二、白ワイシャツ　一
〇同押第三八四八号（藤本正春窃盗事件）
一、現金　五百十八円
〇同押第三九〇一号（藤岡陸子他一名同）
一、黒革製手提鞄　一
二、赤革製二ツ折財布　一
三、現金　七千三百十五円五十銭

〇同押第五三六七号（上田敏夫他一名同）
一、革製二ツ折財布　一
〇同押第五三九七号（氏名不詳同）
一、財布　二
二、現金　七円十五銭
〇同押第五五四九号（黒木繁遺失物横領事件等）
一、女持洋傘　一
〇同押第五六九五号（松井伊太郎窃盗事件）
一、国防色服上衣　一
二、旧五円紙幣　一枚
三、二輪自転車　一
〇同押第五八一八号（田中勇同）
一、黒革製定期入　一
二、茶色製革手袋　一足
〇同押第六三五五号（亀谷隆一同）
一、赤茶色革製編上靴　一足
二、国防色ズボン　一
〇昭和二十三年押第九二三号（松本博道同）
一、二輪自転車　一
〇同押第五二〇三号（西井良男他二名強盗予備事件等）
一、短刀　二
二、小柄　一
〇昭和二十四年押第三六〇〇号（松本進公文書偽造事件）
一、綿糸割当証明書　一枚
二、払下綿布リスト　一枚
三、手帳　一冊　其他雑品若干
〇同押第四三八八号（小桜伝治郎他十二名賭博事件）
一、現金　千八百三十円
〇同押第九八九九号（井沢秀雄詐欺事件等）
一、株札　一組
二、風呂敷　四
〇同押第一三六二五号（山中理助他一名商標法違反事件）
一、タガネ　八
〇同押第二三五三五号（寺岡幾他四名窃盗事件）
一、古ふとん　一
二、受信機　一
三、手動靴下編機械　一
〇昭和二十五年押第五五号（石井由蔵横領事件等）
一、ズボン　三
〇同押第一五二一号（斎木竹夫贓物牙保事件）
一、薄鼠色服上下　一
二、銘仙単衣女物着物　一
三、銘仙袷羽織　一　其他衣類二点

〇同押第一九三〇号（吉田政男昭和二十二年勅令第九号違反事件）
一、毛布　一
二、ズボン並チョッキ　各一
〇同押第二九三五号（吉川コヨネ窃盗事件等）
一、懐中時計　一
〇同押第一九七〇二号（氏名不詳物品税法違反事件）
一、製品受払帳　一冊
二、書類　十七枚
〇同押第一二〇四号（松本恵美子窃盗事件）
一、名古屋帯　一
〇同押第三一三三号（南方健三他一名同）
一、男物腕時計　一
二、ピストル型ライター　一
〇同押第三八九六号（松田芳太郎同）
一、地下足袋　一足
〇同押第四一二四号（大磯仁平同）
一、中古二輪自転車並同鑑札　各一
〇同押第四二一二号（高橋徹男同）
一、現金　千五百円
〇同押第四五一一号（田承黙同）
一、薄茶色財布　一
二、現金　三円五十銭
〇同押第四五三八号（安福永一同）
一、中古二輪自転車　一
〇同押第四五六四号（鳴海壱海他二名同）
一、中古革製手提鞄　一
二、革製手袋　一足
〇同押第四七七六号（水本正治他二名強盗事件等）
一、絣着物　一
二、毛糸首巻並細紐　各一
〇同押第五三八三号（仲宗根幸栄窃盗事件等）
一、中古ズボン並同ヂャンバー　各一
二、古物ジャケツ　二
〇同押第五七四五号（村上勝一他六名強盗事件等）
一、男物高級草履　一足
二、鼠色上衣並濃紺サージズボン　各一
三、茶色並水色靴下　各一足
四、短刀　一　其他衣類雑品若干
〇同押第五八八八号（杉谷末吉窃盗事件）
一、ズボン下（メリヤス）　一
〇同押第六三三一号（豊島福次同）
一、黒メルトン地婦人服　一
〇同押第六四〇三号（金建沢同）
一、中古洋傘　一

昭27.2.23. 第7537号

○同押第七〇五八号（栗井十郎他二名同）
一、国防色中古上衣　一
二、婦人用小型時計　一
三、男物腕時計　二
四、同押第七五八四号（平野甲一同）
一、手斧　一
○同押第一五五〇二号（大塚仁業務上横領事件）
一、起重機運転士免許証　一枚
○同押第一五九三五号（岩部重夫恐喝事件）
一、ジヤツクナイフ　一
○同押第一六三〇九号（白木繁男遺失物横領事件）
一、換価金（タイヤーチューブ）　五千円
○同押第五八六六号（西田実夫窃盗事件）
一、茶革半長靴　一足
○同押第六四九八号（真島武雄同）
一、茶革長靴　一足
○同押第七〇二六号（竹田信男他一名同）
一、貯金通帳　一冊
○同押第七二一二号（上原謙一同）
一、換価金（電線）　五千円
○同押第七五六八号（康鶴春同）
一、現金七百四十四円五十銭
○同押第七八五五号（平山俊雄同）
一、革製短靴並白ズック靴　各一足
二、バンツ並カッターシヤツ　各一
三、煙草ケース　二
四、煙草ケース　其他雑品若干
○同押第七八九八号（朝田影愛他十名同）
一、ジヤンバー　一
二、コマ織御召　約二十ヤール
三、万年筆並煙草ケース　各一
○同押第八四一五号（尹昌孝同）
一、革製財布　一
二、現金　三十円
三、外国人登録書　一枚
○同押第八五三四号（久保稔同）
一、金切鋏並大型スパナー　各一
○同押第八五八九号（寺籠妙子同）
一、女持脚巻時計　一
○同押第九〇〇九号（和泉三郎他七名同）
一、カッターシヤツ並ズボン　各一
二、ドライバー　一
三、軍隊用ズボン並前掛　各一
○同押第九一一〇号（棚橋昭二他一名同）
一、腕時計　一
二、現金　二千四百円

○同押第九二一〇号（坂根光明自転車盗検挙法違反事件）
一、国防色中古上衣　一
二、同　金庫代用木箱　一
三、仕切伝票　一冊
○同押第一〇一六三号（野垣忠雄傷害事件）
一、アルマイト製鍋　一
○同押第一〇一九九号（長谷川直贈賄事件）
一、現金　三百円
○同押第一〇〇九八号（荒木一志窃盗事件）
一、水道口金並同管　各三
○同押第一〇〇五三〇号（豆多静子同）
一、現金　千八十円
○同押第一〇一〇九一六号（沢本久他四名傷害事件）
一、弁当箱　一
二、紫色風呂敷　一
○同押第一三二九号（曾我部スミ子窃盗未遂事件）
一、海老茶色布製手提袋　一
二、男物黒革製財布　一
三、現金　三百五十一円
○同押第一六四九号（原田保一詐欺事件）
一、家屋賃借権譲渡契約書　一枚
二、売買仲介申込契約済之証　一枚
○同押第一九四五号（康鏞範他一名同）
一、三和銀行小切手　一枚
○同押第一二九八号（張秀一覚醒剤取締法違反事件）
一、黒革製手提カバン　一
○同押第一三六一五号（山井弘忠政令各若干枚）
一、ビラ指（針日報、独立と平和等）
○同押第一三九八〇号（吉村英雄贓物運搬事件）
一、古鉄管　一
○同押第一四〇九五号（木下静二恐喝事件）
一、ランニングシヤツ　一
二、メリヤス丸首シヤツ　一
三、パンツ　一
○同押第一四三二七号（大野某詐欺事件）
一、白ランニングシヤツ　一
二、白木綿開襟半袖シヤツ　一
三、メリヤス丸首シヤツ　一
○同押第一四八二号（大城久雄傷害事件）
一、中古刺身庖丁　一
二、中古木柄付手鎌　一
○同押第一四七八号（上垣弘造他四名窃盗事件等）
一、現金　八百十五円

○同押第一五四九八号（井上克己傷害事件）
一、同　一
二、婦人用小型時計　一
三、男物腕時計　一
四、男物長ズボン　二
○同押第一五五〇二号（大塚仁業務上横領事件）
一、起重機運転士免許証　一枚
○同押第一五九三五号（岩部重夫恐喝事件）
一、ジヤツクナイフ　一
○同押第一六三〇九号（白木繁男遺失物横領事件）
一、換価金（タイヤーチューブ）　五千円
○同押第五八六六号（西田実夫窃盗事件）
一、茶革半長靴　一足
○同押第六四九八号（真島武雄同）
一、手斧　一
○同押第七〇二六号（竹田信男他一名同）
一、貯金通帳　一冊
○同押第七二一二号（上原謙一同）
一、換価金（電線）　五千円
○同押第七五六八号（康鶴春同）
一、現金七百四十四円五十銭
○同押第七八五五号（平山俊雄同）
一、革製短靴並白ズック靴　各一足
二、バンツ並カッターシヤツ　各一
三、煙草ケース　二
四、煙草ケース　其他雑品若干
○同押第七八九八号（朝田影愛他十名同）
一、ジヤンバー　一
二、コマ織御召　約二十ヤール
三、万年筆並煙草ケース　各一
○同押第八四一五号（尹昌孝同）
一、革製財布　一
二、現金　三十円
三、外国人登録書　一枚
○同押第八五三四号（久保稔同）
一、金切鋏並大型スパナー　各一
○同押第八五八九号（寺籠妙子同）
一、女持脚巻時計　一
○同押第九〇〇九号（和泉三郎他七名同）
一、カッターシヤツ並ズボン　各一
二、ドライバー　一
三、軍隊用ズボン並前掛　各一
○同押第九一一〇号（棚橋昭二他一名同）
一、腕時計　一
二、現金　二千四百円

○同押第九四七六号（佐野長平他一名同）
一、作業ズボン　一足
二、地下足袋　一足
三、バール並クリツパー　各一
○同押第九八二九号（前川昌広同）
一、浴衣（小供用）　一
同（大人用）　一
二、桃色並白色毛糸　各若干
三、桃色並白色毛糸　各若干
○同押第九九四三号（西村米蔵同）
一、赤ナイロンハンドバック　一
二、黒ゴム長靴　一足
三、茶色ズボン　一
○同押第一〇〇二五号（楠末松同）
一、純綿モンペ　一
○同押第一〇一四四号（倉林時次同）
一、朝鮮国語辞典　一冊
○同押第一〇二九三号（原欣一同）
一、帽子　二
二、換価金（西瓜等）　百三十円
三、換価金　二
○同押第一〇八一三号（先崎徳康同）
一、ズロース　二
二、桃色ナイロン製並布製風呂敷　各一
三、黒色ナイロン製風呂敷　三
四、シミーズ並前掛　各一
五、コンパクト（金属及セルロイド製）　二
六、定期券入　一
○同押第一〇九八号（北谷俊雄同）
一、大型並小型ハンマー　各一
二、金切鋏並バール　各一
○同押第一一〇三六号（山川正他一名同）
一、現金　三千円
○同押第一一三〇号（吉田忠雄他一名同）
一、ケーブル線（外径五分）　約四十尺
○同押第一一二三九号（藤本正和同）
一、白ズボン　一
二、ナイロンバンド　一
三、釘抜　一
○同押第一二四五号（川崎福松他五名同）
一、背広服上衣　一
○同押第一二七六号（伊沢元三同）
一、二輪自転車　一
○同押第一三一三六号（辻本芳蔵同）
一、女物コート　一
○同押第一三一五三号（徳和目栄太郎同）
一、弁当箱　一

○同押第一三五〇七号（笠松進市同）
一、煙草（光）　六
二、バチンコ遊技用鉄玉　七十
○同押第一五二〇八号（梶川勇同）
一、作業ズボン　一足
二、長靴　一足
○同押第一五三三号（土田富夫同）
一、ふとん　一
○同押第一五三三号（大西敏夫同）
一、風呂敷　二
二、現金　十八円五十銭
○同押第一六二一号（新井雅司同）
一、女物ナイロン製レインコート　一
二、女物黒革製並同チヨコレート色短靴　一
○同押第一六五三五号（福田万藤同）
一、女物子供ズボン　二
○同押第一七〇三八号（秋岡明敏同）
一、換価金（二輪自転車）　五百円
○同押第五七七八号（塚本富男他三名同）
一、風呂敷　八
二、革製サック付写真機　一
○同押第八五〇三号（亀田定同）
一、換価金（鉛管）　千円
○同押第一〇五八二号（平井一男同）
一、現金　一
○同押第一七三一号（金致邦同）
二、ソルハシ並ハンマー　各一
○同押第一九二八号（西井卯之松他二名同）
一、角形スコップ並斧　各一
○同押第一二一六七号（播磨房子同）
二、人絹水玉ブラウス　一
○同押第一二二九号（藤田里光同）
一、紺色布製財布　一
二、現金　百五十九円五十銭
三、印鑑（サック付）　一
○同押第一五三九二号（吉田一三同）
一、鑢　一
二、南京袋　一
○同押第一五四〇号（鄭在玉同）
一、出刃庖丁　一
○同押第一五六三三号（岩井ハツ子同）
一、現金　八十円
○同押第一六六六二号（井上芳秀他一名同）
一、ペンチ　一
二、天幕　一
○同押第四四二八号（岡田喜一有価証券偽造行使事件）
一、小切手帳　一冊
二、小切手　六枚

○同押第一三五〇七号（笠松進市同）
一、煙草（光）　六
二、バチンコ遊技用鉄玉　七十
○同押第一五二〇八号（梶川勇同）
一、ふとん　一足
二、長靴　一足
○同押第一五三三号（土田富夫同）
一、風呂敷　二
二、現金　十八円五十銭
○同押第一六五二一号（新井雅司同）
一、女物ナイロン製レインコート　一
二、女物黒革製並同チヨコレート色短靴　一
○同押第一六五三五号（福田万藤同）
一、女物子供ズボン　二
○同押第一七〇三八号（秋岡明敏同）
一、換価金（二輪自転車）　五百円
○同押第五七七八号（塚本富男他三名同）
一、風呂敷　八
二、革製サック付写真機　一
○同押第八五〇三号（亀田定同）
一、換価金（鉛管）　千円
○同押第一〇五八二号（平井一男同）
一、現金　一
○同押第一七三一号（金致邦同）
二、ソルハシ並ハンマー　各一
○同押第一九二八号（西井卯之松他二名同）
一、角形スコップ並斧　各一
○同押第一二一六七号（播磨房子同）
二、人絹水玉ブラウス　一
○同押第一二二九号（藤田里光同）
一、紺色布製財布　一
二、現金　百五十九円五十銭
三、印鑑（サック付）　一
○同押第一五三九二号（吉田一三同）
一、鑢　一
二、南京袋　一
○同押第一五四〇号（鄭在玉同）
一、出刃庖丁　一
○同押第一五六三三号（岩井ハツ子同）
一、現金　八十円
○同押第一六六六二号（井上芳秀他一名同）
一、ペンチ　一
二、天幕　一
○同押第四四二八号（岡田喜一有価証券偽造行使事件）
一、小切手帳　一冊
二、小切手　六枚

○同押第六二三九号（田中正之窃盗事件）
一、違反事件）　一
○同押第一四九九七号（宮崎光蔵詐欺事件）
一、現金　四百七円
○同押第一一四四八号（高田繁治銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、日本刀（約一尺三寸位）　一
○同押第一六八五九号（永友次男同）
一、出刃庖丁　一
○同押第九五号（菅原あい子同）
一、毀棄事件）　一
○同押第一七五四四号（烈学漿酒税法違反事件）（鍋）　三十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第六八号（朴甲権外一名酒税法違反事件）
一、桶　一個
二、濁酒　一斗四升三合
三、肥桶　一個
四、濁酒　四斗五升
○同押第六九号（千葉きよみ同）
一、桶　一個
二、濁酒　七升
○同押第九五号（菅原あい子同）
一、焼酎甕　一個
二、焼酎　一斗
○同押第一二五号（伊藤利夫同）
一、濁酒　六斗六升四合
二、かご　一個
三、濁酒　一升
四、濁酒　一本
五、濁酒　一升
六、濁酒　一升
七、焼酎甕　一個
九、焼酎　一斗
○同押第一三〇号（遠藤留男同）
一、蒸留器　一式
二、一斗入手桶　一個
三、濁酒　九升五合
四、ゴムホース　二十二尺
五、酒精計　一
六、八斗入桶　一個
○昭和二十四年押第一一六号（林寛玉同）
一、酒精計　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第一六八号（富田和一、換価金　六百十三円）
○昭和二十六年保第一〇一号（村松正一同）
○同保第一〇一六号（青池つま同）
一、同　七十四円四十銭
○同保第一〇一七号（村松正一同）
一、同　七十四円四十銭
○昭和二十六年保第二四二号（望月武同）
一、同　二百十九円七十五銭

○同押第一五四九八号（井上克己傷害事件）
一、手斧　一
○同押第一五五〇二号（大塚仁業務上横領事件）
一、起重機運転士免許証　一枚
○同押第一五九三五号（岩部重夫恐喝事件）
一、ジヤツクナイフ　一
○同押第一六三〇九号（白木繁男遺失物横領事件）
一、換価金（タイヤーチューブ）　五千円
○同押第五八六六号（西田実夫窃盗事件）
一、茶革半長靴　一足
○同押第六四九八号（真島武雄同）
一、手斧　一
○同押第七〇二六号（竹田信男他一名同）
一、貯金通帳　一冊
○同押第七二一二号（上原謙一同）
一、換価金（電線）　五千円
○同押第七五六八号（康鶴春同）
一、現金七百四十四円五十銭
○同押第七八五五号（平山俊雄同）
一、革製短靴並白ズック靴　各一足
二、バンツ並カッターシヤツ　各一
三、煙草ケース　二
四、煙草ケース　其他雑品若干
○同押第七八九八号（朝田影愛他十名同）
一、ジヤンバー　一
二、コマ織御召　約二十ヤール
三、万年筆並煙草ケース　各一
○同押第八四一五号（尹昌孝同）
一、革製財布　一
二、現金　三十円
三、外国人登録書　一枚
○同押第八五三四号（久保稔同）
一、金切鋏並大型スパナー　各一
○同押第八五八九号（寺籠妙子同）
一、女持脚巻時計　一
○同押第九〇〇九号（和泉三郎他七名同）
一、カッターシヤツ並ズボン　各一
二、ドライバー　一
三、軍隊用ズボン並前掛　各一
○同押第九一一〇号（棚橋昭二他一名同）
一、腕時計　一
二、現金　二千四百円

○同証第一五一号（金井松太郎窃盗被疑事件）
一、リックサック（国防色のもの）　一
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十一年押第三二六号（深沢敏雄窃盗事件）
一、中古二六吋黒塗自転車　一台
○昭和二十五年押第三九号（八木武之助外一名同）
一、男物扇色ズボン　一本
○昭和二十六年押第二一七号（川内栄作同）
一、純毛黒色背広上衣　一着
○同押第一三一号（金越永同）
一、蜜柑箱　二個
二、箪笥　一本
三、鍬　二挺
四、ジョレン鍬　一挺
五、南京袋　一枚
六、下駄　二足
七、ロープ　一本
八、紺ズボン　一本
九、メリヤス半袖シヤツ　一枚
十、メリヤスパンツ　一枚
○同押第一六二号（堀口進同）
一、丸型腕時計　一個
二、布製洗面袋　一個
三、風呂敷包（靴下外数点在中）　二個
四、名刺　八枚
五、名刺入　一個
六、白木綿手拭　一本
七、半袖開襟シヤツ　二枚
八、ランニングシヤツ　一枚
九、国鉄乗車券　一枚
十、国鉄急行券　一枚
○同押第一六五号（佐野一郎同）
一、草履　一足
○昭和二十二年保第三〇号（相よし食糧緊急措置令違反事件）
一、換価金　四十円三十銭
○同保第三一一号（笹野平次郎同）
一、同　五十二円七十銭
○同保第三三号（大塚たい同）
一、同　七十一円三十銭
○同保第四三号（鈴木信夫同）
一、同　一百八円五十銭
○同保第九六号（塚本みつ同）
一、同　五十五円八十銭
○同保第一〇一号（村松正一同）
一、同　七十四円四十銭
○同保第一〇六号（青池つま同）
一、同　七十四円四十銭

○同押第一三三号（氏名不詳同）
一、メリケン袋　一枚
二、布袋　二枚
三、風呂敷　四枚
四、布紐　三本
五、換価金　七百九十八円
○同押第一六一号（同）
一、布袋　一枚
二、手提籠　二個
三、手提袋　二枚
四、布紐　四本
五、風呂敷　一枚
六、リュックサック　一個
七、ボール箱　一個
八、厚紙　一枚
九、換価金　一万一百三十四円
○同押第一六八号（同）
一、布袋　二枚
二、南京袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、換価金　一千六百十八円

長野地方検察庁上田支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年証第二〇号（樋口昭脅迫被疑事件）
一、メモ　四枚
二、組合大会参加者名簿　一冊
三、手帳　一冊
四、覚活動指針　一枚
○同証第一四〇号（伊東清詐欺同）
一、赤皮手提鞄　一個
○同証第一八三号（金井清猶盗詐欺事件）
一、風呂敷　一枚
税法事件）（太田斗賢こと金斗賢酒
一、同　百三十八円四十銭
○同証第一八四号（金井清猶盗詐欺事件）
一、伊丹樽　二本
二、洗米　四四四円
三、蒸米　同　七三六円
○同証第一号（河大鳩同）
一、二斗樽　一本
二、蒸籠機部品　一個
三、一石桶　一本
四、斗ガメ　二個
五、五升樽　二個
六、一升樽　二本
七、一斗樽　一本
○同証第一〇一号（張聖致同）
一、石六斗桶　一本
二、七斗桶　一本

○同押第一五三号（氏名不詳同）
一、メリケン袋　一枚
二、布袋　二枚
三、風呂敷　四枚
四、布紐　三本
五、換価金　七百九十八円
○同押第一六一号（同）
一、布袋　一枚
二、手提籠　二個
三、手提袋　二枚
四、布紐　四本
五、風呂敷　一枚
六、リュックサック　一個
七、ボール箱　一個
八、厚紙　一枚
九、換価金　一万一百三十四円
○同押第一六八号（同）
一、布袋　二枚
二、南京袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、換価金　一千六百十八円

長野地方検察庁上田支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年証第二〇号（樋口昭脅迫被疑事件）
一、メモ　四枚
二、組合大会参加者名簿　一冊
三、手帳　一冊
四、覚活動指針　一枚
○同証第一四〇号（伊東清詐欺同）
一、赤皮手提鞄　一個
○同証第一八三号（金井清猶盗詐欺事件）
一、風呂敷　一枚
税法事件）（太田斗賢こと金斗賢酒
一、同　百三十八円四十銭
○同証第一八四号（金井清猶盗詐欺事件）
一、伊丹樽　二本
二、洗米　四四四円
三、蒸米　同　七三六円
○同証第一号（河大鳩同）
一、二斗樽　一本
二、蒸籠機部品　一個
三、一石桶　一本
四、斗ガメ　二個
五、五升樽　二個
六、一升樽　二本
七、一斗樽　一本
○同証第一〇一号（張聖致同）
一、石六斗桶　一本
二、七斗桶　一本

○同押第一二三〇七号（氏名不詳同）
一、一石桶　一本
二、二斗釜　一個
三、馬穴ヒシャク　二個
四、ゴムホース　二本
五、味噌空樽　一個
六、七、二石桶　二本
八、一石桶　二本
九、八斗桶　一個
十、石油ランプ　一個
十一、乳酸壜　一本
十二、半切桶　一個
十三、五升樽　一個
十四、濾過器入硝子壜　一個
十五、二斗桶　一本
十六、四斗桶　三本
十七、蒸附四斗桶　二本
十八、蒸附八斗桶　一本
十九、二斗カメ　一個
二十、一斗樽　三本
二十一、一斗桶　一本
二十二、馬穴ヒシャク　一個
二十三、四斗桶　一本
二十四、ヒシャク　一個
二十五、醤油　五九八円
二十六、換価金　一八一円
二十七、同　四五円
二十八、雑酒　一升壜　一本
二十九、合成酒　一斗　一個
三十、斗ガメ　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年証第一〇六七号（内山万寿松精米換価金　七五八円）
一、風呂敷　三
二、木綿袋　三

○同押第七〇五八号（栗井十郎他二名同）
一、国防色中古上衣　一
二、婦人用小型時計　一
三、男物腕時計　二
四、同押第七五八四号（平野甲一同）
一、手斧　一
○同押第一五五〇二号（大塚仁業務上横領事件）
一、起重機運転士免許証　一枚
○同押第一五九三五号（岩部重夫恐喝事件）
一、ジヤツクナイフ　一
○同押第一六三〇九号（白木繁男遺失物横領事件）
一、換価金（タイヤーチューブ）　五千円
○同押第五八六六号（西田実夫窃盗事件）
一、茶革半長靴　一足
○同押第六四九八号（真島武雄同）
一、手斧　一
○同押第七〇二六号（竹田信男他一名同）
一、貯金通帳　一冊
○同押第七二一二号（上原謙一同）
一、換価金（電線）　五千円
○同押第七五六八号（康鶴春同）
一、現金七百四十四円五十銭
○同押第七八五五号（平山俊雄同）
一、革製短靴並白ズック靴　各一足
二、バンツ並カッターシヤツ　各一
三、煙草ケース　二
四、煙草ケース　其他雑品若干
○同押第七八九八号（朝田影愛他十名同）
一、ジヤンバー　一
二、コマ織御召　約二十ヤール
三、万年筆並煙草ケース　各一
○同押第八四一五号（尹昌孝同）
一、革製財布　一
二、現金　三十円
三、外国人登録書　一枚
○同押第八五三四号（久保稔同）
一、金切鋏並大型スパナー　各一
○同押第八五八九号（寺籠妙子同）
一、女持脚巻時計　一
○同押第九〇〇九号（和泉三郎他七名同）
一、カッターシヤツ並ズボン　各一
二、ドライバー　一
三、軍隊用ズボン並前掛　各一
○同押第九一一〇号（棚橋昭二他一名同）
一、腕時計　一
二、現金　二千四百円

○同押第九二一〇号（坂根光明自転車盗検挙法違反事件）
一、国防色中古上衣　一
二、同　金庫代用木箱　一
三、仕切伝票　一冊
○同押第一〇一六三号（野垣忠雄傷害事件）
一、アルマイト製鍋　一
○同押第一〇一九九号（長谷川直贈賄事件）
一、現金　三百円
○同押第一〇〇九八号（荒木一志窃盗事件）
一、水道口金並同管　各三
○同押第一〇〇五三〇号（豆多静子同）
一、現金　千八十円
○同押第一〇一〇九一六号（沢本久他四名傷害事件）
一、弁当箱　一
二、紫色風呂敷　一
○同押第一三二九号（曾我部スミ子窃盗未遂事件）
一、海老茶色布製手提袋　一
二、男物黒革製財布　一
三、現金　三百五十一円
○同押第一六四九号（原田保一詐欺事件）
一、家屋賃借権譲渡契約書　一枚
二、売買仲介申込契約済之証　一枚
○同押第一九四五号（康鏞範他一名同）
一、三和銀行小切手　一枚
○同押第一二九八号（張秀一覚醒剤取締法違反事件）
一、黒革製手提カバン　一
○同押第一三六一五号（山井弘忠政令各若干枚）
一、ビラ指（針日報、独立と平和等）
○同押第一三九八〇号（吉村英雄贓物運搬事件）
一、古鉄管　一
○同押第一四〇九五号（木下静二恐喝事件）
一、ランニングシヤツ　一
二、メリヤス丸首シヤツ　一
三、パンツ　一
○同押第一四三二七号（大野某詐欺事件）
一、白ランニングシヤツ　一
二、白木綿開襟半袖シヤツ　一
三、メリヤス丸首シヤツ　一
○同押第一四八二号（大城久雄傷害事件）
一、中古刺身庖丁　一
二、中古木柄付手鎌　一
○同押第一四七八号（上垣弘造他四名窃盗事件等）
一、現金　八百十五円

○同押第一三五〇七号（笠松進市同）
一、煙草（光）　六
二、バチンコ遊技用鉄玉　七十
○同押第一五二〇八号（梶川勇同）
一、作業ズボン　一足
二、長靴　一足
○同押第一五三三号（土田富夫同）
一、ふとん　一
○同押第一五三三号（大西敏夫同）
一、風呂敷　二
二、現金　十八円五十銭
○同押第一六二一号（新井雅司同）
一、女物ナイロン製レインコート　一
二、女物黒革製並同チヨコレート色短靴　一
○同押第一六五三五号（福田万藤同）
一、女物子供ズボン　二
○同押第一七〇三八号（秋岡明敏同）
一、換価金（二輪自転車）　五百円
○同押第五七七八号（塚本富男他三名同）
一、風呂敷　八
二、革製サック付写真機　一
○同押第八五〇三号（亀田定同）
一、換価金（鉛管）　千円
○同押第一〇五八二号（平井一男同）
一、現金　一
○同押第一七三一号（金致邦同）
二、ソルハシ並ハンマー　各一
○同押第一九二八号（西井卯之松他二名同）
一、角形スコップ並斧　各一
○同押第一二一六七号（播磨房子同）
二、人絹水玉ブラウス　一
○同押第一二二九号（藤田里光同）
一、紺色布製財布　一
二、現金　百五十九円五十銭
三、印鑑（サック付）　一
○同押第一五三九二号（吉田一三同）
一、鑢　一
二、南京袋　一
○同押第一五四〇号（鄭在玉同）
一、出刃庖丁　一
○同押第一五六三三号（岩井ハツ子同）
一、現金　八十円
○同押第一六六六二号（井上芳秀他一名同）
一、ペンチ　一
二、天幕　一
○同押第四四二八号（岡田喜一有価証券偽造行使事件）
一、小切手帳　一冊
二、小切手　六枚

○同二十六年証第七七号（朴甲寿酒税法違反事件）
二、酒槽　一
三、蒸溜機　一
四、冷却器　一
五、濾過器　一
六、ゴムホース　一
七、小型蒸溜機　一
八、一斗壜　二
九、一升壜　二
一〇、ビール壜　一
一一、四合壜　一
一二、升徳利　一
一三、合徳利　一
一四、シリンダー　一
一五、酒精計　一
一六、酒斗桶　一
一七、乳酸五百瓦壜　一
一八、食塩五百瓦壜　一
一九、十匁秤　三
二〇、コハク酸三百瓦壜　一
二一、酒石酸五百瓦壜　一
二二、クエン酸五百瓦壜　一
二三、味ノ素繊一
二四、登性炭酸加里五百瓦壜　一
二五、グリセリン五百瓦壜　一
二六、乳酸五百瓦壜（朴甲壽壜同）　一
二七、風呂敷　一
○同証第六七号（朴甲壽酒税法違反事件）
一、風呂敷　一
二、五升ホース　一
三、ゴムホース　一組
四、活性炭素　一袋
五、酒精計　一
六、一斗桶　一
宝塚区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第三〇一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　九万六百九十三円
二、布袋　二十七枚
三、風呂敷　九枚
四、布袋　二十枚
五、紙袋　五枚
○同領第三〇二号（同）
一、換価金　二万二千八百六十一円
二、風呂敷　二十三枚
三、紙袋　十枚
四、布袋　二枚
○同領第三〇三号（同）
一、換価金　三千五百八十九円
二、風呂敷　五枚
○同領第三〇四号（同）
一、換価金　一万二千一百五十八円
二、風呂敷　一枚

○同領第三〇五号（同）
一、換価金　八百七円六十銭
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇六号（同）
一、換価金　八百七円六十銭
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇七号（同）
一、換価金　二千七百六十四円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇八号（同）
一、換価金　四十七万三千二百七円
二、風呂敷　四十二枚
○同領第三〇九号（同）
一、換価金　九十六万四千七百四十円
二、風呂敷　三十六枚
○同領第三一〇号（同）
一、換価金　四千六百七十四円
二、風呂敷　四枚
○同領第三一一号（同）
一、換価金　八百七十六円
二、布袋　三枚
○同領第三一二号（同）
一、換価金　九万九千八百六十五円
二、風呂敷　四十九枚
○同領第三一三号（同）
一、換価金　九万四千七百四十円
二、手提袋　一個
三、米袋　七十六枚
四、風呂敷　三十一枚
○同領第三一四号（同）
一、換価金　一万四千二百五十二円
二、布袋　三十六枚
三、風呂敷　二個
四、竹籠　二個
五、破損せるボストンバッグ　三個
○同領第三一五号（同）
一、換価金　二枚
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一枚
○同領第三一六号（同）
一、換価金　一六円
二、同　七号（同）
三、同　九百八十一円
四、同　一号（同）
五、同　九百十六円
六、竹籠　一個
三、布袋　一枚
四、手提籠　一個
五、破損セルトランク　一個
○同領第三〇五号（同）
一、換価金　五千九十九円
二、風呂敷　四枚
三、布袋　二枚
四、買物籠　二個
五、手提袋　一個
○同領第三〇六号（同）
一、換価金　十七万三千二百七円
二、風呂敷　四十二枚
三、ドンゴロス　一個
四、手提籠　一個
五、リュックサック　一個
六、リュックサック　一個
七、一斗壜　二
○同領第三〇七号（同）
一、換価金　四千六百七十四円
二、風呂敷　四枚
三、布袋　四枚
○同領第三一一号（同）
一、換価金　八百七十六円
二、布袋　三枚
○同領第三一二号（同）
一、換価金　九万九千八百六十五円
二、風呂敷　四十九枚
○同領第三一三号（同）
一、換価金　九万四千七百四十円
二、手提籠　一個
三、手提袋　一個
四、手提籠　一個
五、手油壜　二個
○同領第三一六号（同）
一、換価金　一六円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一七号（同）
一、換価金　九百十一円
二、布袋　一枚
○同領第三一八号（同）
一、換価金　三千三十六円
二、布袋　一枚
○同領第三一九号（同）
一、換価金　八百七円六十銭
二、布袋　一枚
○同領第三二〇号（同）
一、換価金　六百九十七円三十一銭
二、ブリキ罐　一
○同領第三二一号（同）
一、換価金　六百九十七円三十一銭
二、ブリキ罐　一
○昭和二十二年領置第二六二号（太田文子食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　九十円六十四銭
二、木箱　一
三、布袋　一

○鉱業財団

東京都千代田区丸の内一丁目二番地ノ一鋼管鉱業株式会社より群馬県吾妻郡六合村大字入山に属する鉱業権、建物工作物並びに機械器具等に対し、鉱業財団組成のため、所有権保存の登記申請があったから、右財団に属する、勤産について、権利を有する者又は、差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月二十三日

前橋地方法務局長野原出張所

文部省公告

登録番号 / 登録年月日 / 著作物の表示 / 著作者の氏名 / 著作の年月日発行または興業の年月日 / 登録の目的

○著作年月日登録

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 愛知県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 静岡県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 長野県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 山梨県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 静岡県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

第三七号の一 / 昭和二六、二、一 / 最新日本分県地図 / 昭和二六、一〇、一〇 / 日地出版株式会社 / 著作年月日
第三七号の二 / 昭和二六、二、一 / 千葉県（全一枚） / 昭和二六、一〇、一〇 / （代表者三浦忠三郎） / 著作年月日
この著作物は、昭和二十二年一月十日、次の者が著作したものである。
右の登録 / の原因 / 東京都千代田区神田神保町一丁目二十三番地（代表者 三浦忠三郎） / 日地出版株式会社

裁判所公告（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第九〇〇号
本籍 豊橋市旭町字旭二百二十四番地
住所 豊川市豊川町仲町六十二番地の三 ミゑ
本籍 愛知県八名郡舟着村大字吉川字柿原六十九番地の五
最後の住所 右に同じ
出生の年月日 大正十四年十一月二十二日
死亡の場所 豊川市牛久保町光輝四十番地（豊川市民病院）
死亡の年月日 昭和二十六年九月十四日
職業 無職
相続人 亡 原保 近
右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人として住所豊橋市東田町東前山九番地、山田倫正を選任する。
昭和二十七年二月四日
名古屋家庭裁判所新城支部

●昭和二十六年（家）第一五八〇号
本籍並びに住所 石川県金沢市天神町二丁目五十五番地
申立人 岩倉常次郎
本籍並びに住所 石川県金沢市田町新通八十二番地
被相続人 亡 岩倉鉄太郎
明治三十三年八月十六日生
右申立人の申立により当裁判所は右被相続人岩倉鉄太郎の相続財産管理人として本籍並びに住所石川県金沢市天神町二丁目十五番地岩倉佐一郎を選任した。
昭和二十七年二月十一日
金沢家庭裁判所

○禁治産宣告

●本籍並びに住所静岡県賀茂郡稲取町二千四百五十五番地の一 田村ひさえ
大正八年一月九日生
右の者に対し静岡県賀茂郡稲取町二千三百八十四番地山田又幸の申立により当裁判所は昭和二十七年一月三十日右田村ひさえを心神喪失の状況にある者と認めて禁治産を宣告した。
昭和二十七年二月十八日
静岡家庭裁判所下田支部
家事審判官 元岡道雄

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）第九〇〇号
本籍 豊橋市旭町字旭二百二十四番地
住所 豊川市豊川町仲町六十二番地の三 ミゑ
本籍 愛知県八名郡舟着村大字吉川字柿原六十九番地の五
最後の住所 右に同じ
出生の年月日 大正十四年十一月二十二日
死亡の場所 豊川市牛久保町光輝四十番地（豊川市民病院）
死亡の年月日 昭和二十六年九月十四日
職業 無職
相続人 亡 原保 近
右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人として住所豊橋市東田町東前山九番地、山田倫正を選任する。
昭和二十七年二月四日
名古屋家庭裁判所新城支部

●昭和二十六年（家）第一五八〇号
本籍並びに住所 石川県金沢市天神町二丁目五十五番地
申立人 岩倉常次郎
本籍並びに住所 石川県金沢市田町新通八十二番地
被相続人 亡 岩倉鉄太郎
明治三十三年八月十六日生
右申立人の申立により当裁判所は右被相続人岩倉鉄太郎の相続財産管理人として本籍並びに住所石川県金沢市天神町二丁目十五番地岩倉佐一郎を選任した。
昭和二十七年二月十一日
金沢家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第八六五号
豊橋市神明町三番地の十二
申立人 日進物産株式会社
右代表取締役 河崎 憲治
別紙表示の約束手形及為替手形に付前記申立人より公示催告の申立があったから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形及為替手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十五日
東京簡易裁判所
裁判官 菅野保之

（別紙） 目 録
一、為替手形 二通
（イ）金額 三十七万一千六百十五円也
支拂期日 昭和二十六年十一月二十六日
支拂場所 株式会社三和銀行堀留支店
支拂地及び振出地共 東京都中央区
振出日 昭和二十六年十一月二十六日
振出人及宛名人 未記入
引受人 東京都中央区日本橋大伝馬町三丁目二番地一、株式会社村上商店代表取締役村上清
（ロ）金額 二十八万三千二百十円也
支拂期日 昭和二十七年一月二十七日
支拂場所、支拂地、振出地、振出日、振出人、宛名人、引受人共（イ）の手形に同じ
二、約束手形 一通
金額 十二万九千四百三十円也
支拂期日 昭和二十七年一月三十一日
支拂場所 株式会社第一銀行堀留支店
振出地 東京都千代田区
振出日 昭和二十六年十一月二十六日
振出人 東京都千代田区神田平河町四番地、株式会社黒沢商店取締役
社長黒沢善太郎
宛名人 日進物産株式会社豊橋支店
三、約束手形 一通
金額 九万六千一百円也
支拂期日 昭和二十七年一月二十日
支拂場所 株式会社大阪銀行人形町支店
支拂地及び振出地共 東京都中央区
振出日 昭和二十六年十一月二十六日
振出人 東京都中央区日本橋堀留町二丁目四番地、柏商事株式会社取締役社長矢口信治
名宛人 日進物産株式会社豊橋支店

●昭和二十七年（ヘ）第一七号
東京都千代田区丸の内二丁目三番地
申立人 明光商事株式会社
右代表取締役 保沢 戈喜
右申立代理人弁護士 岩城 甫男
同 水上 喜景
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつた共所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十八日
東京簡易裁判所
裁判官 岡部捨四郎

（別紙） 目 録
約束手形の表示次の通り
番号 金額 支拂期日 支拂地 振出地 振出日 振出人 宛名人
一 金額各未記入 昭和二十七年一月三十一日 東京都中央区日本橋堀留町二丁目四番地 東京都千代田区神田平河町四番地 昭和二十六年十一月二十六日 東京都中央区日本橋堀留町二丁目四番地、柏商事株式会社取締役社長矢口信治 株式会社豊橋支店
右の手形の支拂場所、支拂地及び振出地東京都中央区、支拂場所株式会社東京銀行、受取人北幸繊維株式会社、裏書人北幸繊維株式会社及明光商事株式会社

●昭和二十七年(ヘ)第二〇号
長野県飯田市大字飯田一〇五四
申立人　仁木　基之
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十八日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目　録
借越化学工業株式会社発行株式五株券四枚
記号番号　ユ丙第五〇三号、ユ乙第三一一六九号、ユ甲第七三二八号
額面　金二百五十円也
同会社発行株式十株券三枚
記号番号　ユ丙第五〇三号、ユ乙第三〇四三号、ユ甲第七三二八号
額面　金二百五十円也
同会社発行株式五十株券一枚
記号番号　ユ丙第一一六七〇号、ユ乙第三〇四三号
額面　金五百円也
同会社発行株式五十株券一枚
記号番号　ユ丙第四四五号
額面　金二千五百円也
同会社発行株式百株券五枚
記号番号　波已第一〇六七五号
額面　金五千円也
以上各株式の一株の金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　越東一郎
同会社発行株式百株券五枚
記号番号　自已波第一二一号至已波第一二五号
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也(全額拂込済)
最終株主名義人　井本已代吉
宇幸水産株式会社発行株式百株券五枚
記号番号　自は丙第四〇二号至は丙第四〇四号、は丙第七六九号、は丙第三八七号
額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也(全額拂込済)
発行日　昭和二十三年六月一日
最終株主名義人　葛川愛城

●昭和二十七年(ヘ)第二一号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　当事者目録
東京都目黒区中目黒一丁目七四八
(イ)申立人　小山　豊治
新潟市古町五番町
(ロ)同　吉田　仁吉
東京都杉並区清水八六
(ハ)同　大野　俊男
同都江戸川区平井三丁目二〇五九
(ニ)同　秀雄
川崎市古川八八
(ホ)同　亀山ヨシエ
東京都中央区日本橋兜町一丁目八番地
(ヘ)同　代表取締役　吉川　義治
香川県綾歌郡松山村大字高屋六五一
武蔵野市吉祥寺八八三
申立代理人弁護士　植谷　譯秋
(ト)長崎製鋼株式会社株式七百五十株
一株額面　金五十円
額面及枚数　(イ)五千円(百株)券一枚
記号番号　(ロ)二千五百円(五十株)券一枚
五〇(ハ)エ二三五
(ニ)自第二九四四至第二九五〇(ホ)エ二三五
最終名義人　小山豊治
(ヘ)東邦レーヨン株式会社株式一百株
同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　い甲二六八九五
発行年月日　昭和二十六年五月十五日
最終名義人　日新証券株式会社取締役社長田中豊一
(ニ)(ホ)(ヘ)東邦亜鉛株式会社株式(ニ)三百株(ホ)百株(ヘ)百株、同上
額面及枚数　(ニ)五千円(百株)券三枚
(ホ)同上一枚(ヘ)同上一枚
記号番号　(ニ)甲九五、(ホ)甲八三一六、同一二六〇四(ヘ)に甲四五八七(ホ)は甲一一一七四

●昭和二十七年(ヘ)第二二号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十六日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　当事者目録
東京都目黒区中目黒一丁目七四八
(イ)申立人　小山　豊治
新潟市古町五番町
(ロ)同　吉田　仁吉
東京都杉並区清水八六
(ハ)同　大野　俊男
同都江戸川区平井三丁目二〇五九
(ニ)同　秀雄
川崎市古川八八
(ホ)同　亀山ヨシエ
東京都中央区日本橋兜町一丁目八番地
(ヘ)同　代表取締役　吉川　義治
香川県綾歌郡松山村大字高屋六五一
武蔵野市吉祥寺八八三
申立代理人弁護士　植谷　譯秋
(ト)長崎製鋼株式会社株式七百五十株
一株額面　金五十円
額面及枚数　(イ)五千円(百株)券一枚
記号番号　(ロ)二千五百円(五十株)券一枚
五〇(ハ)エ二三五
(ニ)自第二九四四至第二九五〇(ホ)エ二三五
最終名義人　小山豊治
(ヘ)東邦レーヨン株式会社株式一百株
同上
額面及枚数　五千円(百株)券一枚
記号番号　い甲二六八九五
発行年月日　昭和二十六年五月十五日
最終名義人　日新証券株式会社取締役社長田中豊一
(ニ)(ホ)(ヘ)東邦亜鉛株式会社株式(ニ)三百株(ホ)百株(ヘ)百株、同上
額面及枚数　(ニ)五千円(百株)券三枚
(ホ)同上一枚(ヘ)同上一枚
記号番号　(ニ)甲九五、(ホ)甲八三一六、同一二六〇四(ヘ)に甲四五八七(ホ)は甲一一一七四

●昭和二十七年(ヘ)第二三号
山口県玖珂郡柳井町字亀岡町三一八
申立人　霜島源次郎
千葉県印旛郡公津村下方一六〇六
同　吉田　修
右代理人　平田　收
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十五日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目　録
日本繊維工業株式会社株式五百三十六株五十九枚
記号番号　(イ)自は丙七〇九至七五七、自は甲二六八至二七三(ロ)甲は一〇四一、一〇四二丙は二一五四、二一五五号
(ハ)霜島源次郎(ロ)吉田修
最終名義人　(ハ)霜島源次郎(ロ)吉田修
最終所持人　株券の種類　は甲、は丙、甲は、丙は以上十株券、は甲、一株券
一株の額面並に拂込五十円全額拂込発行者　日本繊維工業株式会社

●昭和二十七年(ヘ)第二四号
鹿児島県串木野市羽島三五二五
申立人　久保　園雄
右代理人　秋山　正也
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十八日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目　録
神岡鉱業株式会社五十株券一枚、十株券三枚
記号番号　丙九三二五、自丁一八六九七至丁一八六九七
株券額面　五千円一株金額五十円拂込済
最終名義人　久保園雄
株券発行者　神岡鉱業株式会社

●昭和二十七年(ヘ)第三五号
東京都港区芝三田四国町二三
申立人　夏目喜次郎
右法定代理人代表社員　夏目喜次郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十八日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目　録
(イ)約束手形番号　第四〇六号(ロ)第四〇七号
額面　(イ)金三万円(ロ)金二十三万四千円
支拂期日　昭和二十七年二月二十五日
支拂地　東京都港区
支拂場所　株式会社富士銀行芝浦支店
振出地　東京都港区
振出期日　昭和二十六年十二月二十八日
振出人　東京都中央区月島東仲通七丁目四番地、月島自動車商事株式会社取締役社長北村悌次郎
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地、新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社日本興業銀行
振出地　川口市
振出人　川口市彌平町二百五十三番地、民生ディゼル工業株式会社専務取締役江口最
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社日本興業銀行
振出地　川口市
振出日　昭和二十六年二月二十八日
振出人　川口市彌平町二百五十三番地、民生ディゼル工業株式会社専務取締役江口最
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日
支拂地　東京都中央区
振出地　東京都中央区
振出日　昭和二十六年二月二十八日
振出人　東京都中央区月島東仲通七丁目四番地、月島自動車商事株式会社取締役社長北村悌次郎
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社日本興業銀行
振出地　川口市
振出日　昭和二十六年二月二十八日
振出人　川口市彌平町二百五十三番地、民生ディゼル工業株式会社専務取締役江口最
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日

●昭和二十六年(ヘ)第二三一号
石川県金沢市材木町二丁目四十一番地
申立人　森谷　昌弘
右代理人弁護士　森谷　いと
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
株式会社日本勧業銀行株式百株券四通
株券記号番号　ほは号第一六二〇番
自第一一六二二番至第一一六二四番
一株の金額　金五十円(全額拂込済)
最終名義人　森谷昌弘

●昭和二十六年(ヘ)第二三二号
石川県金沢市材木町二丁目四十一番地
申立人　森谷　昌弘
右代理人弁護士　森谷　いと
山口進太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
株式会社日本勧業銀行株式百株券四通
株券記号番号　ほは号第一六二〇番
自第一一六二二番至第一一六二四番
一株の金額　金五十円(全額拂込済)
最終名義人　森谷昌弘

●昭和二十六年(ヘ)第二三五号
大阪府大阪市東区北浜三の三七番地
申立人　岡三証券株式会社
右代表取締役　加藤　清治
右代理人弁護士　松井　宣
同　柴田　博
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
国策パルプ工業株式会社株式二百株券二枚
第一
株券額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　新内第六八〇号
発行者　国策パルプ工業株式会社
発行日　昭和二十年一月八日
最終の名義人　日本証券金融株式会社
最後の所持人　岡三証券株式会社
第二
株券額面　一株の拂込金額、発行者、最後の所持人は第一に同じ
記号番号　丙第六〇三七号
発行日　昭和二十四年八月十日
最終の名義人　伊藤三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二三六号
東京都杉並区松の木町一二四三
申立人　中島　トリ
横浜市中区宮川町三の六四
浅間　俊治
東京都目黒区大岡山二二三
野中　鎗
同
右代理人　松本　清澄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
東化学工業株式会社五十株券一枚
記号番号　已に第一三七号

最終株主　中島トリ

●昭和二十六年(ヘ)第二三七号
申立人　中島　トリ
横浜市中区宮川町三の六四
浅間　俊治
東京都目黒区大岡山二二三
野中　鎗
同
右代理人　松本　清澄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
東化学工業株式会社五十株券一枚
記号番号　已に第一三七号

●昭和二十六年(ヘ)第二三八号
東京都品川区大井鮫洲町二五三番地
申立人　小島工業株式会社
右代表者取締役　小島　徹
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一約束手形　一通
番号　B1317
額面　金四十万円也
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社第一銀行
振出地　東京都千代田区
振出日　昭和二十六年三月三十一日
振出人　東京都千代田区丸の内三丁目十番地、日本石油株式会社取締役社長佐々木彌市
名宛人　小島工業株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第二三九号
愛知県名古屋市南区星崎町字緑出六六
申立人　新大同製鋼株式会社
右代表取締役　石井健一郎
右代理人弁護士　森　良作
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

●昭和二十六年(ヘ)第二四二号
大阪府大阪市東区今橋五の一八
申立人　大阪商事株式会社
右取締役社長　溝口庄太郎
右代理人　西川　重一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
日本石油株式会社百株券一百株
記号番号　あ已第九〇五〇〇号
株券額面　金五千円也
拂込金額　全額拂込済
発行日　昭和二十五年一月二十日
発行者　日本石油株式会社長取締役社長溝口庄太郎

●昭和二十六年(ヘ)第二四三号
大阪府大阪市東区今橋五の一八
申立人　大阪商事株式会社
右取締役社長　溝口庄太郎
最終名義人　丸中証券株式会社取締役社長中田利保
最終所持人　大阪市東区今橋五丁目十八番地、大阪商事株式会社取締役社長溝口庄太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
日本石油株式会社百株券一百株
記号番号　あ已第九〇五〇〇号
株券額面　金五千円也
拂込金額　全額拂込済
発行日　昭和二十五年一月二十日
発行者　日本石油株式会社長取締役社長溝口庄太郎

●昭和二十六年(ヘ)第二四四号
茨城県水戸市江戸町一三三
申立人　福田富之助
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一株式名柄　株式会社鉄興社株式百株券三枚
額面金額　金一万五千円(一株に付五十円)
株券記号番号　自ぬ二九三一〇号至ぬ二九三一二九号
発行年月日　昭和二十四年十二月一日
発行者　株式会社鉄興社取締役社長佐野隆一
最終名義人　谷中雄三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二一号
兵庫県加古川市加古川町古川町居寛河原町二丁目七二番地
申立人　広岡慶治郎
右代理人　浅井　清治
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二

裏書人　東京都品川区五反田六丁目二百二番地伊藤鉄工所伊藤俊次
所持人　東京都港区芝三田四国町二十三番地、夏目合名会社代表社員　夏目喜次郎

○除権判決

●昭和二十六年(ヘ)第二一六号
岐阜県岐阜市上尻毛三七八番地
申立人　村瀬甲子司
右代理人　村井　潔
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一株式銘柄　株式会社鉄興社株式
株券種類及株券通数　百株券二枚
記号番号及発行年月日　ぬ第二二二九号昭和二十四年十二月一日
発行当時名義人　野村証券株式会社
取締役社長奥村綱雄
一株の額面金額　金五十円也(全額拂込済)
最終の名義人　村瀬甲子司

●昭和二十六年(ヘ)第二一七号
東京都葛飾区本田町一三九番地
申立人　榎本　清一
右代理人　榎本　昭秋
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
日本海汽船株式会社発行株券五百株
種類及び枚数　百株券五枚
記号番号　(イ)B第二六七九号(ロ)B第九八三一号(ハ)乙第一五一二号、B第九八三一号(ニ)乙第一五一三号

一株の額面　金五十円(全額拂込済)
株券発行日　(イ)、(ロ)昭和二十五年三月一日、(ハ)昭和二十七年二月十一日
最終名義人　武田道子
最終所持人　(イ)(ロ)奥保英(ハ)松崎光雄(ハ)
一約束手形　一通
額面　金四十万円也
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社第一銀行
振出地　東京都千代田区
振出日　昭和二十六年三月三十一日
振出人　東京都千代田区丸の内三丁目十番地、日本石油株式会社取締役社長佐々木彌市
名宛人　小島工業株式会社

(別紙)　目　録
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月二十八日
支拂地　東京都中央区
支拂場所　三和銀行月島支店
振出地　東京都中央区
振出日　昭和二十六年二月二十八日
振出人　東京都中央区月島東仲通七丁目四番地、月島自動車商事株式会社取締役社長北村悌次郎
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地、新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社日本興業銀行
振出地　川口市
振出日　昭和二十六年二月二十八日
振出人　川口市彌平町二百五十三番地、民生ディゼル工業株式会社専務取締役江口最
宛名　新大同製鋼株式会社
裏書人　東京都港区南佐久間町一丁目四十六番地、新大同製鋼株式会社東京支店取締役神辺武雄
一約束手形　一通
額面　金六十万円也
支拂期日　昭和二十六年五月三十一日

●昭和二十六年(ヘ)第二三二号
石川県金沢市材木町二丁目四十一番地
申立人　森谷　昌弘
右代理人弁護士　森谷　いと
山口進太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
株式会社日本勧業銀行株式百株券四通
株券記号番号　ほは号第一六二〇番
自第一一六二二番至第一一六二四番
一株の金額　金五十円(全額拂込済)
最終名義人　森谷昌弘

●昭和二十六年(ヘ)第二三五号
大阪府大阪市東区北浜三の三七番地
申立人　岡三証券株式会社
右代表取締役　加藤　清治
右代理人弁護士　松井　宣
同　柴田　博
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録
国策パルプ工業株式会社株式二百株券二枚
第一
株券額面　金五千円
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　新内第六八〇号
発行者　国策パルプ工業株式会社
発行日　昭和二十年一月八日
最終の名義人　日本証券金融株式会社
最後の所持人　岡三証券株式会社
第二
株券額面、一株の拂込金額、発行者、最後の所持人は第一に同じ
記号番号　丙第六〇三七号
発行日　昭和二十四年八月十日
最終の名義人　伊藤三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二三六号
東京都杉並区松の木町一二四三
申立人　中島　トリ
横浜市中区宮川町三の六四
浅間　俊治
東京都目黒区大岡山二二三
野中　鎗
同
右代理人　松本　清澄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
東化学工業株式会社五十株券一枚
記号番号　已に第一三七号

最終株主　中島トリ

●昭和二十六年(ヘ)第二三七号
申立人　中島　トリ
横浜市中区宮川町三の六四
浅間　俊治
東京都目黒区大岡山二二三
野中　鎗
同
右代理人　松本　清澄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
東化学工業株式会社五十株券一枚
記号番号　已に第一三七号

●昭和二十六年(ヘ)第二三八号
東京都品川区大井鮫洲町二五三番地
申立人　小島工業株式会社
右代表者取締役　小島　徹
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一約束手形　一通
番号　B1317
額面　金四十万円也
支拂地　東京都千代田区
支拂場所　株式会社第一銀行
振出地　東京都千代田区
振出日　昭和二十六年三月三十一日
振出人　東京都千代田区丸の内三丁目十番地、日本石油株式会社取締役社長佐々木彌市
名宛人　小島工業株式会社

●昭和二十六年(ヘ)第二三九号
愛知県名古屋市南区星崎町字緑出六六
申立人　新大同製鋼株式会社
右代表取締役　石井健一郎
右代理人弁護士　森　良作
別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

●昭和二十六年(ヘ)第二四二号
大阪府大阪市東区今橋五の一八
申立人　大阪商事株式会社
右取締役社長　溝口庄太郎
右代理人　西川　重一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
日本石油株式会社百株券一百株
記号番号　あ已第九〇五〇〇号
株券額面　金五千円也
拂込金額　全額拂込済
発行日　昭和二十五年一月二十日
発行者　日本石油株式会社長取締役社長溝口庄太郎

●昭和二十六年(ヘ)第二四三号
大阪府大阪市東区今橋五の一八
申立人　大阪商事株式会社
右取締役社長　溝口庄太郎
最終名義人　丸中証券株式会社取締役社長中田利保
最終所持人　大阪市東区今橋五丁目十八番地、大阪商事株式会社取締役社長溝口庄太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
日本石油株式会社百株券一百株
記号番号　あ已第九〇五〇〇号
株券額面　金五千円也
拂込金額　全額拂込済
発行日　昭和二十五年一月二十日
発行者　日本石油株式会社長取締役社長溝口庄太郎

●昭和二十六年(ヘ)第二四四号
茨城県水戸市江戸町一三三
申立人　福田富之助
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月八日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目　録
一株式名柄　株式会社鉄興社株式百株券三枚
額面金額　金一万五千円(一株に付五十円)
株券記号番号　自ぬ二九三一〇号至ぬ二九三一二九号
発行年月日　昭和二十四年十二月一日
発行者　株式会社鉄興社取締役社長佐野隆一
最終名義人　谷中雄三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二一号
兵庫県加古川市加古川町古川町居寛河原町二丁目七二番地
申立人　広岡慶治郎
右代理人　浅井　清治
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二

昭27. 2. 23.　第7537号

十六年十二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目録

別子鉱業株式会社百株券一枚
但し
株券額面金額　金五千円也
一株に付払込金　金五十円也全額払込
株券記号番号　乙第二七一八八号
発行者　別子鉱業株式会社取締役社長田中外次
発行年月日　昭和二十五年五月一日
最終株主　広岡慶次郎
現在所持人　同右

●昭和二十五年(ヘ)第二九〇号

徳島県勝浦郡勝占村大字大原字大神子十番地
申立人　増谷　禎一
右代理人　谷山信之助

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十一月十五日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)　目録

三菱重工業株式会社株式十五株
株券枚数　五株券一枚、十株券一枚
額面　五株券二百五十円、十株券五百円
払込金額　全額払込済
記号番号　B第四七〇〇号、C第八八五三九号
発行者　三菱重工業株式会社
発行年月日　昭和十七年十月一日
最終名義人　増谷禎一

株式会社三菱本社株式二十株
株券枚数　十株券二枚
額面　五百円
払込金額　全額払込済
記号番号　い丙第四五二三三五号、い丙第四五二三三六号
発行者　株式会社三菱本社
発行年月日　昭和十八年二月八日
最終名義人　増谷禎一

三菱商事株式会社株式五十株
株券枚数　十株券五枚
額面　五百円
払込金額　全額払込済
記号番号　自丙第一五三三二九号至丙第一五三三三三号
発行者　三菱商事株式会社
発行年月日　昭和十三年八月三十一日
最終名義人　増谷禎一

三菱商事株式会社株式三十三株
株券枚数　一株券三枚、十株券三枚
額面　一株券五十円、十株券五百円
払込金額　全額払込済
記号番号　自い甲第五〇三三号至い甲第五〇三五号、自い丙第五〇六七号至い丙第五〇六九号
発行者　三菱商事株式会社
発行年月日　昭和十四年十二月二十日
最終名義人　増谷禎一

三菱商事株式会社株式八十三株
株券枚数　一株券三枚、十株券八枚
額面　一株券五十円、十株券五百円
払込金額　全額払込
記号番号　自ろ甲第四一五三号至ろ甲第四一五五号、自ろ丙第一七九四〇号至ろ丙第一七九四七号
発行者　三菱商事株式会社
発行年月日　昭和十六年七月一日
最終名義人　増谷禎一

●昭和二十六年(ヘ)第二一二号

大阪府大阪市東区今橋五丁目十八番地
申立人　大阪商事株式会社
右代表取締役　綿貫　和夫
右代理人弁護士　田村　福司

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月十五日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

(別紙)　目録

(一)三菱鉱業株式会社株式五十株券十枚
記号番号　卯第八六八二号乃至第八六九一号
額面金額　株券一枚に付金二千五百円也
一株の金額　金五十円也全額払込済
発行年月日　昭和十四年二月二十日
最終株式名義人　大同生命保険相互会社
株券発行者　三菱鉱業株式会社取締役会長河午捨二

(二)三井鉱山株式会社株式五十株券四枚
記号番号　(イ)河村與志名義分は丙第三〇三〇三号、同第三〇三〇四号　(ロ)花井聰名義分は丙第二六一三八号、同第二九二〇二号
額面金額　株券一枚に付金二千五百円也
一株の金額　金五十円也全額払込済
発行年月日　昭和十五年五月一日
最終株式名義人　前記(イ)の株式河村與志、同(ロ)の株式花井聰
株券発行者　三井鉱山株式会社取締役会長川島三郎

●昭和二十六年(ヘ)第二号

足利郡葉鹿町二百九十四番地
申立人　石井　正一

別紙目録表示の約束手形について申立人の申立により公示催告を為した処昭和二十六年十二月二十一日午前十時の期日迄に権利を届出で右約束手形を提出する者がないから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月二十一日
足利簡易裁判所
裁判官　戸恒直三

(別紙)　目録

一、約束手形　一枚
証書番号　第四八〇八号
額面金額　金三万四千四百十四円也
振出地　足利市
振出人　足利市通二丁目二、七五三番地、株式会社三国商店取締役社長須賀松吉
受取人　石井正一
支払期日　昭和二十六年六月十四日
支払場所　株式会社足利銀行

●昭和二十六年(ヘ)第一号

榛原郡金谷町一八六一番地
申立人　五島株式会社
右法定代理人取締役　五島　秀次

一、約束手形の表示
別紙表示の通り

右約束手形について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十二月二十一日午前十時の期日迄に権利の届出と約束手形を提出する者がないから申立人の申立により右約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月二十一日
島田簡易裁判所
裁判官　江国隆晴

(別紙)　約束手形目録

一番号　(イ)第九号(ロ)第十号
金額　(イ)金五百万円也(ロ)金一百二十万円也
支払期日　昭和二十六年五月十五日
支払地　静岡県榛原郡金谷町
支払場所　株式会社静岡銀行金谷支店
振出地　静岡県榛原郡金谷町
振出日　昭和二十六年四月十六日
振出人　静岡県榛原郡金谷町一八六〇番地、五島株式会社取締役社長五島秀次
受取人　無記名

●昭和二十五年(ヘ)第三号

大阪市旭区赤川町一丁目千六百六十番地
申立人　日本タクシー株式会社
右代表取締役　伊藤　募
右代理人弁護士　山川　與助

証券の表示
一、別紙表示の約束手形

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十二月十日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をするものがないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月十日
都島簡易裁判所
裁判官　喜島秀太郎

(別紙)　物件目録

一手形番号　第十号の一
額面　金一百万円
支払期日　昭和二十六年一月八日
一手形番号　第十号の二
額面　金五十万円
支払期日　昭和二十五年十二月三十一日
一手形番号　第十号の三
額面　金五十万円
支払期日　昭和二十六年一月十日
一手形番号　第十号の七
額面　金一百万円
支払期日　昭和二十六年一月八日
一手形番号　第十号の八
額面　金一百万円
支払期日　昭和二十六年一月十日
以上の振出日　第十号の一乃至第十号の三昭和二十五年十月五日、第十号の七及び八昭和二十五年十月八日
支払地振出地共　大阪市
支払場所　株式会社大阪銀行城東支店
振出人　大阪市城東区関目町一丁目二十五番地日本タクシー株式会社取締役社長坪田竹次
受取人　空白

●昭和二十六年(ヘ)第三号

奈良県山辺郡朝和村大字三昧田百七十五番地
申立人　尾崎義太郎

証券の表示
一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十二月二十日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月二十日
阿倍野簡易裁判所
裁判官　小林繁作

(別紙)　目録

近畿日本鉄道株式会社株式一千株
一株の額面　金五十円也
一株の払込額　金五十円也
記号番号　自卯は一〇七九〇二至一〇七九〇五、一一一八七、一三三九一九、五六三二九、一〇四九六二〇三(五十株券)、丑に四九一〇二、四九一(百株券)、丑は三七五三〇、三七五三一、二七五〇四、四〇四五四、子は一六八九九、一六八九八、四九二九、寅は四四八五(十株券)、丑ろ七二六二、五四〇三、八一五(五株券)、自丑い一一九五三至一一九五五、子い一三五七、一三五八(一株券)
発行者　近畿日本鉄道株式会社
最終株主　尾崎義太郎
最終所持人　尾崎義太郎

●昭和二十六年(ヘ)第四号

大阪市北区高垣町百二十六番地
申立人　平田末次郎

証券の表示
一、別紙表示の通り

右証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十二月二十日午

前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月二十日
阿倍野簡易裁判所
裁判官　小林繁作

(別紙)　目録

近畿日本鉄道株式会社株式一千株(五十株券二十枚)
一株の額面　金五十円也
一株の払込額　金五十円也
記号番号　子に自七三二一〇号至七三二二九号
発行者　近畿日本鉄道株式会社
最終株主　平田末次郎
最終所持人　平田末次郎

●昭和二十六年(ヘ)第一〇号

愛媛県西條市神拝甲三百五十五番地
申立人　関西捺染株式会社
右代表取締役　文野俊一郎
右代理人弁護士　佐々木善一

別紙目録表示の約束手形に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月十五日
京都簡易裁判所
裁判官　西村悦蔵

(別紙)　証書の表示

一約束手形　一通
金額　金一百一十二万一千七百八十円也
支払期日　昭和二十六年六月十二日
支払地　京都市
支払場所　株式会社第一銀行四條支店
振出地　京都市
振出日　昭和二十六年四月十八日
振出人　京都市下京区烏丸通松原南入、興服産業株式会社京都支店支店長木下藤吉

一約束手形　一通
金額　金七十一万八千八百一十二円五十銭也
支払期日　昭和二十六年六月二十一日
支払地　京都市
支払場所　株式会社第一銀行四條支店
振出地　京都市
振出日　昭和二十六年四月十八日
振出人　京都市下京区烏丸通松原南入、興服産業株式会社京都支店支店長木下藤吉

●神戸市長田区西山町二の十一三菱電機広畔寮内
申立人　池田好五郎

右申立人から別紙目録記載の株券に付公示催告の申立をしたから当裁判所は公示催告をしたところ昭和二十六年十二月二十一日午前十時の期日迄に権利の届出と株券の提出をするものがないので申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月二十一日
神戸簡易裁判所

(別紙)　目録

一株券種類　山陽電気鉄道株式会社第三新株式百株券三枚、三通
一株の額面　五十円全額払込済
株券発行者　山陽電気鉄道株式会社
株券番号　三新甲自第八四八〇号至第八四八二号
最終株主　池田好五郎

○和議手続開始中更正

●神戸市長田区御屋敷通四丁目二番地
債務者　西代護謨工業株式会社

右に対する昭和二十六年(コ)第四号和議事件について当裁判所が昭和二十七年二月十六日午前十時に属した和議手続開始決定中債務者の住所「神戸市須磨区御屋敷通四丁目二番地」とあるを「神戸市長田区御屋敷通四丁目二番地」と更正する。

昭和二十七年二月二十日
神戸地方裁判所

正誤

昭和二十七年二月二十一日裁判所公告欄公示催告の項四五二頁一段清水簡易裁判所昭和二十七年(ヘ)第一号申立人「松山孝次郎」は「杉山孝次郎」の誤植

会社その他の公告

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十七年二月八日株主総会の決議により同日解散した。当社に対して債権ある者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられ度い。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せらる。

昭和二十七年二月十四日
神戸市灘区記田町三丁目十八番屋敷
大扇運輸株式会社
代表清算人　三木　文雄

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十七年二月五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月二十一日
東京都中央区日本橋呉服橋三丁目一番地三
日野通商株式会社
代表清算人　藤本　正一

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年二月九日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三十八番地
大阪魚商株式会社
代表清算人　松本　孝三

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月二十八日株主総会の決議により解散しましたから債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年二月二十三日
名古屋市中区鉄砲町一丁目十九番地
株式会社岡田佐七商店
代表清算人　岡田　佐市

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年九月三十日臨時株主総会により解散しましたので会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申立のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月十九日
大阪市大淀区大仁本町二丁目二十七番地
秀英舎印刷株式会社
清算人　中川　順吉

合併公告

下記甲乙両会社は昭和二十七年二月十五日の各株主総会で甲会社は乙会社を合併しその権利義務を承継して存続し、乙会社は合併に依る解散をする決議をしました。この合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたし。

昭和二十七年二月十八日
大阪市住吉区住吉町一〇六三番地
(甲)　**協和製粉株式会社**
大阪市住吉区帝塚山東六丁目四番地
(乙)　**株式会社摂津酒店**

株式会社資本減少異議申述公告

当会社は昭和二十七年二月五日の株主総会に於て資本総額金三十万円也を金十八万円也に減少することを決議致したるにつき之に異議ある債権者は本公告掲載日より二箇月以内に当会社に其の旨申述べ相成度若し右期間内に異議を述べざるときは資本減少を承認したるものと看做す。

昭和二十七年二月二十三日
小樽市最上町一〇
小樽土地株式会社

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十七年一月三十一日の臨時社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。もし右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月二十一日
名古屋市中区袋町六丁目七番地の三
丹慶有限会社
清算人　丹慶源一郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十七年一月十日
広島市上柳町十二番地
富士輪業株式会社
清算人　松永　博士

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月二十四日株主総会の決議により解散致しました。当会社に債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい若し右期間内に御申出なきときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十一日
横須賀市日ノ出町一丁目二番地
株式会社日本興信所
代表清算人　鴨田　理平

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十七年二月十二日社員総会の決議で解散致しましたので当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此の期間内に御申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月十六日
長野県上伊那郡中箕輪町
有限会社丸五呉服店
清算人　平出　正司

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年二月四日の社員総会の決議により解散致しましたので当会社に対し債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此期間内に申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月十五日
下関市伊崎町百七十番地
有限会社下関造船所
清算人　福島　育造

社債償還公告

当社(旧東北配電株式会社)第十一回社債第三次定時償還の為抽籤の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額　金三百万円也
支払期日　昭和二十七年三月十日
支払場所　現物債は券面記載の支払場所、登録債は指定支払場所

五千円券(乙)	一万円券(丙)
三七三―三七八	三七一五―三七七一
四九九―五〇四	四九一二―四九六八

十万円券(丁)
五三九―五四七
七二八―七三六

昭和二十七年二月二十三日
東北電力株式会社

社債償還公告

当社第十一回ろ号物上担保附社債第三次定時償還の為抽籤の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

第7537号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉◉号外　二月二十日付参会第十五号一六頁
附録　二月二十一日付第十回国会参会索引四八頁

償還金額　金三百六十万円也
支拂期日　昭和三十七年三月十日
支拂場所　現物債は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所

一千円券(甲)	五千円券(乙)
五一一五五六一一五五	五一一五五七一一八四
一万円券(丙)	十万円券(丁)
五七一一六二七	一二一一三二
一八六七一一九三二	三六二一三七二

昭和二十七年二月二十三日
西日本鉄道株式会社

株式名儀書換停止公告

来る三月一日より第二十八回定時株主総会終了の日まで株式の名義書換質権の設定移転の登録の表示又は右登録表示の抹消を停止致します。

昭和二十七年二月二十日
日本硫鉄株式会社

第二回決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

借方		貸方	
現金及預金	五五、五五一、五〇	株金	五〇〇、〇〇〇、〇〇
売掛金	九七六、八六〇、〇〇〇	買掛金	一、〇七〇、九二〇、〇〇〇
仮拂金	一、五四六、二七〇、〇〇〇	仮受金	八二八、四二五、〇〇〇
		当期利益金	一七九、三三六、五〇〇
合計	二、五七八、六八一、五〇	合計	二、五七八、六八一、五〇

入山炭礦株式会社

第二十六期決算公告

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	五六、三九七、五八一、一〇	流動負債	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
土地	二、一八一、八九〇、〇三	支拂手形	一、六〇四、六〇〇、〇〇〇
建物	二七、四四九、〇〇六、五〇	買掛金	一四六、八五一、三七〇、〇〇〇
建物設備	一九、〇一四、九一七、五四	未拂金	一四、二六七、六〇〇、〇〇〇
什器	七、六九五、四一七、〇三	仮受金	七二、六三三、二三五、一九九
営業権	五六、三五〇、〇〇〇	預り金	二、七〇四、〇七五、〇〇〇
投資	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	国庫納付準備金	二三九、五二七、二七四
出資金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	貸倒準備金	二、五九四、〇六六、四三二
流動資産	四三、九七六、一六二、五〇	前期繰越金	一五四、〇〇〇、〇〇〇
現金	四、九〇二、八一六、〇五	当期利益金	四八三、五〇一、七九九
		合計	二八五、四四九、三九七、九五

第二十六期決算公告

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	五六、三九七、五八一、一〇	雑勘定	三八、四一〇、〇〇〇、〇〇
土地	二、一八一、八九〇、〇三	納税積立金	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇
建物	二七、四四九、〇〇六、五〇	再評価積立金	三三、〇一〇、〇〇〇、〇〇
建物設備	一九、〇一四、九一七、五四	別途積立金	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇
什器	七、六九五、四一七、〇三	株主勘定	三一、二三六、八〇五、七七
営業権	五六、三五〇、〇〇〇	資本金	七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
投資	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	利益準備金	二、六四五、〇〇〇、〇〇
出資金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇		
流動資産	四三、九七六、一六二、五〇		
現金	四、九〇二、八一六、〇五		

御主人に　奥様に

ホルモン剤の…

新しい用い方

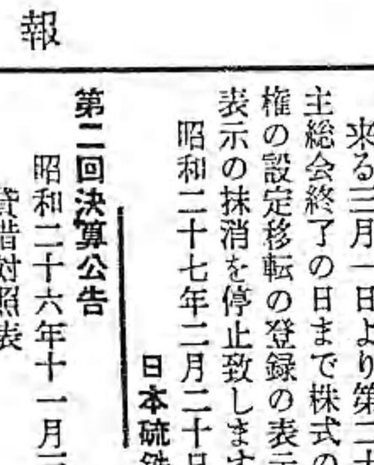

ホルモン・バッカルは従来の内服剤や注射薬と違い、ホルモンを口中の粘膜から直接吸収させるという新しい學説を応用したもので：
①内服剤のように消化器や肝臓内で成分が破壊される心配がなく：
②内服剤に比べて数倍の効果が期待できます

男性ホルモン口腔(舌下)錠　一〇錠(五〇〇円)
アモリシンバッカル
初老期の精力減退・疲労倦怠等に
一錠中メチルテストステロン五瓲　★一回一錠

女性ホルモン口腔(舌下)錠　一〇錠(一〇〇円)
ホープスバッカル
老化の予防・更年期障碍・生理不順等に
一錠中エチニルエストラジオール〇・〇五瓲　★一回一錠

武田藥品工業株式會社
大阪市道修町(東京・札幌・福岡・名古屋・仙台)

銀行預金　一四、七八五、〇四七、七六
売掛金　八八六、〇七一、五〇
保証金　二二六、四三二、一〇
貯蔵品　二三、一七五、七九五、〇九
雑勘定　二五、六二〇、三八三、三〇
仮拂金　七、二八九、七五九、三〇
未拂金　六、二三三、五五一、〇〇
預り金　九、〇六七、七〇七、三七
借入金　一〇、五〇〇、〇〇〇、〇〇
仮受金　六、一〇六、七八八、〇〇
引当勘定　一、五〇〇、〇〇〇、〇〇
退職手当積立金　一、五〇〇、〇〇〇、〇〇

第一回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方		貸方	
流動資産	四六七、四八六、〇〇〇	資本金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
固定資産	一三八、五八〇、〇〇〇	当期利益金	六、〇六六、〇〇〇
		前期繰越金	六〇六、〇六六、〇〇〇
合計	六〇六、〇六六、〇〇〇	合計	六〇六、〇六六、〇〇〇

昭和二十七年二月一日
株式会社高橋組

第十九期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
預金及現金	五二、二三三、〇九一、六七	資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
受取手形	一一六、六六八、二一三、六四	再評価積立金	一一、六〇四、三七二、五〇
売掛金	五八、三七四、九八六、三三	諸積立金	五、八一七、六〇〇、〇〇〇
商品	三〇、九二九、六三三、四三	支拂手形	一四六、八三九、五一一、三七
未収入金	一六七、四七〇、〇〇〇	買掛金	一四、二六七、六一〇、八七
仮拂金	一四四、六〇〇、〇〇〇	割引手形	七二、六三三、二二五、一九
加工所	一三二、七七〇、八八	未拂金	二、七〇四、〇七五、〇〇
貸付金	五五、五五〇、〇〇〇	仮受金	二三九、五二七、二七
有価証券及出資金	六六三、二二〇、〇〇〇	預り金	二、五九四、〇六六、四三
土地建物及什器	二六、〇七九、八六二、〇〇〇	国庫納付準備金	二、〇二〇、四五六、一八
		貸倒準備金	一五四、〇〇〇、〇〇〇
		前期繰越金	四八三、五〇一、七九
		当期利益金	一、〇九一、四五一、三五
合計	二八五、四四九、三九七、九五	合計	二八五、四四九、三九七、九五

大阪市東区備後町四丁目三七
野呂克株式会社

第一回決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

借方		貸方	
前期繰越金	三、五六六、九三三、四四	資本金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
当期利益金	一八、〇〇五、八七二、三三	諸積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一二六、五九四、一二六、九〇	計	一二六、五九四、一二六、九〇

昭和二十七年二月十五日
東京都中央区槇町一丁目三番地
日本食堂株式会社

貸借対照表

(昭和二十六年十一月三十日現在)

資産の部		負債の部	
固定資産	一七、九五七、一九一、九〇	対外債務	二四、二一二、六〇七、五四
出資及証券	三七七、二六四、〇〇〇	偶発債務	一〇、四二八、〇七五、三〇
棚卸資産	一七、六六六、〇一〇、九四	長期債務	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
対外債権	一五、六九九、四五八、二五	其の他の債務	三、九二二、六三四、五七
預金現金	四、八八二、四六九、一七	引当金	九一、六二〇、〇〇〇
計	五六、五八二、三九四、二六	資本金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
		諸積立金	八、二〇四、七四三、〇〇〇
		前期繰越金	一三〇、八六三、七五五
		当期利益金	五、三九一、八五〇、一〇
		計	五六、五八二、三九四、二六

大阪市住吉区緑木町三丁目三一番地
東洋ベニヤ工業株式会社

第二十期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部		負債の部	
貯蔵物品	七、七六四、七六八、〇五	資本金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
諸未収入金	三〇二、二〇八、二八	法定準備金	一四八、二〇〇、〇〇〇
仮拂金	五、〇六一、〇三三、二四	別途積立金	一六〇、〇〇〇、〇〇〇
他店貸	八、二七二、四四三、二七	借入金	九二九、〇〇〇、〇〇〇
受取手形	一、八七六、三二六、九五	他店借	四七五、七三三、〇〇〇
有価証券	二九六、五四八、〇〇〇	未拂運賃	一、三四七、三六五、〇〇〇
預け金	九三四、六一六、〇〇〇	諸未拂金	五、九九一、九三九、一八
現金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	未拂配当金	一五、八六二、八五
前期繰越損失金	六六八、三一二、四六	支拂手形	四、二一六、五七七、六〇
計	二八四、七七二、八七	仮受金	一、七四八、〇九一、八八
	四、九九〇、六六四、八五	当期利益金	一、一二五、九二四、四六
	三〇、五一九、六九三、九七	計	三〇、五一九、六九三、九七

昭和二十六年一月
中予運送株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円　千五百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)四五一―五九
印刷庁　振替東京一九〇〇〇　官報課